

10月4日(金)

出席委員

委員長 大倉 たかひろ 君
副委員長 芹 澤 裕次郎 君
同 つ る 伸一郎 君
委員 おくの 晋 治 君
同 くにば 雄 大 君
同 松本 ときひろ 君
同 西 村 直 子 君
同 小 芝 新 君
同 せ お 麻 里 君
同 松 澤 和 昌 君
同 のだて 稔 史 君
同 筒井 ようすけ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 田 中 さやか 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 湯 澤 一 貴 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 石 田 ちひろ 君

委員 安 藤 たい作 君
同 高 橋 しんじ 君
同 須 貝 行 宏 君
同 あくつ 広 王 君
同 鈴 木 博 君
同 木 村 けんご 君
同 中 塚 亮 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 あ べ 祐美子 君
同 西 本 たか子 君
同 藤 原 正 則 君
同 こんの 孝 子 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

渡 辺 裕 一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企画部財政課長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総務部総務課長
立 川 正 君

文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
廣 田 富美恵 君

子ども未来部児童相談担当課長
崎 村 剛 光 君

子ども未来部児童相談所移管担当課長
二ノ宮 隆 矢 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
三ッ橋 悦 子 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

子ども未来部保育支援課長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
伊 崎 みゆき 君

福祉部福祉計画課長
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
寺 嶋 清 君

福祉部高齢者地域支援課長
宮 尾 裕 介 君

福祉部障害者福祉課長
松 山 香 里 君

福祉部障害者施策推進担当課長
築 山 憩 君

福祉部生活福祉課長
矢 木 すみを 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

健康推進部国保医療年金課長
池 田 剛 君

都市環境部木密整備推進課長
高 梨 智 之 君

都市環境部都市開発課長
稲 田 貴 稔 君

防災まちづくり部交通安全担当課長
古 郡 茂 忠 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

区議会事務局長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○大倉委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、平成30年度品川区一般会計歳入歳出決算、平成30年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、平成30年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および平成30年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算歳出のうち第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者 おはようございます。

それでは、一般会計第3款民生費からご説明申し上げます。決算書208ページ、下の行をお願いいたします。208ページでございます。

第3款民生費は、2列右、計に並んで、予算現額810億8,074万6,000円、支出済額は771億9,454万3,303円で、執行率は95.2%、対前年度12億9,991万9,048円、1.7%の増であります。増の主なものは、私立保育園経費、戸越台特別養護老人ホーム等大規模改修などです。

1項社会福祉費の支出済額は231億486万7,740円で、執行率は97.6%です。

1目福祉計画費では、支え愛・ほっとステーション事業、民生委員活動経費、成年後見制度経費などを支出いたしました。

次の210ページにまいりまして、下の行、2目高齢福祉費では、介護予防支援ケアマネジメント事業、認知症高齢者支援事業や戸越台特別養護老人ホーム等大規模改修工事などを行いました。

3枚おめくりいただきまして、216ページをお願いいたします。3目高齢者地域支援費では、高齢者社会参加促進事業や高齢者多世代交流支援施設の運営などを行いました。

次の218ページにまいりまして、下の行、4目障害者福祉費では、発達障害者支援施設、障害者福祉施設の運営や障害児者総合支援施設の建設などを行いました。

恐れ入ります。228ページ、下の行をお願いいたします。5目国保医療年金費は、国民年金事務費などです。

次の230ページにまいりまして、2項児童福祉費の支出済額は413億3,806万1,944円で、執行率は94.4%です。

1目子ども育成費では、しながわネウボラネットワーク事業やすまいるスクールの運営などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、234ページ、下の行、2目子ども家庭支援費では児童手当等の給付や子ども食堂開設・運営支援などを行いました。

240ページにまいりまして、3目児童保育費では、保育園や幼保一体施設の運営、八潮地区保育園の改築などを行いました。

続いて、248ページにまいりまして、4目保育支援費では、私立保育園経費の支出やオアシスルーム・ポップンルームの運営などを行いました。

256ページにまいりまして、3項生活保護費の支出済額は127億5,161万3,619円で、執行率は93.7%、主なものは医療扶助費です。

民生費の説明は以上でございます。

恐れ入ります。382ページをお願いいたします。国民健康保険事業会計のご説明を申し上げます。

歳入第1款国民健康保険料は、左から2列、計に並んで、予算現額99億4,694万5,000円、4列右、収入済額は98億9,051万7,514円で、収入率は99.4%、対前年度2億4,783万2,364円、2.4%の減であります。

1項国民健康保険料の収入済額は、1目一般被保険者国民健康保険料が98億4,739万2,884円、2目退職被保険者等国民健康保険料が4,312万4,630円であります。

次のページにまいりまして、第2款使用料及び手数料は、予算現額9万円、収入済額は11万1,300円で、収入率は123.7%、これは保険料納付証明書等手数料371件分であります。

第3款国庫支出金は、予算現額10万7,000円、収入済額は9万1,000円で、収入率は85%であります。

次のページにまいりまして、第4款療養給付費等交付金は、予算現額2,766万3,000円、収入済額は2,766万3,237円で、収入率は100%であります。

第5款都支出金は、予算現額234億5,945万2,000円、収入済額は227億8,802万2,331円で、収入率は97.1%であります。

第6款繰入金は、予算現額29億1,535万円、収入済額は29億1,534万9,431円で、収入率は100%。一般会計からの繰入金であります。

次のページにまいりまして、第7款繰越金は、予算現額16億4,370万4,000円、収入済額は16億4,370万3,735円で、収入率は100%であります。

第8款諸収入は、予算現額4,756万4,000円、収入済額は4,081万2,192円で、収入率は85.8%であります。

次のページにまいりまして、1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は3万4,038円で、一般被保険者加算金であります。

2項雑入の収入済額は4,077万8,154円で、主なものは1目一般被保険者第三者納付金と、3目一般被保険者返納金であります。

歳入の説明は以上でございます。

2枚おめくりいただきまして、394ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款総務費は、予算現額7億4,672万7,000円、支出済額は6億8,584万9,829円で、執行率は91.8%、システム運用、改修費などを支出いたしました。

次のページ、中ほど、第2款保険給付費は、予算現額231億9,266万4,000円、支出済額は223億4,797万5,600円で、執行率は96.4%であります。

1項療養諸費の支出済額は196億1,763万2,302円で、2枚おめくりいただきまして、400ページにまいります。400ページです。2項高額療養費の支出済額は25億5,482万7,625円で、主なものは一般被保険者高額療養費4万6,699件分であります。

次のページにまいりまして、3項移送費の支出済額は17万7,471円で、一般被保険者移送費であります。

4項出産育児諸費の支出済額は1億2,328万3,956円、出産育児一時金287件分の経費であります。

5項葬祭費の支出済は2,877万円で、411件分であります。

次のページにまいりまして、6項結核・精神医療給付金の支出済額は2,328万4,246円で、2万811件分であります。

第3款国民健康保険事業費給付金は、予算現額128億9,656万2,000円で、支出済額は127億2,016万9,457円、執行率は98.6%であります。

1項医療給付費分の支出済額は90億1,222万8,762円であります。

次のページにまいりまして、2項後期高齢者支援金等分の支出済額は26億7,325万812円であります。

3項介護納付金分の支出済額は10億3,468万9,883円であります。

第4款保健事業費は、予算現額3億4,828万円、支出済額は3億3,704万8,344円、執行率は96.8%であります。

次のページにまいりまして、1項特定健康診査等事業費の支出済額は3億2,430万5,979円で、特定健康診査1万9,810人分、特定保健指導230人分であります。

2項保健事業費の支出済額は1,274万2,365円であります。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額6億5,664万2,000円、支出済額は6億5,368万1,748円で、執行率は99.5%であります。

次のページにまいりまして、第6款予備費には、支出済額はございません。

国民健康保険事業会計の説明は以上でございます。

恐れ入ります。2枚おめくりいただきまして、416ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計をご説明申し上げます。

歳入第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額41億2,161万9,000円、収入済額41億3,086万円で、収入率は100.2%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額6,000円、収入済額は1,200円であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額2,993万2,000円、収入済額は2,881万6,538円で、収入率は96.3%であります。

次のページにまいりまして、第4款繰入金は、予算現額38億9,812万円、収入済額は38億7,371万6,000円で、収入率は99.4%、一般会計からの繰り入れであります。

第5款繰越金は、予算現額5,048万4,000円、収入済額は5,048万4,739円で、収入率は100%であります。

次のページにまいりまして、第6款諸収入は、予算現額2億1,631万円、収入済額は2億1,014万381円で、収入率は97.1%、主なものは葬祭事業費などの受託事業収入であります。

歳入の説明は以上でございます。

次のページにまいりまして、歳出をご説明いたします。第1款総務費は、予算現額1億8,013万4,000円、支出済額は1億7,217万3,742円で、執行率は95.6%であります。

1項総務管理費の支出済額は1億4,604万1,154円で、システム運用および改修経費などあります。

2項徴収費の支出済額は2,613万2,588円であります。

次のページにまいりまして、第2款分担金及び負担金は、予算現額76億9,476万3,000円、支出済額は76億9,427万6,350円で、執行率は99.9%であります。

次のページにまいりまして、第3款保健事業費は、予算現額2億6,037万4,000円、支出済額

は2億654万677円で、執行率は79.3%であります。ここでは健康診査費1万6,390人分を支出いたしました。

第4款保険給付費は、予算現額1億5,894万円、支出済額は1億5,894万円で、執行率は100%、葬祭費2,262件分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額660万円、支出済額は565万7,000円で、執行率は85.7%、過誤納保険料の還付金などであります。

第6款予備費には支出済額はございません。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上でございます。

2枚おめくりいただきまして、432ページをお願いいたします。最後に介護保険特別会計をご説明申し上げます。

歳入第1款保険料は、予算現額54億8,835万5,000円、収入済額は55億7,285万5,425円で、収入率は101.5%であります。

第2款材料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は4,500円であります。

第3款国庫支出金は、予算現額53億4,666万4,000円、収入済額は53億5,394万261円で、収入率は101%であります。

1項国庫負担金の収入済額は40億937万7,944円であります。

次のページにまいりまして、2項国庫補助金の収入済額は13億4,456万2,317円あります。

次のページ、下の行、第4款支払基金交付金は、予算現額64億4,396万7,000円、収入済額は63億3,609万4,489円で、収入率は98.3%であります。

次のページ、中ほど、第5款都支出金は、予算現額35億9,527万2,000円、収入済額は35億3,029万5,926円で、収入率は98.2%であります。

1項都負担金の収入済額は32億9,110万9,995円、介護給付費負担金であります。

2項都補助金の収入済額は2億3,918万5,931円で、主なものは介護予防・日常生活支援総合事業における地域支援事業交付金であります。

次のページ、下の行、第6款財産収入は、予算現額18万5,000円、支出済額も同額で、介護給付費等準備基金利子であります。

次のページにまいりまして、第7款繰入金は、予算現額39億9,303万3,000円、収入済額は37億3,612万240円で、収入率は93.6%、一般会計と基金からの繰入金であります。

次のページにまいりまして、第8款繰越金は、予算現額3億9,607万円、収入済額は3億9,607万720円で、収入率は100%であります。

第9款諸収入は、予算現額1,221万2,000円、収入済額は1,128万1,251円で、収入率は92.4%、主なものは介護予防事業に係る自己負担金であります。

歳入の説明は以上でございます。

2枚おめくりいただきまして、448ページをお願いいたします。

第1款総務費は、予算現額6億1,561万1,000円、支出済額は5億9,156万1,188円で、執行率は96.1%であります。

1項総務管理費の支出済額は3億2,319万1,243円で、システム経費などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、2項徴収費の支出済額は4,050万689円あります。

3項介護認定審査会費の支出済額は2億1,670万3,951円あります。

次のページにまいりまして、中ほど、4項趣旨普及費の支出済額は1,005万5,203円であります。

5項介護保険制度推進委員会費の支出済額は60万1,085円であります。

次のページにまいりまして、6項地域密着型サービス事業者指定等事務費の支出済額は50万9,017円であります。

第2款保険給付費は、予算現額227億541万3,000円、支出済額は222億2,251万7,652円で、執行率は97.9%であります。

1項居宅介護サービス等諸費の支出済額は141億8,054万3,681円であります。

次のページにまいりまして、下の行、2項施設介護サービス費の支出済額は60億4,661万2,315円であります。

次のページにまいりまして、3項介護予防サービス等諸費の支出済額は7億9,821万5,043円であります。

次のページにまいりまして、4項その他諸費の支出済額は2,418万8,820円であります。

5項高額介護サービス等費の支出済額は6億6,356万4,953円あります。

6項特定入所者介護サービス等費の支出済額は4億9,706万6,862円あります。

次のページにまいりまして、7項特別給付費の支出済額は1,232万5,978円あります。

第3款地域支援事業費は、予算現額16億93万円、支出済額は15億2,262万6,267円で、執行率は95.1%あります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は9億7,621万7,899円で、予防訪問事業、予防通所事業などを行いました。

次のページにまいりまして、2項一般介護予防事業費の支出済額は1億2,832万8,676円あります。

3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額は4億1,558万2,552円あります。

2枚おめくりいただきまして、468ページ、下の行をお願いいたします。4項その他諸費の支出済額は249万7,140円あります。

第4款基金積立金は、予算現額5,688万9,000円、支出済額も同額で、執行率は100%あります。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額2億7,691万6,000円、支出済額は2億7,645万7,495円で、執行率は99.8%あります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上で説明を終わります。

○大倉委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。せお麻里委員。

○せお委員 私からは、229ページ、障害児支援事業についてお聞きいたします。

まず、品川児童学園と戸越ルームの運営費が、合わせて約1億5,000万円です。品川児童学園、とても古い歴史があり、障害児支援の先駆けの施設です。

しかし、現状は、品川区の多くの障害児のニーズには合っていないサービス内容だとお聞きしており

ます。品川児童学園の運営にあたり、ニーズに合っていない状態であれば、その原因は、まず、予算が十分に確保されていないのか。そして、予算が十分に確保されていないから人材が足りないなどの理由でニーズに合ったサービス提供ができていないのか。お聞きしたいのが、なぜニーズに合っていない状態になるのか。こちら、見解をお聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 ニーズに合っていないというご質問についてです。

まず、原因のところでは予算のお尋ねがございましたが、予算につきましては、品川児童学園で行われている児童発達支援や放課後等デイサービスのよう障害児サービスについては、国が定める給付費が事業者には入りますが、区は、これに加えて必要な経費を精査の上、指定管理料として上乗せしているところでございます。

それから、人材につきましては、現在、障害児者総合支援施設が新たに立ち上がったというところで、新たな体制に向けて整備を行っているところでございます。

あと、ニーズに合っていないという部分につきましては、例えば、肢体不自由でリハビリが必要な方につきましては、専門的な施設である東京都立療育医療センター城南分園を紹介する等を行っております。品川児童学園では、主に知的発達におくれ等があり、支援が必要な方を対象として運営を行っているところでございます。

○せお委員 品川区の障害児者の福祉は、現状、残念ながら十分とは言えませんので、これからかなりの範囲を整備していかなければなりません。まず、この障害児支援事業の予算を十分に確保していただきたいと要望いたします。

そして、この品川児童学園は、品川区で唯一の児童発達支援センターです。ぜひ予算を確保した上で、拡充をお願いしたいのですが、児童発達支援センターには、東京都の事業で児童発達支援センター地域支援体制確保事業というものがあります。東京都から助成をいただけるありがたい事業です。

活用方法では、例えば、人材確保につながる業務。こういった面で、この東京都の事業に助成いただけるとありがたいのですが、品川区では、この事業の活用方法をどのように考えているか、お聞きいたします。

○築山障害者施策推進担当課長 委員ご指摘の補助事業につきまして、東京都に確認をとらせていただいているところでございます。補助の対象につきましては、指定管理業務以外の事業に対しての補助ということになっております。障害児者総合支援施設内の品川児童学園におきましては、10月からの新たなスタート、機能拡充というところで、まずは指定管理事業のほうに集中して、円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

補助の活用につきましては、今後検討して、拡充に努めてまいりたいと思います。

○せお委員 とても活用できる事業だと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

現在、品川区内に障害児にとっては基本の療育であるPT、OT、STを受けられる施設がほとんどありません。品川児童学園でも少し受けられるのですが、1年に1回と言われる子どもたちが多いです。これは、品川児童学園では、通園している児童以外だと、ほとんどサービスが受けられない体制になっているからです。

区民のニーズに対し、スタッフ、特に専門職が足りていないのは明らかです。ぜひ、この東京都の事業はとても有効ですので、特に人材が充実するよう活用していただき、センターの運営の充実をお願いいたします。

また、今月から新しい施設である品川区立障害児者総合支援施設がオープンです。障害児者の家族は

うれしく思っています。こちらに児童発達支援センター、つまり品川児童学園が入ったわけですが、事業内容の中に保育所と訪問支援があります。

この事業は、私の考えでは、とても大事だと思っています。これは、保育所などの職員に指導もするため、ある程度のスキルや経験が必要なので、この事業だけ見ても、専門の人材の充実がとても重要なのがわかります。そして、この訪問支援、昨年はお一人しか利用していません。利用者数が増えないのは、理由として、障害児のご家族が制度をご存じない。あと、この制度を品川区で扱っているのが品川児童学園の1カ所のみである。1カ所しか扱っていないので、必然的に訪問する専門スタッフが足りていない。このようなことかと思えます。

そこで、お聞きします。品川区としては、この保育所等訪問支援を扱う事業所を増やすご予定はありますでしょうか。そして、利用者がお一人しかいないということは、障害児ご家族への周知ができていません。周知は、今後、どのように行いますでしょうか。2点、お聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 保育所等訪問支援につきましては、現在、品川児童学園で実施している事業になっております。この事業は、23区の中では、全部で29カ所ある事業となっております。区立で行っているのは、品川区を含めて6カ所という状況になっております。

事業所の増設につきましては、ニーズを把握した上で増設の必要性について検討してまいりたいと思います。

それから、周知につきましては、現在も保育園等の園長会で周知を行っているところでありますが、さらなる周知ということで、引き続き、利用者、保育園、幼稚園等への周知を図ってまいりたいと思います。

○せお委員 この制度はとてもありがたい制度です。国からの助成金もありますし、対象は小学校も入ります。まだ、日本全体において、保育所などで障害がある子たちに対して、ふだん、どのような支援をしたらいいのか、どのように接したらいいのか、ご存じない職員の方も多いです。

先日も、区内保育園において、個別の支援は一切しないとおっしゃっている園があり、とてもショックを受けました。ダイバーシティを目指す上でも、日中の大半を過ごしているようなこの場所で、その子の特性に合わせた支援を行っていくというのは、障害がある、なしにかかわらず必須です。この支援のご家族への周知もそうですが、連携機関への周知もあわせてお願いいたします。

次に、相談支援に関してです。本来であれば、障害児者が地域で自分らしく暮らしていくために、各地域に必ず1つは相談支援センターがあって、そこを拠点に各施設や地域と連携していくのが理想かと思えます。来年度、相談支援事業所が増えますが、連携はとれるのかなという課題もあります。

そして、先ほどから出ている児童発達支援センター、障害児福祉の基幹センターとなるところですが、相談は子ども発達相談室のみなのです。これでは、相談で終わってしまい、連携がとれていません。今後も児童発達支援センターでは、発達相談のみなのでしょうか。お聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 まず、相談支援事業所との連携に関してです。障害児者総合支援施設には、障害児相談支援事業所も入ることになります。10月からは、子ども発達相談室と障害児相談支援事業所、それから、区役所との連携を図りながら運営をしてまいりたいと思っているところでございます。

それから、相談が子ども発達相談のみかというところでございます。現在、相談を終えた後、引き続きの支援ということで、専門相談や親子グループといった形で相談は継続しているところでございます。計画相談につきましては、先ほどのように連携を図っていくというところでございます。

○せお委員 計画相談に関しても検討いただきたいと思っております。一貫して言い続けておりますが、連携です。このままだと、それぞれの事業所でサービス提供だけするという状態になってしまっているの、それぞれの事業所はどこも魅力的なところばかりですが、品川区が取りまとめて積極的に連携体制を築いていかないといけないと思っております。

私は、今、息子が通っている療育施設でもらった支援計画書や医療施設からもらった検査結果などをコピーして保育園へ持っていつている状態です。皆様、その状態です。今、障害者福祉課にいろいろやっていただいています。大変だとは思いますが、目指すは全ての関連機関との連携です。全てで情報共有できるようなネットワークも構築していただき、長期的かつ一貫性のある支援を見据えていただきたいです。

さらに、医療的ケア児に関してお聞きします。新しい支援施設では、スタート時は医療的ケア児の対応はないというご説明があります。今後も対応しないのか、そして、今後、医療的ケア児が通える施設を増やすために、今年度予算にはその金額が盛り込まれているのか、お聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 医療的ケアがある方への支援についてです。本年度、障害児者総合支援施設では、まずは円滑な運営をといるところがございますので、医療的ケアの実施については、まだできない状態でございますが、体制整備に努めてまいりたいと思っております。

それから、今後の見通しにつきましては、医療的ケアが必要な方、特に胃ろう、喀痰吸引等の医療的ケアがある方を、日中一時支援等の事業で受け入れを検討してまいりたいと思っております。

○大倉委員長 今後の予算について。

○築山障害者施策推進担当課長 予算が組み込まれているかというところがございます。医療的ケアという部分での予算はございませんが、運営方針と協議をしつつ、体制がとれるかどうか、協議しているところがございます。区としては、必要な経費については、考えたいと思っているところがございます。

○せお委員 医療的ケア児のご家族からは、通所施設の開設、あと、ショートステイの開設、医療的ケアがある、なしにかかわらず、重症児が通える放課後等デイサービスの充実など、さまざまな要望をいただいております。とにかく、医療的ケア児が通える施設が極端に少ないのは、皆様ご存じかと思えます。そういったところで、医療的ケア児が通える施設をこれから充実していくことを要望いたします。

最後になりますが、総務費で少し触れさせていただきました文化芸術のところ、障害者の方で芸術の才能に秀でた方が多くいらっしゃいます。このような方々への活動の場の提供や材料費の支給といった支援を充実させることで、QOLの向上へとつながると思うのです。あと、区民の方々へも芸術に触れられるよい機会となります。こういった方々への場所の提供や材料費の支給といったことは、今後、考えていらっしゃいますでしょうか。お聞かせください。

○築山障害者施策推進担当課長 芸術活動等への支援という部分でございますが、地域活動支援センターという事業がございまして、そこで創作的活動、芸術的な取り組みを実施しているところがございます。現在、心身障害者福祉会館、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」、10月からは新たに障害児者総合支援施設でも地域活動支援センターの運営をしてまいりますので、充実を図ってまいりたいと思えます。

○せお委員 このような支援の予算を増やしていただけるよう、区外に通っている方はとてもおおいですので、どんどんそういった場の提供をぜひお願いしたいと要望して終わらせていただきます。

○大倉委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 私からは、221ページの障害者理解・普及啓発事業について、そして、225ページの福祉タクシー・自動車燃料費助成についてお聞きします。

まず、221ページの障害者理解・普及啓発事業ですが、いよいよ来年の東京パラリンピック大会まで326日となりました。

先日、ふくしまつりと障害者スポーツチャレンジデーに参加して、幾つかの競技を体験してきました。また、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会では、ボッチャなどの競技を体験させていただきまして、障害者スポーツへの理解が一段と高まりました。パラリンピックまで残り1年を切りましたが、これまでの準備を通じまして、区の見解、また、来年に向けた抱負をお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 ふくしまつりと障害者スポーツチャレンジデーというものを合同開催したというところがございます。

今年もかなり多くの方にご参加いただきまして、ふくしまつりは障害者団体や障害者施設、それから、社会福祉協議会等々、福祉に関係する方々が実行委員会をつくりまして、そこで協議しながら行っているものでございます。

私どもとしましては、ふくしまつり、それから、障害者週間・記念のつどいを通じまして、障害者理解を進めていきたいと思っております。

また、障害者差別解消法も合わせて、オリンピック・パラリンピックの年に障害者福祉課としては理解を促進していくようなものを考えていきたいと思っております。

○小芝委員 品川区だけでなく、日本全体でもパラリンピック大会に向けて機運が醸成されてきていることと思いますが、今日はそのパラリンピック大会に参加していない聴覚障害のことをお聞きいたします。

聴覚障害にとっての言葉は手話でございます。手話を通じて、人とのコミュニケーションをとり、生活をしています。聴覚障害者を支える手話を私たちが理解すれば、たくさんのコミュニケーションが広がります。そのきっかけづくりとして、国内では280の地方自治体で手話言語条例が成立いたしました。

東京でも、江戸川区、荒川区、豊島区、足立区、墨田区、葛飾区、板橋区の7区が条例を制定いたしました。

品川区議会でも、平成26年11月21日に手話言語法の早期制定を求める意見書が国および政府に提出されました。意見書の提出から5年が経過しようとしています、区のご所見をお伺いできますでしょうか。

○松山障害者福祉課長 委員ご指摘の手話言語条例の成立というのは、全国的に機運が広がっております。手話を言語とするというところで、理念的な条例で、手話を言語としたものを普及啓発するといったものでございます。私ども、障害者福祉課として、聴覚障害者協会と2回ほど、手話言語条例について、ご要望あるいはさまざまな自治体の条例に関して、今、研究を進めている段階でございます。

○小芝委員 先に言われてしまいましたけれども、改めて、品川区でも来年のパラリンピックの大会を契機に、また一歩進みまして、聴覚障害の方への理解、そして、彼らの生活環境を整備する上でも、私は手話言語条例を制定するべきだと考えておりますが、改めてお考えをお聞かせいただければと思います。

○松山障害者福祉課長 手話言語条例の制定に向けての検討につきましては、聴覚障害者協会の方々や当事者やご家族の方々、あるいは品川区にもあります明晴学園のお考え等々をお伺いしながら、き

ちんとした研究を進めてまいりたいと思います。

理念的には、やはり考え方が非常に大事になってまいりますので、情報共有して、どこまでそれが共通なものとしてできるのかということを検討していきたいと考えております。

○小芝委員 聴覚障害者の国際大会でございますデフリンピックは、これまで夏に23回、冬に18回行われてきてまして、アジアでは台湾で開かれました。来年のパラリンピックを契機として、ぜひとも聴覚障害を持った方々への理解と手話普及に努めていただきたいと思いますし、台湾の次を目指して、デフリンピックの開催に向けて、国、東京都と連携を図っていただければ、品川区が聴覚障害への理解を示していることを国内外に知らしめる契機と考えますが、ご所見をお伺いします。

○松山障害者福祉課長 委員ご提案のデフリンピックの開催につきましては、当然ながら、品川区だけでは開催が非常に難しいこととなっておりますので、国や東京都と連携して、開催できるかどうかを検討してまいりたいと思っております。

手話普及については、今現在も心身障害者福祉会館で、意思疎通支援事業というものを行ってまいりまして、手話普及に努めているところでございます。

○小芝委員 次に、225ページの福祉タクシー・自動車燃料費助成についてお聞きします。

品川区では、障害者や外出困難な方の社会参加の利便性と生活圏の拡大を図るために、福祉タクシー利用券を交付されておりますが、現在の実施状況を教えていただけますでしょうか。

○松山障害者福祉課長 福祉タクシー券の利用の実績ですけれども、平成30年度が3,847人の方に交付しております。

○小芝委員 このタクシー利用券なのですが、ほかの区役所のホームページを見ますと、転売の禁止などが書かれているのですが、品川区にそういった注意書きがなされていなかったのです。これは、実際に利用券を交付するときに、そういった説明はされるのでしょうか。

○松山障害者福祉課長 福祉タクシー券利用における説明にあたりましては、社会福祉協議会に委託してございまして、それぞれ障害の種別がございまして、社会福祉協議会の方で個々人に合わせた説明方法で行っております。

○小芝委員 現在は、1カ月あたり500円券が5枚、100円券が5枚支給されておりますが、実際に利用されている方々の話を聞いていますと、短距離での移動が多いことと、また、初乗り運賃が改定されたこともあり、500円券よりも100円券の需要が高いという声が聞かれています。

印刷のコストが高くなってしまいますが、500円券の枚数を減らし、そのかわり、100円券を増やすということも検討されてみてはいかがでしょうか。ご所見をお伺いします。

○松山障害者福祉課長 福祉タクシー券の500円券と100円券の割合についてでございます。確かにそういったお声も一部いただいております。

ところが、一方で、100円券の割合を多くすると、枚数がかなりかさむので、扱いづらいというお声もいただいているので、さまざまなご意見を伺いながら、どのようにしたら皆様にご利用しやすくなるかを考え、発行について検討していきたいと思っております。

○大倉委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 257ページ、生活福祉課職員並びに生活保護費、235ページ、すまいるスクール運営費、239ページ、女性福祉資金貸付業務、255ページ、オアシスルーム・ポップンルームの運営についてお伺いいたします。

最初に、生活保護費についてお伺いいたします。現在、生活保護受給者に関して、事務事業概要を確

認してまいりましたところ、平成27年度から平成30年度まで、毎年微減をしているということがわかりました。品川区の平成30年度の受給者率は14.7%。東京都の21%、国の16.6%より低い数値であります。

また、この生活保護を受けるようになった理由の一番は、預金の減少であり、さらに、世帯主が病気やけがをするなどのことに続き、亡くなることでの受給の停止が一番多く、次が、就労し、収入を得られたことで生活保護をやめるというような理由がありました。

そこで、現在の受給者世帯と受給者数、そして、ケースワーカーがお一人何人ぐらいの受給者を担当されているのかも含めてお知らせください。

さらに、今後の受給者の予測をどのように見込んでいるのか、お聞かせください。

○矢木生活福祉課長 平成30年度の生活保護受給世帯数でございますが、こちらは4,774世帯、5,573人となっております。

そして、現在、委員ご指摘のとおり、少しずつ減少しているという傾向でございます。

○大倉委員長 ケースワーカーの担当数。

○矢木生活福祉課長 失礼いたしました。

現在、43人のケースワーカーがおりますが、ケースワーカー1人あたり、平均110世帯を担当してございます。

○大倉委員長 今後の予測も。

○矢木生活福祉課長 生活保護世帯の今後の予測でございますが、少しずつ減っているということで、まだはっきり減少傾向と言えるところまでの減少を示してございません。今後、高齢者世帯だけは世帯数、人数ともに増加してございますので、増加する可能性もあると、現時点ではそのように分析してございます。

○新妻委員 43人のケースワーカーがいらっしゃって、110世帯。人数にすると、もう少し世帯数より増えるという状況になるかと思えます。

今後の予測と言いますと、微減ではあるけれども、高齢者世帯も単独の世帯もいらっしゃるということで、明らかに微減になっていくという方向は、まだ示されていないというお話でありました。

現在、私もさまざま生活困窮されている方からご相談を受ける中で、大変ご相談の内容が複雑化しているということを感じております。働けなくなって、収入がなくなる。だから、生活保護に頼りたい。そういうご相談はストレートなご相談になりますが、例えば、そうではなくて、家族を抱えているさまざまな課題が複雑化しているということを感じております。

そういう中で、43人のケースワーカーが一生懸命担当して下さって、さまざま解決の方途を見出していることは承知をしております。しかしながら、この110世帯、110名以上の方をお一人が抱えていくことも大きな負担もあるでしょうし、また、経験値にもよるかと思えますけれども、そういう意味では、ベテランの方、若い方、これから経験を積んでいく方もいる中で、チームとして、そこら辺は課題解決に取り組んでいただいていることと思えます。その上で、これからの方向性も見ながら、現在の43名の方が110世帯、110名以上の方を抱えている現状において、ケースワーカーの数がどれぐらいの充足であるのかという認識を、人事課長、どうされているのかということをお伺いさせていただきます。

○黒田人事課長 各職場で必要な職員数につきましては、所要人員という形で、毎年度検討しているところございまして、特に生活福祉のケースワーカーにつきましては、事務職の職員も担当すること

もございますし、現在では福祉職の職員が担当して、さらに専門性を高めているというところでも対応してございますので、事業に対応できるように、今後も職員を採用してまいりたいと考えてございます。

○新妻委員 本当に生活困窮されている方にとって頼るべきは行政であって、ケースワーカーの存在が本当に大きい存在であります。今後、動向も見据えながら、チームで抱えていただいていると思えますけれども、ケースワーカーへの負担も減らさなければいけない。ケースワーカーの負担が減る中で、その力で区民の方にかかわっていただくということも非常に大事なこともかとも思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、次に、すまいるスクールの運営費について伺います。

過日の文教委員会で利用要件が変わって、3年経ったところからすまいるスクール利用者アンケートが行われ、その結果が報告されました。これは、児童の登録数1万296人のうち、3,000世帯に配布し、47.2%の回収率のアンケートでありました。

保護者向けの利用時間に満足しているか、休業日の給食の提供など、20項目、児童にも5項目にわたってのアンケートです。その中で、就労時間が短い保護者の方が、週何時間の就労をしているのかとの項目があり、一番多い方は週15時間から20時間の27.3%、次が週0時間で28.6%の結果でありました。

そこで、この就業時間を聞いた項目に何か意図があるのか、また、今後の運営に何か反映されていくのか、伺いたいと思います。

○廣田子ども育成課長 就労時間につきましては、すまいるスクール自体が全児童対策となっておりまして、かつての学童保育に資するものと、安全・安心を全児童にということがございますので、すまいるスクールの事業内容につきましては、就労を長くされているご家庭と短いご家庭でニーズが違うというところでクロス集計することが必要となりますので、聞いてございます。

○新妻委員 この品川区が行っているすまいるスクールは、他自治体からも多く視察に来られるなど、品川区の誇る子育て支援事業であります。

国の放課後子ども総合プランとして、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する品川区。今、課長におっしゃっていただきました全児童放課後等対策事業であります。

現在、区内の人口が増加し、あわせて就学人口も増加していることから、すまいるスクールの教室もいっぱいであることが課題となっていると認識しております。例えば、万が一、この課題解決のために保護者の就労時間が利用条件になることがないように要望いたしますが、いかがでしょうか。

○廣田子ども育成課長 今現在、児童数の増に伴いまして、スペースを確保することが喫緊の課題となっております。

現在、教育委員会、学校と協議をいたしまして、限られたスペースの中、教室も必要となってまいりますので、動線をどう工夫して使っていくかということを協議しているところでございます。

また、その限られた範囲内では難しい場合については、改修の必要性もあろうかということで、これにつきましても、優先順位をつけて、教育委員会、学校等と協議をしているところでございますので、できる限り今の体制を保ちたいと思っておりますけれども、一部、児童センターの事業を低学年の事業について、さらに拡充してまいりまして、子どもがすまいるスクールが必要なときにはすまいるスクール、児童センターでも遊べるというときには児童センターという形で分散させるなどとの工夫をしながら、質の確保をしてまいろうと検討しているところでございます。

○新妻委員 すまいるスクールの保護者の方のアンケートでは、学校内で安心できるからというお答

えもあります。これは、教育委員会にもご協力をいただかなければいけないことですが、場所の確保をしていただき、安全に子どもが過ごせる場の提供を今後ともよろしく願いいたします。

次に、女性福祉資金貸付業務について伺います。東京都の貸付資金である母子・父子福祉資金は、ひとり親家庭の方々が経済的に自立して安定した生活を送れるよう、母子・父子自立支援委員が相談に応じて貸し付けされるものです。

そこで、現在、どれくらいの利用者がいて、その方の返済の状況をお知らせください。あわせて、もしこの返済が厳しくなった場合は、個々の相談に応じていただいている状況があるのか、お伺いいたします。

○三ッ橋子ども家庭支援課長 現在の母子・父子福祉資金の関係でございますけれども、償還関係に関しましては、298件償還対象となっております。

また、この利用者と返済の関係でございます。20年間かけて返済していただくというものでございますので、各月1万円から5,000円程度の償還ということでございます。

また、なかなか生活状況が難しい方もいらっしゃいますので、分納等、丁寧に支援者が相談しております。

○新妻委員 実は、私のところにお声がありました。その方も、一生懸命働いて、長い期間をかけて払っていらっしゃる方ではありますが、大変な状況で返還をする中で、督促状が届きました。私は品川区で借りているのだけれども、その督促状は、品川区でない名前の会社名で督促状が来たのですということで、それはどういうことですかというお声がありました。

詐欺まがいのことがあるこのご時世の中で、そういう1つに関してもとても心配をされて、そのようなことがあったのですというお声を寄せられたのです。この督促状に関して、少し状況をお知らせください。

○三ッ橋子ども家庭支援課長 先ほどの件数でございますけれども、現年度分が298件、過年度分693件。少し答弁漏れがございまして、申しわけありません。

今回の督促に関しましては、今年度、初めて福祉資金の債権管理回収業務委託を実施しているものでございます。

こちらの対象者といたしまして、資金貸付者のうち、償還が始まって1度も納入が確認できていない方、それと、1年間納入が確認できていない方に対しまして、業者委託として通知をしております。こちらは、59件の通知を9月13日に発送いたしました。10月3日現在でございますが、この業者委託の関係で15件の振り込みがある状態でございます。

○新妻委員 今年からそれが始まったということが確認されました。できれば、今後、品川区からとわかるように明示した封筒をご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三ッ橋子ども家庭支援課長 確かに業者から通知が行くというのは、納付される方に関しては非常に驚かれる状況で、私どものところにも問い合わせが数件ございました。

実際に、私どもの中でも工夫していきたいと思っております。通知にあたっての工夫には、まず先に区から事前のお知らせを通知して、その後、業者からの通知が行くという形にする予定でございます。また、封筒に関しましては、内部で検討いたしたいと思っております。

○新妻委員 区民の方の機嫌が損なわれないような、丁寧な対応をしっかりとっていただきたいと思っておりますし、これは、この課だけではなくて、全庁的に言えることかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、オアシスルーム・ポップンルームの運営について伺います。歳入でも質疑がありましたけれども、平成29年度から本年度まで、新規にオアシスルームが品川区内に開設されております。

しかし、海側の地域の設置が滞っているとのご答弁がありました。これまで、私も2018年、2019年3月の予算特別委員会で、勝島地域への設置を求めてまいりましたが、なかなか願いがかなっておりません。

また、主要施策の成果報告書には、南大井地域にもないということが課題となっておりますけれども、これらの地域のニーズの把握、設置に向けてはどのように動かれているのか、お願いいたします。

○大澤保育支援課長 オアシスルームの特定の地域への設置の要望につきましては、区民の方からも直接お聞きしておりますので、その辺を含めまして、検討を続けてまいります。

○大倉委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 初めに、先ほどの貸し付けに対する回収の業務委託ですけれども、1年以上支払いがない、また、一度も支払いがないということですが、なおのこと、何らかの理由があつて滞納しているわけであつて、行政が対応すべきことだと私は思います。回収を業務委託するのはやめていただきたいと要望だけさせていただきたいと思います。

それでは、私からは、213ページの特別養護老人ホーム、223ページの障害者グループホームにかかわつて、西大井三丁目の最高裁判所宿舍跡地利用について、それぞれ伺いたいと思います。

まず、特別養護老人ホームですけれども、示されました長期計画の素案では、定員29名を上限とする小規模特別養護老人ホームを中心とする整備が示されました。私は、策定委員会場で、これでは特別養護老人ホームに500名申し込んでも8割が入れない困難な状況が改善されないと指摘をし、小規模だけではなく、80名前後の特別養護老人ホームの整備をしっかり位置づけるべきだと主張してきましたが、反映されることはありませんでした。

小規模特別養護老人ホーム中心だけでは、現在の特別養護老人ホームの需要に応えることができませんが、それでよいのか伺いたいと思います。

また、今後の高齢者人口についても伺いますが、ピークを迎え、現在の高齢者人口に戻るのは何年後ぐらいになるのか、伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 特別養護老人ホームの整備についてのご質問でございます。

区では、これまでも特別養護老人ホームあるいはグループホームや高齢者のための施設の整備につきまして、計画的に行ってきたところでございます。ご案内のように、今年度も4月には南品川のほうに法人立という形にはなりますけれども、定員81名、ショートを含めれば90床の特別養護老人ホームがオープンしたといったところでございます。

これから先、今後でございますけれども、我々としては、住みなれた地域で住み続けられるような環境で、地域密着型の特別養護老人ホームを中心に考えております。在宅を標榜しておりますけれども、そうした中で施設が必要になった場合ということで、施設の整備を行ってまいります。今後は、地域密着型を中心に施設の整備については検討していきたいと考えています。

○寺嶋高齢者福祉課長 高齢者人口の見込みでございます。まず、2025年の段階で、団塊の世代が後期高齢者世代に入ることが、1つ示されていること。それから、2040年あたりに全国的にはピークを迎えるといったお話しも出ておりますけれども、品川区の場合は、若干それとは違う傾向で推移しているという見込みもございます。

今の段階で申し上げられることは、少なくとも長期計画期間の10年間については、まだまだ高齢者

人口は伸びていく傾向にあるというところまでが、現在の推移の見込みでございます。

○中塚委員 少なからず、今後10年間の長期計画では高齢者は増えていくということです。そうしたことで、小規模特別養護老人ホームだけでは、現在の特別養護老人ホームの入りにくさが改善されないと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

本会議でも、在宅介護期間がゼロで、要介護5、75歳では入れないケースを紹介させていただきました。急に様態が悪化し、入退院を繰り返す中で、要介護5になられる方、在宅介護期間がなく、要介護度が高くなる方は、決して珍しいケースではありません。こうしたケースは、現在の状況では、とても特別養護老人ホームに入れず、この方はCランクでありました。ぜひ特別養護老人ホームに入りにくい状況を改善させるためには、小規模特別養護老人ホームだけではなく、80名前後の特別養護老人ホームの整備を今後もしっかり位置づけるべきだと改めて求めますが、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 特別養護老人ホームの整備ということでございます。先ほども申し上げましたように、特別養護老人ホームだけが高齢者の施設というわけではございません。特別養護老人ホームも含め、グループホーム、あるいは小規模多機能型居宅介護、あるいは看護小規模多機能といったものも含めて、地域密着またはソフトの支援、在宅介護の向上といったところでは、医療と介護の連携やさまざまなソフトの関係といったものも充実させながら高齢者施策を進めていきたいと考えております。

○中塚委員 確かに特別養護老人ホームだけが施設ではございません。

しかし、私が先ほど申し上げた方は、75歳のお父さんと、足に障害を持つ息子さんとの2人暮らしで、お父さんの介護が必要になり、特別養護老人ホームに申し込みを希望して、入れないという状況なのです。その答弁が、「特別養護老人ホームだけではなく」と言われても、その方は特別養護老人ホームしか入所先がないわけです。現在は、入れませんから、在宅介護をしておりますが、とても足の不自由な息子さんとの生活では成り立たないと、結局、近くの親戚、家族が総出で遠方から通って支援をしているという状況があり、とても毎日ではできないという苦しい声がたくさん寄せられております。

なぜ、そこまで小規模特別養護老人ホームだけにこだわるのか。その理由を伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 大規模特別養護老人ホームと小規模特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホームといったところでございます。まず、土地の確保の問題、あるいは、その施設ができ上がったとしても、介護人材の確保といった問題が出てこようかと思っております。

我々としてしましては、小規模特別養護老人ホーム、地域密着型の特別養護老人ホームを中心に、今後とも施設の整備を考えているところでございます。

○中塚委員 正直、なぜ小規模なのかという質問に答えられていないと思います。土地の確保というのであれば、確保をすればよい。人材不足というのであれば、その支援を強めればよい。それができないから小規模だというのは、理屈が合わないと思います。

改めて、定員80名前後となる特別養護老人ホームの整備をしっかりと位置づけた長期基本計画にするよう、強く要望しておきたいと思っております。

次に、最高裁判所官舎跡地の利用についてです。先日、防災広場と障害者グループホームをつくるという計画の案につきまして、大井第三地域センターで住民説明会が行われました。当日は、近隣の方を中心に多くの方が参加をし、品川区への質問や意見、また説明を受けたいと、次々に手が挙がり、質疑が行われました。特に障害者施設については、こうした障害者施設の建設を通じて、障害がある方への理解が地域の中にさらに広まっていく、こうしたことを願っております。とりわけ、新たな施設をつくるにあたっては、住民と品川区との信頼関係を築きながら計画を進めていくことがとても大事になって

くると思います。

また、当日は、計画の案が示された段階での説明会を歓迎したいという発言も複数ありました。

伺いますが、ぜひこうした住民説明会を、今後も定期的に開いていただいて、地域と品川区とのやりとりを積み重ねていただきたいと思います。いかがでしょうか。

もう一つ、もちろん当日参加できていない方もいらっしゃいますし、この地域に障害者施設と防災広場ができるというのは、1つのまちづくりでもあると思います。木密の担当のほうでは、「まちづくりニュース」を発行しておりますけれども、今回のケースでも、こういう質疑があつて、こういう説明があり、区はこのような計画を持っているというのを、説明会の開催とともに、地域全体が共有できるように、「まちづくりニュース」を発行し、各戸に配布していただきたいと思います。それぞれいかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 確かに委員ご指摘の先日の説明会では、地域の方々から多くの質問をいただきました。こちらの施設を通じて、本当に地域の方々の理解なしには施設を建設できませんので、やはり地域住民の皆様にご理解いただけるような方法が幾つかあると思いますので、できるだけ丁寧にお声を拾いながら、一定期間、定期的にご理解いただけるような方法で説明をしてまいりたいと思っております。

○高梨木密整備推進課長 用地の取得状況等を踏まえて、また、まちづくりについても、「まちづくりニュース」等を含めて、さまざまな媒体で周知を図ってまいりたいと考えております。

○大倉委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、229ページ、障害児者総合支援施設建設経費、225ページ、品川区視覚障害者福祉協会、217ページ、高齢者社会参加促進事業、213ページ、認知症高齢者支援事業についてお伺いいたします。

まず、障害児者総合支援施設なのですがすけれども、これは10月1日に新しくオープンされたと思えます。非常に素晴らしい施設だと考えております。そこで、障害者団体の方が、イベントを行いたいとしたときに、集まる場所が欲しいということで、ちょうど障害児者総合支援施設のご近隣の方々だったので、この多目的室などが、私は適切な場所かなと思ってご紹介させていただいたのです。そのイベントは日曜日の予定なのですがすけれども、この障害児者総合支援施設は日曜日が閉館ということで、少し難しいかなという状況になっているのです。

しかし、イベントというのは、やはり土曜日や日曜日など、お休みの日が多いので、ぜひこの障害児者総合支援施設も、せめて多目的室だけ日曜日開館とか、柔軟に対応していただければ、そうした障害者の方、区民の方にとっても大変喜ばしいことかなと考えております。その点、いかがお考えでしょうか。

○築山障害者施策推進担当課長 日曜日の多目的室の貸し出しにつきましては、警備上の問題、それに伴う職員の配置等々を考えていかなければなりません。まずは、現在の開館日の中で運用していきたいと思っております。

○筒井委員 おっしゃるとおり、警備上の問題、職員の確保の問題などがあるのですがすけれども、障害者の方の関係の施設で言うと、品川区立心身障害者福祉会館などがあります。これは、第1日曜日以外は日曜日に開館されており、部屋の貸し出しなども行っている状況です。また、健康センターも日曜日にあけております。これは、障害者の方にとっても貴重な場所だと考えておりますので、状況を見られてとおっしゃいましたけれども、比較的早期に日曜日の開館も、多目的室のみに限ったり、ぜひ柔

軟に対応していただけると助かりますので、これは要望で終わります。ぜひよろしく申し上げます。

次に、視覚障害者福祉協会についてなのですが、昨年、私は予算特別委員会で、ちょうど平成29年の請願18号、羽田新飛行ルートに対して、視覚障害者の方の外出にあたり、安全・安心を確保するという請願が出されまして、これが採択されました。それについて、今、具体的に視覚障害者福祉協会とお話し、どのような対応をされるのかとお聞きしましたところ、具体的にどのような手段がとれるかということをお話しする場を設けるとのご答弁でした。あれから、視覚障害者福祉協会との話し合い、また、現状はどうなっているのかをお伺いいたします。

○松山障害者福祉課長 視覚障害者協会との羽田に関する打ち合わせということですが、まだまだ羽田につきましても、私どもでも区が具体的にどのような状況になり、視覚障害の方々が区内でどういう形でお困りになるのか、実際にまだわからない点が多ございます。引き続き、打ち合わせ等々を関係機関と一緒に連携して持っていきたいと考えております。

○筒井委員 昨年3月の段階でもそういったお話でしたけれども、いよいよ来年1月末から試験飛行も始まります。先日の私の一般質問でも、視覚障害者の方々に対する対応をご質問させていただいたときに、区のご答弁として、国に必要な対応が行われるよう求めてまいりますというご答弁でした。本当に時間がないことでして、一刻も早く、国に対して強く対応を求めるなど、いろいろシミュレーションをかけていく段階かなと考えております。

7月19日のきゅりあんでの羽田新飛行ルートについてのシンポジウムにおきましても、視覚障害者福祉協会の寺島会長も、当日ご発言されて、大変憂慮されておりました。

やはり品川区としましては、議会もそうですけれども、羽田新飛行ルートの固定化を避ける、防ぐというのは共通した認識です。この固定化を避ける、防ぐという区の主張として強く言える点だと考えております。本当にこの視覚障害者の方を犠牲にしてまで、このルートを通していいのか。また、視覚障害者に迷惑をかけてまで、パラリンピックを本当にやっていいものなのか。パラリンピックにふさわしいものなのか。

まして、品川区はブラインドサッカーの協会とパートナーシップ協定を結んでおりますので、これは、固定化を避ける、防ぐということについて、品川区側の主張として強くも言えるところなので、ぜひこれをやっていただきたいのですけれども、区としてはいかがお考えでしょうか。

○松山障害者福祉課長 視覚障害者の方々へのご不安の声というのは、実際に伺っております。そのため、そのような声につきましても、国や都に強く伝えていく。それで、対応を求めていくという姿勢でございます。

○筒井委員 ぜひよろしく申し上げます。本当に視覚障害者の方の日常生活にとって大変大きな影響だと思いますので、国に対してご対応を強く求めていっていただき、そして、これが固定化を避ける1つの理由だと考えておりますので、ぜひとも強い主張をよろしく申し上げます。

続いて、高齢者社会参加促進事業、認知症高齢者支援事業についてお伺いいたします。今後、人口減少が進みます。しかし、国として、社会を維持していくには、人口減少の中、ある程度、今いる人の寿命を延ばして行って、なるべく社会参加できるような時間をしっかりと延ばしていく。つまり、健康寿命を延ばすということが必要だと考えております。

また、膝やほかの臓器の部分は、だんだん再生医療などで何とか長持ちさせることができるようになってきておりますけれども、今はまだ難しいと言われているのが脳機能でございます。認知症というものも大変大きな問題になっておまして、脳機能を維持する、認知症を予防するということが非常に

必要なことかと考えております。ぜひ健康寿命を延ばすということと、認知症予防ということ、品川区としても強く推進していただきたいと思いますと考えております。

その1つといたしまして、本当に運動や脳機能の活性化の一例でございますけれども、歌うことがいい、例えばカラオケで歌うことが非常にいいと言われております。カラオケの効果としましては、ストレスを発散できる、また、誤嚥防止にもなる。そして、音程やリズム、歌詞を読むことなどで脳が活性化する。また、口をたくさん動かすので、唾液の分泌によって、口腔環境が整う。そうした認知症予防、または健康寿命を延ばす効果があるとされております。

現在、品川区では、いきいきカラオケ広場という事業が行われておりますけれども、このいきいきカラオケ広場の事業の現状と利用状況、また、区として課題、もしくは何かご所見があれば、ぜひお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 いきいきカラオケ広場に関するお尋ねかと思います。

現在、いきいきカラオケ広場は、協力をいただいている店舗が、区内に全部で6店ございます。こちらの店舗にご協力をいただいて、この広場にグループで団体登録をいただきまして、前日までに、この6店舗のどちらかに予約をしていただいて、利用当日は、店舗のご協力により割引料金でカラオケをご利用いただけるというものでございます。

平成30年度は、延べ3,343人の方にご利用いただきまして、登録グループ数は122ということで、年々増加傾向にございます。

委員おっしゃるとおり、歌うということは、高齢者の皆様の健康にとってとても大切な要素であると我々も捉えておりますので、機会を捉えて協力店の拡充と事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

○筒井委員 やはりカラオケの効果、有効性というのは確認されているものかと考えております。

決算書の1万2,512円というのは、どういった費用なのですか。

○宮尾高齢者地域支援課長 こちらは、本当にありがたいことなのですが、利用料は基本的に、先ほど申し上げた6店に対しましては、区から特別に費用をお出ししているということはありません。ご協力をいただいて、ご好意でやらせていただいております。

こちらの費用の1万2,000幾ばくかというのは、事務用経費です。登録証を発行したり、事務経費としてこちらの金額を計上させていただいております。

○筒井委員 これは、カラオケのチェーンですか。カラオケコート・ダジュール、カラオケルーム歌広場のご協力だと思うのですが、これも非常にいいと考えているのです。目黒、五反田、大井町、大森といった繁華街が多い。しかし、だんだん高齢化に伴いまして、そうしたところに行くのもかなり大変だということも考えられます。そこで、地域の商店街などにあるスナックの活用はいかがかなと考えております。

今、実際、スナックは夜だけではなくて、昼カラオケとあって、昼にもご営業されているところもありますし、逆に、こうしたカラオケが健康にいいということが広まれば、スナックも昼間も開ければ利用が増えるかもしれないということで、スナックもウィン・ウインの関係で繁盛する。そして、区民の方も健康増進につながる、認知症予防につながるということで、昼のスナックの活用もしていただきたいのですけれども、品川区のお考えとしてはいかがでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 確かに、今のいきいきカラオケ広場は、どちらかというエリアに少し偏りがあるというところは認識しております。

一方で、カラオケは、現状のシルバーセンターやゆうゆうプラザでもご登録をいただいて、ご利用いただける環境でございます。

スナックということでありますと、果たして今のいきいきカラオケ広場のモデルがそのまま適用できるかという、やはり現状では課題が多いかなと捉えているところでございます。

ただ、機会を捉えて、いろいろな角度から勉強していきたいと思っております。

○筒井委員 課題も多いかと思えますけれども、引き続き、地域密着というのがスナックの利点だと思えますので、いろいろな人もすぐに集まりやすいというメリットがあると思えます。ぜひ前向きにご検討をよろしくお願い申し上げます。要望で終わります。

○大倉委員長 次に、田中委員。

○田中委員 245ページ、2項3目児童保育費、ひろまち保育園、235ページ、2目子ども家庭支援費、児童相談所移管推進事業、233ページ、1目子ども育成費、しながわネウボラネットワーク事業、産後家事育児支援について伺います。

まず、ひろまち保育園の閉園について伺います。

この突然のひろまち保育園の閉園は、唐突感が免れません。ひろまち保育園に通う保護者はもちろん、ほかの園に通う保護者からも、品川・生活者ネットワークには問い合わせがありました。

まず、閉園について問う前に、行政情報の公開について伺いたいと思えます。

9月5日に実施された保護者説明会資料を保育施設調整担当課長に求めたところ、保護者へ向けた説明資料なので渡すことはできないとのことでした。行政資料であるにもかかわらず、提出を拒んだことに大変驚きました。品川・生活者ネットワークは、行政資料は区民の税金で徴取、作成したものであるから、区民の財産であると考えています。そういった意味でも、行政資料である保護者会資料が保護者以外に公開はできないとした理由を、まずお聞かせください。

そして、ひろまち保育園閉園についての決定、方針変更について伺います。

2016年度予算特別委員会では、ひろまち保育園について、5年間ということで、1歳児で入園された方が5歳までは必ず卒園していただけるような取り組みを考えているとの答弁が記録されています。この時点では、明らかに5年限定で考えていたことが読み取れます。

しかし、2017年からも1歳児の受け入れを行っています。開園時に想定していた入園児が全員卒園されるという方針を区が変えたことは明らかです。いつ、入園児の全卒園の方針を変えたのか、伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 2点、ご質問をいただきました。

1点目は、私のほうで、保護者に対する資料を開示できないと言った件でございます。開示できないというのは、そのままほしいという話であればお渡しできませんけれども、議会を通して資料として請求していただければ、今回、実際は交付しておりますので、そのところはあたらなかなと考えております。

それから、2017年の1月以降も1歳児の受け入れを行っているところなのですけれども、保育園の場合、定員にあきがある間は、入園を拒むことはできません。ですから、区として確実に閉園をすると決める以前の話として、定員があいている間につきましては、入園の受け付けを行っていた次第でございます。

○田中委員 まず、保護者資料についてです。品川区情報公開・個人情報保護条例では、公開請求や開示請求を待つまでもなく、区が積極的に区政に関する情報を提供することとしています。区の条例と

逆行した対応は、今後改めてほしいと強く求めます。

そして、もう一度、先ほどの2016年度予算特別委員会でのこととお話しさせていただきます。私が聞きたいのは、予算特別委員会の答弁の後、入園された方が卒園できなくなったと決まったのはいつですかということを知っています。

また、この方針変換について、議会への報告はあったのか、伺います。私も議事録を一生懸命探したのですが、探し切れなかったのも、もし議会への報告があれば、その部分もお知らせください。

○吉田保育施設調整担当課長 この間、特に区で方針を変えたということもございませんし、もともと保育園のご案内というところでは、5年間の限定園という形で保護者に募集をかけております。そこまでの間で、特に方針を変更したというところは、今のところございません。

○田中委員 2016年度から2018年度の保育園のしおりには、暫定施設としてということで、5年間のめどということが書かれています。

次にいきます。では、閉園までのスケジュールについて伺います。ほかの議員の一般質問で、今年の6月時点では、閉園は決まっていなかったとのこと。事業者への閉園の決定通知は、8月20日でした。たった2か月で閉園が決定したことになります。この間の経緯を具体的に説明してください。政策決定の過程を伺いたいの、企画調整課に答弁を求めたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 原理原則のところでは、保育園のご案内に書いてありますとおり、5年間の期間限定園でございます。

それから、状況によっては延伸というところを問われているのかなと思いますけれども、「状況によって」の「状況」のところがあり得ない限りは、5年間で閉園というのは、当初の予定どおりのことでございます。

○田中委員 政策決定過程で企画調整課に答弁を求めたのですが、こんな大事なことを所管課が決めるということで、今、所管課が立ったということは、大丈夫ですか。企画調整課に答弁を求めましたが、いかがでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 もともと募集した際の保育園のご案内にもありますとおり、それから、ひろまち保育園を開園するときの各委員会説明、議会説明等にもあったとおり、原理原則としては5年間の開設を予定とした期間限定の園でございます。こちらが原理原則となると考えております。

○田中委員 その原理原則の5年間という契約をしたのは企画調整課ですよ。そうではなくて、所管課が5年間ということで契約をしてきて、5年間であったと言うならば、「暫定施設として」や「5年間の目途」という書き方はおかしいと思います。でしたら、「限定5年」と書くべきです。

そして、9月9日から転園相談窓口が開設されました。9月24日までの一次申込締切の間には、2度の連休がありました。保育行政の所管課として、一番身近で保護者と接して姿を見ている保育課として、こんなタイトなスケジュールで受入先を確保していると胸を張って言えるのでしょうか。見解を伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 繰り返しのなってしまいますけれども、当初からもともと5年というところで開園したところでございます。確かにスケジュール的には厳しいものもございますけれども、この間、いろいろ、場合によっては延伸ができるかどうかの検討も区ではやってまいりました。ただ、ひろまち保育園については、いろいろ諸条件がありまして、なかなか簡単に次の代替園を探せるという状況ではないということも調べていく中でわかった次第でございます。

その中で、ぎりぎりまで各関係部署とも詰めて、調整を行ってきたところではございますけれども、

最終的には建設委員会で7月に広町地区の開発計画について話があったとおり、その時点をもって、保育課としては、もうこれ以上延伸を検討するのは難しいものということで、当初の予定どおり、5年で閉園することにした次第でございます。

○佐藤保育課長 転園申請の受付期間が短いのではないかとのご質問だと思うのですが、今回の転園申請に関しましては、勤務証明書等の添付資料は求めておりません。保育園の継続の關係の資料をいただいておりますので、それを準用します。したがって、転園申請に関しましては、希望園と保護者の氏名等を書いていただければいいという大変簡素なものがございます。

また、ひろまち保育園で、平日、夜間7時半まで、また、土曜日午前中も受け付けを行っておいりましたので、決して短いとは考えておりません。

○田中委員 ひろまち保育園は、補正予算にかけられ、開設されました。それだけ待機児童対策として重要な施設だったと考えます。2015年5月に財政課長は、5年間というのは、契約上はそうになっているが、その時点でどういう状況なのかによっては、延長もあり得ると発言をしています。今年6月から8月の2か月にひろまち保育園の状況はどのような状況になったのか、改めてお知らせください。

○吉田保育施設調整担当課長 この間、ずっとひろまち保育園の保護者の利便性も考えまして、5年間と言ってまいりましたが、1つは延伸する方法はないかということも同時に検討してきた次第でございます。

いろいろな調査をしていく中で検討してきたところでございます。その場所で、そのまま運営できるかどうか、また、場所を移転できるかどうか、その辺も含めまして検討してまいりました。

また、その場所ということも並行して検討してきたところでございますが、なかなか場所を動かすにしても、これだけ大きい施設でございます。大井町近辺に、1,600m²の大きい保育園の土地を確保することは難しいこともありました。

そういういろいろな検討をする中で、最終的にこのような決定に至った次第でございます。

○田中委員 いつ、どこで決定したのかということを知っていました。今、全然お答えされていませんでした。

今回の大規模園、ひろまち保育園閉園を受け、認証保育園に通う保護者から、3歳児の認可への保活が一層苦しくなるのではと不安視する声も品川・生活者ネットワークには届いています。閉園決定のいきさつの説明を求めましたが、到底納得できるものではありません。ひろまち保育園の一方的とも言える性急な閉園の決定には、承服できないという意見を述べて、次の質問に移りますが、いつ、どこで決定したのかは、後でお知らせください。

児童相談所移管推進事業について伺います。2018年度も引き続き、品川区立児童相談所移管推進事業が進んでいます。子どもの権利条約に定める子どもの生きる権利そのものが、虐待という形で侵害され、死に至る事例が多発しています。

東京都の児童相談所移管についてヒアリングを行った際に、児童相談所と自治体の子ども家庭支援センターの役割について伺いました。子ども家庭支援センター、子家センと言われますが、品川区では、子家センは、家庭あんしんセンターなのか、子育て支援センターなのか、どちらにあたると考えればいいのか、伺います。

その上で、品川区のホームページの記載です。品川児童相談所が管轄する目黒区、大田区のホームページでは、子家センについて非常に詳しく掲載されています。品川区のホームページは、少し残念としか言いようがありません。多分、子ども家庭支援課や広報広聴課も承知していると思います。早急に

改善すべきと思いますが、改善する予定はあるか、確認させてください。

○崎村児童相談担当課長 子ども家庭支援センターに関するお尋ねでございます。

品川区においては、子ども家庭支援センターといいますのは、その名称を冠する組織や施設があるわけではありませんで、子ども育成課の児童相談担当と委員からご紹介がありました、品川区の子育て支援センターが、その機能を担っているところでございます。

委員からご質問がありましたのは、恐らく子育て支援センターのホームページではないかと思うのですが、確かにホームページを今見てみますと、子育て支援センターのホームページをクリックすると、所在地が載っているだけで、何か事業が載っているということではないホームページになっております。

子育て支援センターで行っている事業としましては、ショートステイ事業やトワイライトステイ、あと、子ども育成課と同じように、児童と家庭に関する総合相談に応じるといった事業を行っております。ショートステイやトワイライトステイのホームページにつきましては、子育てというところでホームページを設けてございますので、ホームページのあり方について、確かに子育て支援センターの中でどのような事業を行っているかということがわかりづらいところは、昨日もホームページがわかりづらいというご意見もありましたので、そこは改善について検討してまいりたいと思っております。

○吉田保育施設調整担当課長 ひろまち保育園の決定につきましては、当初から5年限定の園という形で、基本方針として定めております。これは、もともとの決定という形になっております。

○田中委員 違います。先ほどもご答弁がございましたが、いろいろ所有者の方たちとの検討もあったということで、6月から8月の2か月に、ひろまち保育園の状況がどのような状況になったから閉園が決まった。そのいきさつ。その経緯を聞いています。それが、いつ、どこで決定したのかということを知りたいので、もう一度ご答弁ください。

そして、文教委員会での児童相談所設置の質疑の中で、品川区は児童相談所と子家センの役割を分けて考えているという答弁でしたので、安心しました。

その上で、人権擁護についてどのように考えているのか、見解を伺いたと思います。例えば、来年4月に開設する世田谷区では、児童相談所と子家センとは別に第三者機関の「せたホッと」などの仕組みがあります。このような権利擁護の仕組みを品川・生活者ネットワークは不可欠と考えていますが、品川区もそのような考えであると期待しての質問です。見解を伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 6月から8月にかけての変更点、その間、どのような流れだったかというところでございます。それまでは、これまでも申し上げたとおり、どのような形で延伸できるかということも検討してきたところでございます。

ただし、最終的には、7月の建設委員会で広町関係のまちづくりが2021年3月以降に予定されているということがある程度はつきりいたしましたので、その時点でひろまち保育園の閉園は、ある意味ここで決定づけられたかなと考えております。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 児童相談所における子どもの権利擁護についてのお尋ねでございます。

委員からご紹介がありました世田谷区の取り組みは、詳細は承知しておりませんが、やろうとしている考えは一緒でございますので、先行する自治体の取り組みなども参考にしながら、品川区の児童相談所における子どもの権利擁護の仕組みについては考えてまいりたいと思っております。

○田中委員 経緯についてです。8月の建設委員会でのまちづくりがあったためということです。ま

ちづくりのことがきっかけでということで、了解をいたしました。

そして、「せたホッと」の人権擁護についてです。ご存じないとのことでしたが、「せたホッと」はとてもいい仕組みなので、知ってもらえればと思います。品川区でも、子どもの最善の利益を保障していくことを目指して、子どもに寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援として、子どもの人権を擁護し、救済を図るための公正中立で独立性と専門性のある第三者機関を設置することを求めますが、いかがでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 ご指摘のありましたことにつきまして、どういったことができるか、検討してまいりたいと思っております。

○大倉委員長 次に、くにはば委員。

○くにはば委員 本日は、229ページの介護ロボット等活用支援助成と、225ページの自動車改造費助成に絡めて、高齢ドライバーへのブレーキペダル踏み間違え防止装置の設置についてお尋ねします。

まずは、先行して介護ロボットを導入した高齢者福祉課にお話を伺います。

平成28年から平成30年までの3年間、八潮南特別養護老人ホームと、介護老人保健施設ケアセンター南大井に1台ずつ、装着型介護ロボットを導入して検証した結果、運用上の問題点があり、平成31年度の予算計上を見送ったとのことですが、3年間でおおよそ幾らかかったのか。また、総括として、どのような問題点、課題があったのか、お教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 介護ロボットの導入支援ということで、平成28年度から期間限定で3か年のモデル実施ということで行いました。

介護ロボットは、リース料になりまして、1台あたり、1年間のリース経費が101万880円、1年あたり200万円強ということになりますので、3か年で約600万円の経費がかかっているというものでございます。

平成28年度の導入時は、まさに福祉機器等の開発が進んでおりまして、いろいろな商品が出てきたということで、品川区としてもこういった情報を検証したいということもありまして、各施設、法人に募りました。手挙げ方式で希望があるところを募ったところ、先ほど委員からご案内がありました2施設から希望がありまして、こちらに導入したということです。

3年間の検証ということなのですが、これは移乗するときの腰の負担を軽減するといった機能を持った装着型の介護ロボットで、当時も最先端ということで、かなり注目されていました。

結果としましては、まず、着脱に大変時間がかかり、手間がかかるということがあります。それから、体格差もありますので、調整等の手間もあるということ。それから、一番は、1つの業務に特化したロボットなので、ずっとつけているわけにはいきません。いわゆる移乗の介護が終わった後、すぐ外して、置きっぱなしにするわけにもいかないといった手間があります。それから、施設に1台しかないのも、それを使い回すというのも、なかなか利便性という意味では効率的ではないというところがあります。

それから、最大の難点は、もしかしたら最近では技術が進んでいるかもしれませんが、防水機能が若干弱かったということで、入浴時に移乗介護することができなかったというのが、これもまた1つ大きな要因だったということです。

平成31年度は、予算化しなかったというよりは、介護機器につきましては、今でも区のほうでも機器展の視察に行ったり、積極的に負担軽減については支援したいと思っております。今年度はそういった要望、新しいアイデアもなかったのですが、引き続き、介護機器につきましては、勉強を続けていきたいと思っております。

○くにば委員 それでは、引き続きまして、今度は障害者福祉課にお尋ねします。

今回、介護ロボット等活用支援助成、こちらが496万円なのですけれども、導入の経緯と導入先、台数、あとは金額の内訳等、お知らせください。

また、同じく、1年間の総括として問題点、課題があったか、お知らせください。

○松山障害者福祉課長 まず、委員お尋ねの導入の経緯でございますが、介護ロボットの使用による業務の負担軽減ということで、東京都の包括補助のモデル事業として、平成29年度より開始いたしました。

台数につきましては、5台でございます。手挙げ方式で2施設導入してございます。

そして、パワースーツのタイプがそれぞれ異なりますので、内訳でございますが、平均すると、1台大体120万円くらいです。リース料となっております。

それから、検証の結果ということですが、腰痛軽減には一定の効果が見られたということです。

ただし、先ほどと同じように装着に手間がかかったり、つけ外したりすることを繰り返すということに難があったということと、障害者個人がかなり個別性のある支援方法が必要なため、現場ではさまざまな動きが要求されるということで、継続が難しかった現状を聞いております。そのため、平成30年度で事業を終了したという結果でございますけれども、今後も介護の負担軽減につながるようなロボットの活用については、情報をとりながら、法人と連携して研究していきたいと思っております。

○くにば委員 おおむね、両方とも1台、年間100万円と、まだかなり高額な機器ということで、検証段階に近い部分かなと思います。

それで、最後、現時点はそういった形でともに導入の継続を見送らざるを得なかったわけですが、介護ロボットは将来的には大事なものになってくると思いますので、こちらの導入について、両方の課に伺いますけれども、将来的な導入の取り組みについてどのようにお考えか、最後にお知らせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 福祉人材の確保、定着という意味で、こちらは定着というところで、介護職員の負担軽減に資する介護機器が日進月歩で開発が進んでいるというのは、我々も直接物を見て思っております。

なかなかいいなと思ったものがありまして、まだ試作段階であって、市販はされていないとか、半年後に行ってみたら、もう新しい機能がついているということでかなり進んでおります。いわゆる装着型ロボットだけではなくて、ICTも活用したさまざまな介護機器がだんだん増えておりますので、この辺は情報をしっかりととりまして、法人、事業所の支援をしっかりとやっていきたいと考えております。

○松山障害者福祉課長 障害者福祉課としても、技術の進歩に期待を申し上げて、やはり障害者の方々、ご利用者の方、あるいは支援者の方、両者に負担が少ない形での開発の研究については、こちらでも手助けをしていきたいと思っております。いろいろな助言を受けながら、情報をとりながら、法人と一緒に連携をとりながら、進めてまいりたいと思っております。

○くにば委員 高齢者、障害者、そして、介護者、それぞれの方々のQOLの向上になりますので、引き続き、前向きな調査と取り組みをお願いいたします。

それでは、続きまして、高齢ドライバーへのブレーキペダル踏み間違い防止装置についてお尋ねします。

本年、高齢ドライバーの運転ミスや、交通事故で死者、負傷者が発生する痛ましい事故が多発し、アクセルとブレーキの踏み間違いや、高齢ドライバーの運転免許証の自主返納について、大きな社会的関

心事となりました。

これらを踏まえまして、東京都は7月31日から踏み間違え防止装置の設置に関する補助制度を開始しました。区として、この安全運転装置の普及についてどのような推進策をしているのか、助成等の検討はしているのか、取り組みと見解をお聞かせください。

○古郡交通安全担当課長 区では、直接的な働きかけとして、高齢者クラブやホームページによって広報、啓発活動をしているところでございます。

補助については、本人負担額がおおむね4,000円から1万円と安価ということもあって、高齢者が安全運転装置の購入、設置を導入するにあたって、動機づけには十分であると区では認識しているところで、補助するという必要はないのではないかと考えております。

○くにば委員 それでは、もう一点伺います。

あわせまして、高齢者の運転免許証の自主返納については、区として、自主返納を推奨しているのか、推進しているのか、その辺の取り組みについて、お知らせください。

○古郡交通安全担当課長 区では、自主返納については推奨しておりまして、これについても、高齢者クラブや、いろいろなチラシを配ったりといったところで広報、啓発をして、なるべく高齢者の方が加害者にならないように、しっかりと広報してまいりたいと考えております。

○くにば委員 区民の生命、あとは安心した生活ができるように、今は本当に交通事故について、普通にまちなかを歩いている、特にお子さんが事故に巻き込まれたり、高齢者のドライバーだけでなく、スマホのながら見運転等、いろいろと交通事故になる原因が増えていて、不安は絶えないです。特に、自分も子どもを持つようになってから、改めて不安に感じました。ですので、引き続き、区でも高齢ドライバーに向けての呼びかけや、安全装置の普及がどんどん進んでくると思っていますので、そちらについての調査や研究をよろしくお願いいたします。

○大倉委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、217ページ、高齢者クラブ支援事業、219ページ、家具転倒防止対策助成、そして、233ページ、しながわネウボラネットワーク事業の3つを順不同で質問させていただきます。

まずは、233ページ、しながわネウボラネットワーク事業であります。このネウボラとは、妊娠時より育児まで切れ目のない支援、相談を保健師などが応じる仕組みと認識しております。簡単で結構ですので、この事業を改めて説明していただけますでしょうか。

○崎村児童相談担当課長 ネウボラネットワークについてのお尋ねでございます。

今、委員からございましたように、ネウボラネットワークにつきましては、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を図るといったところで、子どもを安心して生み、育てることができるように、仕組みを整えているところでございます。

ネウボラの事業の中身といたしましては、妊娠期においては、妊産婦のネウボラ相談、出産後においては、子育てネウボラ相談を行っておりますほか、子ども育成課においては、産後の家事育児支援訪問費の助成のほかに、保健センターでは、産後のケア事業などを行っているところでございます。

○松澤委員 品川区では、今年から、三ツ木、水神、ゆたか、旗の台に相談員を増員し、全部で9カ所の児童センターで運営しているとありました。私自身は、大変すばらしい事業だと思っております。

そこで、お聞きいたします。現在、ネウボラネットワークを利用している方は、何名ほどいますか。また、このネウボラ相談員は何人いらっしゃいますか。

○崎村児童相談担当課長 ネウボラ相談を実際に相談されている方というご質問でございます。

平成30年度につきましては、子育てネウボラ相談、5館で合計1,101件の方が相談をされております。これは、延べの人数になっております。

こちらは、25の児童センターで子育て相談を受けているのですけれども、その数が大体2,300件ですので、大体半分が5つの児童センターの子育てネウボラ相談で実施しているところでございます。

人数については、今、委員からご紹介ありましたように、9館で子育てネウボラ相談を行っておりまして、保育園で働いていた方や幼稚園教諭、あとは保健師、看護師の資格をお持ちの方などが子育てネウボラ相談員として働いていただいているところでございます。

○松澤委員 その数字というのは、利用が増えているという認識でよろしいでしょうか。そして、書いてありましたけれども、より多くの方が利用しやすいように、助成内容を拡大したと書いてありますが、どのような助成内容なのでしょう。

○崎村児童相談担当課長 ネウボラ相談の推移でございますけれども、平成28年度から事業を開始いたしまして、平成28年度が大体1,100件ほどで、平成29年度が1,200件、平成30年度は1,100件でございます。今年度はネウボラ相談員を増員したところもありますので、5か月の段階でございますけれども、700件ほどの相談を受けているところでございます。ですので、平成30年度から今年度にかけては、相談件数が増加していると言えるような状況でございます。

もう一点、産後の家事育児支援のご質問かと思うのですけれども、助成内容の拡大につきましては、平成30年度、助成金額を1,000円から2,000円に拡大したほか、産前の家事育児支援のこういったサービスを利用したいかということのプランニングを行うようになるのですけれども、プランニングを1回1,000円助成しているということと、あとは、多胎出産された方については、利用時間の制限を20時間ではなく40時間に拡大したところでございます。

○松澤委員 丁寧な説明でよくわかりました。

今後の課題の中に、事業認知度の向上と書いてありました。私も品川区のホームページでネウボラを見させていただきました。少し寂しいかなという感じが私も自身もしていました。ほかの自治体などのホームページも調べたところ、やっているところとやっていないところがありますけれども、大々的にネウボラを宣伝している自治体もありましたので、今後、品川区としてそういうご見解があるのかお聞かせください。

○崎村児童相談担当課長 課題の部分の認知度の向上という部分でございます。今、子育てネウボラ相談を9館で行っておりますけれども、実施していない館はほかにもございまして、そういったところに巡回して相談を受け付けたり、この事業のご案内をさせていただいたり、3保健センターの親子の集いというところで、体験児童センターでプチ親子のひろばというものを行っております。そういったところにもネウボラ相談員が出かけまして、事業の周知を行うなど、こちらの認知度向上については、今後も努めてまいりたいと考えております。

○松澤委員 ネウボラによって虐待の防止につながる。そういった防止をする部分でもすごくいい施策だと私自身は感じております。いろいろな子どもの保護、または治療などの事後ケア、予算をどちらにかけるかという文書があったのです。それを調べたところ、やはり予防に倍額の予算を投じた結果、総支出が減ったとあります。これは、多分高齢者問題にもいくと思うのですけれども、やはり予防施策が大切になると思っております。そういった意味でも、拡充を望む制度であります。大変すばらしい事業だと思いますので、今後ともどんどん広げてほしいと思っております。これは要望でございます。

続きまして、217ページの高齢者クラブ支援事業についてお聞きいたします。

高齢者クラブ支援事業は、現在114クラブに3,600万円余とあり、これは、大体1クラブに32万円の助成となっております。よく聞く話になってしまいますが、これは少し少ないのではというお話も聞こえております。区のご見解をお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者クラブに対する運営助成のお尋ねかと思えます。

平成30年度、全体で3,600万円余の助成金を114のクラブに対してお支払いをさせていただきました。1クラブあたり、平均すると30万円強というところで、確かに個々に金額の大小のご相談をいただくこともございます。そのときに、例えば、使い道のご相談やクラブの運営全体にかかわることの相談に発展する場合がございます。その中で、入ってくる区の助成金、そして会費の課題ということで、いかに会費収入をしっかりと確保するか、こういったご相談も適宜乗らせていただいております。

一方で、必ずしも全てのクラブが資金不足ということでもなく、全体としては、今のところでは現行の水準で十分やっただけにしているというのが私どもの認識でございます。

○松澤委員 実は、昨年の議事録でもこのお話がありました。

そこで、全国老人クラブ連合会、全老連といひまして、私なりにアンケートを調べてみました。この加入が増えない理由としては、就労している人が多い、趣味が多く、クラブには参加できない。また、活動内容がわからない。課題としては、やはり会員の高齢化、役員のなり手不足。これは、役員になってしまうと、もう逃げられないのではないかとのおそれがあると記載してありました。そうしたクラブの運営の問題を解決していかないと、今後の助成金が増えたところで、なかなか運営していけないという団体もあると思えます。

昨日の町会加入の支援でも質問させていただきましたけれども、そういった高齢者クラブ入会増援のために、区としてやられている支援などはありますでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者クラブ連合会は、やはり連合会全体として、会員をいかにしっかりと確保していくかということは、皆様全員の共通認識としてございます。

毎年、会員増強強化月間を設けさせていただいて、皆様、その間に特に力を入れて、私ども区も一緒に知恵を出して、さまざまな対策をとらせていただいております。

やはり一番大事なのは、実際に会員を順調に伸ばしていただいているクラブもございます。そういったクラブがどういった対策が有効だったか、こういうところを全員で共通認識として勉強しております。

○大倉委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時06分休憩

○午後1時05分再開

○大倉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。西村委員。

○西村委員 私からは、233ページ、子育て支援情報発信アプリ運用等、241ページ、区立保育園費、前後してすみません、240ページ、児童保育費、時間が余りましたら、237ページ、ファミリーサポートセンター運営費について伺ってまいります。

まずは、しながわパパママ応援アプリですけれども、子育て支援情報発信ということで、2016年からスタートしていますが、まだまだ知らないという子育て世帯が多く、区はどのように捉えておられ

るでしょうか。実感値をお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 アプリについてのお尋ねにお答えいたします。

アプリについては、利用されている方は、かなり頻繁に使われているのですけれども、さらに認知度を高めていかなければならないという認識はございます。各種事業のたびに、QRコード等をつけるなど、他課の事業につきましても、QRコードを入れていただくなどの工夫を、今後も続けていきたいと思っております。

○西村委員 ありがとうございます。ぜひ、どのようなところに、QRコードを展開されているのかをお聞かせください。

また、現在の品川区の子育て世帯の数から鑑みますと、費用対効果を検証したいと思いますが、現在の閲覧数ですとか、アクセス数など、多いのか、少ないのか、また、この903万円余りの予算の内訳も、あわせて教えてください。

○廣田子ども育成課長 QRコードについては、『いきいきあんしん子育てガイド』であるとか、『ひとり親家庭のしおり』であるとか、子育て世帯にお配りするものには、つけてもらうようにしてございます。また、各種事業の場においても、ご案内しているところでございます。

閲覧数ですけれども、アクセス数が述べ件数になりますけれども、年間で168万5,000件余となっております。

費用の内訳でございます。構築費用を834万円等でやったのですけれども、ランニングコスト的には、ランニングコストだけで、年間で183万円、その他、改修を行っております、平成30年度に関しましては、524万円程度をかけて、講演等の紹介機能とイベント検索機能等の改修を行ったところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。この金額だけを聞くと、高いと、一瞬、思ったのですが、実際、よく拝見していると、児童センターのイベントが多数掲載されるようになっておりまして、サイトのつくりや情報は大変充実していると感じました。せっかくいいものをつくっていただきましたので、より利用度の高いものとして、届けていただきたいと思っております。

先ほどおっしゃった年間168万件という数字も決して低い数字ではないと思ひまして、安心いたしました。ありがとうございます。

次に、保育園のICT化推進事業助成について伺います。

現在、決算書によりますと、私立認可園が3,069万円余り、認証保育所に200万円余り、地域型保育所673万円余りなど、ICT化推進事業補助金を受けて、各保育園でのICT導入が一気に進んでいるように感じます。

区立認可園には、これを使われている決算実績がなく、現在の区立認可園のICT化導入について伺います。どのように進んでいるのかをお聞かせください。

○吉田保育施設調整担当課長 区立保育園のICT化についてのご質問かと思ひます。

昨年度より、区立保育園のほうでも、2歳児の連絡帳というものがあひまして、そちらのほうにおいて、まず、7園から始めてみようということで、7園のモデル実施を行ひまして、今現在、進めているところでございます。

来年度は、全園に拡張していけるように、方向性としては、頑張っていきたいと思ひます。

○西村委員 現場の先生方の声も、初めは、アナログな先生たちは慣れなくても、業務効率につながっているという声がたくさん聞かれますので、いいご答弁をいただけて、うれしかったです。

この連絡帳だけではなく、母親以外の人が送り迎えをするときでも、子どものインとアウトがわかりましたり、日報、園内の写真、明日のエプロンを忘れないようにいった連絡も全部、アプリのほうに来ますので、保護者からも大変好評です。ぜひとも区立園も全園での導入をお願いいたします。

続きまして、保育園無償化について伺ってまいります。

今回、認可外も無償化の対象になりました。品川区は待機児童になる可能性は、他区に比べると、少ないのかなと思いますが、来春、さらに保育園も増えますし、本当にありがたいと思っています。

ただ、この無償化による大きな課題は、子どもの安全と質の確保をどう保証するかということだと思います。無認可園に預ける保護者も増えることが予想されます。無認可園も補助の対象になっていますから、質の悪い施設を温存することになるといった声もあります。

実際に、経営が立ち行かないと連絡をいただきまして、区内無認可園へ伺ったことがあります。今年に入ってからですが、現場、お昼寝時間でしたけれども、20人近くの子どもたちが雑魚寝で、マットの上に、ばらばらに敷かれた布団の上に眠っておりました。

その暗闇の中で、子どもたちの眠るスペースの真ん中に、先生が集まっておりまして、お布団の横で、昼食をとっているという、少々異様な光景ではございましたが、経営などを理由に、来年3月に閉園すると伺っております。ホームページにも、そのようにアップをされています。子どもたちは、無事、近くの認可園へ移れるということが幸いですが、無認可園には、すばらしい園もある中で、ハード面、ソフト面、さまざまな園が存在していると思います。

このような園が区内に存在していたことを、区はご存じでしたでしょうか。今、無認可園が、区内に幾つあるのかも、あわせて伺います。

○大澤保育支援課長 認可外保育施設でございますけれども、現在、区内にある認可外保育施設の中で、東京都に届け出をしている施設が、30と認識しております。

全てが無償化の対象になるわけではなく、その中から、区に確認申請をした園が、無償化の対象になります。

今回、確認申請は、21園が出てきまして、その中で、指導監督基準を満たしていない施設が、6施設ございました。こちらは全て、まだ東京都の指導検査が入っていない、もしくは、指導検査をしたけれども、今、実施待ちということで、一定確認申請の中には、今の状況で適合基準を満たしているか、どうか、事項判定のような項目がございます、それについては、全ての施設で満たしております。

○西村委員 今、まさに制度も変わるところで、さまざまにご意見をいただいていると思うのですが、認定こども園、小規模、家庭的保育は、公的契約で、市区町村が無関係でいることはできないと思っております。

自治体の助成を受ける無認可園は、公的契約はありませんが、公費を受けて、運営をされている場合には、ソフト面での質の確保についても、行政が責任を持つ必要性を感じます。

私立認可保育園、認証、無認可保育園などの子どもの安全と保育の質をどのように保証していくと、区はお考えでしょうか。お聞かせください。

また、待機児童が問題の自治体では、まず、その解消からになると思うのですが、品川区は、保育の質を全体的に上げていくことが、今、まさにできると思っております。新たな監査・評価の仕組みづくりが、今こそ急務であると考えますが、あわせて区の考えと展望をお聞かせください。

○佐藤保育課長 品川区でも規定をしております、品川教育基本理念がありますけれども、「のびのび育つしながわっこ」にもありますが、区内の全ての児童に対して、等しく質の高い保育・教育を提供

するということを基本としておりますので、区といたしましても、充実した研修を民間保育施設にも行ってありますし、今後、認可外保育園のほうにも広げていきたいと考えております。

また、一方で、指導検査、巡回指導に関しましても、同じ区内にある施設でありますので、保育課で、体制整備をしております園長OBがいらっしゃいますので、そういった方々を活用して、積極的に保育の内容の指導といたしますか、確認をしていきたいと考えております。

○西村委員 今、子どもたちの権利ですとか、安心安全、さまざまにニュースで流れておりまして、胸を大変痛めておりますので、先日の歳入で、課長がおっしゃっておられました保育料逆転現象6億円の部分の使い道、ぜひとも子どもにかかわる親、保育士など、大人たちへの支援と子どもたちの豊かな心を育むために使っていただきたく、結びとさせていただきます。ありがとうございます。

○大倉委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、245ページ、公設民営保育園費で、午前中もございましたが、ひろまち保育園の件で、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、田中委員のほうからもありました、ほかの会派のところにも、同じく相談者の方が行かれて、ご相談があったと思います。私ども会派でお話をしまして、幾つか確認と質問をさせていただきたいと思います。

ひろまち保育園が、2021年、再来年の3月に閉園をするということが決定をした。先ほど、これは、5年前から決まっていたという原理原則だというお話がありました。これは、議会としても、5年間の期限つきということは、当初に、当然、説明があったわけです。ただ、延長するのではないか、延伸をするのではないかという期待値があったということは、確かだと思うのです。

そこについて確認をしたいのですが、相談者の方からは、保護者の方の全部ではないですけれども、一部の方からは、期間限定ではあるけれども、その後の予定はわかりません。このような立派な保育園を潰すわけがないという説明があったということでのお話がありました。

保護者には、5年の期限つきであるということは、当然、入園の前、入園後、入園のとき、間違いなく、保育課および当該保育園は、告知をしていたのか、どうか。これは大事なところですので、しつこいようですが、確認をさせていただきます。

○吉田保育施設調整担当課長 ひろまち保育園、平成28年度から開園しているところでございますけれども、当初、その募集の際から、5年限定の園という形での募集のほうをしているところでございます。

○あくつ委員 私も、開園をする前に、ひろまち保育園の説明を受けて、プレハブということだったので、そのときの説明だと、50年間はおもつプレハブだということで、完成をしたときにも、当然、視察をさせていただいて、非常に堅固な建物で、耐震化にもすぐれているということで、正直、私の個人的な感想ですけれども、5年では、これは閉じないのではないかと思います。

先ほど、保育課なのか、保育園のほうなのかわかりませんが、そういう期待値があったというお話がありました。これは、本来の真実とは違うかもしれませんが、事実として、期待値があったということをお話を前提として、お話をしたいと思います。

一般質問で、あべ議員の質問に対して、再答弁で、JR東日本との協議の中で、子ども未来部長からは、5年間で閉園をするという意味決定で開園をしたけれども、この状況の変化があれば、延伸ができるというものでした。交渉を重ねてまいりましたけれども、当初の予定どおり再開発が進むとのことでしたので、閉園することにしたというご答弁がありました。

先ほどから何度もありますけれども、延伸を品川区からJR東日本に求めたということは、保護者からのニーズがあったのか、それとも、保育園の職員の継続ということのニーズがあったのか、それは、どういうニーズがあったのかを確認させてください。

○吉田保育施設調整担当課長 ひろまち保育園の延伸に対する考え方でございます。

基本的には5年という形で、その後、延伸も考えられるというところでは、確かに資料にも書いてあるところがございます。

そういうところも含めまして、区は、当時は喫緊の待機児童対策として、あの園を開いたところがございますので、どうにかして確保できないものかということも、区としては、並行して検討してきたところがございます。それを検討していく中で、実際は、なかなか難しいというところが、今回のところでございます。

○あくつ委員 ニーズのところを伺ったのですが、今のご答弁だと、待機児童対策として、延伸をした。区の独自の判断でされたと聞こえたのです。

それは置いておきまして、そこで、保護者の方からの疑問としてあったことは、広町地区のまちづくりは、2021年には、まだ始まらないのではないかということ、具体的に、工事車両や現場の作業員が、広町に入出入りするということを想定をされているのか、JR東日本等々の話し合いの中で、その辺についてできたのかどうかを教えてください。

○稲田都市開発課長 JR東日本と区と、この広町地区は、共同検討をずっと行っているところでございます。

平成30年7月27日に協定を結びまして、本格的にこのまちづくりを進めていこうというところで、昨年、協定を結びました。また、その内容の話が進みまして、今年度の7月におきまして、建設委員会で進捗をしているというところでのご報告をさせていただいたところです。

JR東日本は、そういう中におきまして、2021年以降の着工を目指すというところで進めてきております。そういう中におきましては、この2021年以降という目標を目指すというところに合わせまして、私どもも共同検討を進めているというところがございますので、そういう形で、今、検討しているというところです。

○あくつ委員 先ほど、午前中のご答弁で、7月2日の建設委員会で、広町地区のまちづくりについて報告をしたことが、1つの契機になったというご答弁があったので、それはどうなのかなと私は思うのです。

今、都市開発課長からご答弁があったとおり、昨年の7月27日に協定を結んで、それから1年経った、今年の7月2日に出てきたものを見ると、図はそれほど変わっていないのです。だから、はっきり言えば、先ほど言ったように、5年前に、決定はもうされているわけです。5年で閉めるという決定は、もうされているわけです。

だから、いつ転園の手続を始めるという判断の問題だったと思うのです。今年の7月2日に、その判断がされたのであれば……。先ほどの答弁だと、そうになってしまうのです。7月2日に判断があったとするならば、保護者の方に知らされたのは、8月二十何日。そうすると、もう既に2か月あるのです。

昨年の7月の段階で協定を結んで、ある程度、道筋が見えて、やはり、できれば、もう少し早く、例えば、今年度の頭に、もう閉園をするというお知らせをする。その転園の手続については、今回は9月24日が締め切りになっていましたけれども、このようにタイトな日程ではなくて、先ほど田中委員からもありましたけど、やはり、連休を挟んで、転園をしたい、希望するような園の見学もできないと

求めてきましたけれども、そういう意向調査になっているのでしょうか。そこをお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 まず、委員お尋ねの区民が区外の障害者施設に入所している人数と、区外の就労継続支援B型に通う人数に変化があったということでございますけれども、直近の数字で申し上げます。

本年8月分の請求データですけれども、施設入所支援が、区外で162人、就労継続支援B型が、区外で82人ということになっております。

もちろん、ご利用者の方のニーズは、できる限り、私どもも意向に沿った形で、ご本人の生活を支えていきたいと思っております。そのように努めているところでございますし、グループホーム等々の整備につきましても、今現在、鋭意努力中でございます。

○築山障害者施策推進担当課長 続きまして、基礎調査の調査項目へのご質問についてです。

希望についてですけれども、将来的にどのような生活をしていきたいか、また、障害福祉サービスの利用の意向等についても、確認をさせていただき予定となっております。

基礎調査の調査票につきましては、既に発送済みとなっております。

○石田（ち）委員 こうした意向調査等々、需要や希望を把握していただいて、そのもとで、把握したら、やはり目標を立てる、計画を立てるということが必要だということも、私たちはずっと申し上げてきています。

今現在は、そうした目標や計画がないですけれども、品川区も複数立てていきたいと、そうした増設の思いはあるわけです。それは委員会等でも確認はされているのですけれども、やはり、そうした需要をつかんで、目標にしていくということは、重要なことではないかと思うのです。

ニーズをつかんで、品川区では、これだけ必要だと、そうした目標だったり、計画を明らかにしていくことで、例えば、事業者や、また区内で土地を持たれている方等々が、こうしたことに必要なのかということで、参入をしていくということもあると思いますので、そうした目標をしっかりと明らかにして、計画を立てていくということが必要だと思うのです。

第1回定例会の一般質問でも、それを求めたのですが、計画をつくるだけでは、実現は難しいという答弁がありました。つくるだけではなくて、やはり、それをつくったからには、そこに向かっていくというものに、目標や計画はなっていくと思いますので、そうした数字を明らかにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 目標や計画についての数字についてのお尋ねでございます。

計画は3年間ということで、具体的な計画を来年度、計画策定委員会で、基礎調査の実態調査に基づきながら、それをベースにどういうふう計画を立てていくのかということは大変になってくるものがございますので、目標あるいは計画についてお示ししたいというところはございますけれども、具体的にどこまでということが、この場では申し上げにくいのですが、お示しできるように努めていきたいと思っております。

○石田（ち）委員 是非、示した形にさせていただきたいと思うのですけれども、以前の厚生委員会で、放課後等デイサービスの質問をした際に、放課後等デイサービスは、4月に1カ所、6月ごろに2カ所、開設が進むという答弁がありました。さらに、区のほうで何か助成をしなくても、民間のほうでどんどん参入してくる状況ですという答弁もありました。

グループホームなどは、そういう状況ではないということなののでしょうか。入所施設は、そういう状況ではないということは、どうしてなのか、当局の認識を伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 なかなかグループホームの参入がしにくいということですが、グループホームにつきましては、平成28年度に1カ所、平成29年度に1カ所、平成30年度については、精神のほうのユニット型というタイプですけれども、3カ所ということで、この3年間で、計5カ所増えています。

ただし、グループホーム整備費助成は、民間事業者にヒアリングをしたところ、やはり、ちょっと使いにくいというところもございますので、まだまだ民間事業者が参入するというためには、こちら側の工夫が必要になるのではないかと考えております。

○石田（ち）委員 今おっしゃられたように、民間の参入のためには、工夫が必要だと私も思います。

世田谷区では、第4期の障害福祉計画の中のPDCAサイクル管理シートの中で、グループホームの整備運営事業者の公募要項の見直しにより、開設を希望する事業者が取り組みやすい環境を整備した。これによって、整備が進んだという成果を出しています。世田谷区は、グループホームを建てるに当たっての東京の助成を受けるとなった事業者には、漏れなく、上乘せという形で助成金をつけているということでした。

さらには、法人格を有していないとだめだということや、事業の実績がないと、助成金は出せないといった縛りも軽減させていくという工夫をした上で、常設を進めているということがありました。

ですので、ぜひ、品川区でも、民間が参入しやすい環境整備を区として、そうした具体的な検討をしていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 委員ご指摘の世田谷区の情報につきましては、こちらのほうでも把握しております。私どもも、公募要項は、事業者から見ると、かなり厳しいのではないかと声もありましたので、何か参入しやすいように、どのように見直しをすれば、参入しやすいのか、あるいは、あらゆる方法を使いながら……。〔時間切れにより答弁なし〕

○大倉委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私のほうからは、決算書219ページ、高齢者住宅運営費について、決算書249ページ、私立保育園の防犯カメラ整備費助成、同じく251ページ、児童の安全対策強化事業助成について伺います。

まず高齢者住宅運営費なのですが、要件と申しますか、条件を拝見しますと、65歳以上のひとり暮らしで、徒歩でおおむね5分以内に親族がいない方々となっているかと思えます。

この条件ですと、親族と疎遠の方も少なくないのではないかとと思うのですが、仮に親族と疎遠な入居者がお亡くなりになった場合、入居者の所持品について、どのように対応されるのかを伺います。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者住宅にご入居をいただく際は、あらかじめ、緊急連絡先と申しますか、保証人を書いて、届け出をいただいております。

まず第一義的には、お亡くなりになったときというのは、そちらのほうに連絡をさせていただいて、もし、仮にそこに連絡がつかないとしても、例えば、指定管理を入れている施設などにつきましては、日ごろから入居者との接点がございますので、生前に親族がどこどこにいらっしゃるというお話を伺っているということがあれば、あらゆるつてを使って、まずは親族なり、身寄りの方を探す。その方にご相談を申し上げるということで、やらせていただいております。

○松本委員 その状況の中でも、やはり、そうはいつても、最終的には身寄りがない方も、ずっと入っている間に、保証人の方が亡くなったりということもあつたりするのではないかとと思うのです。

そうすると、高齢者住宅の場合、区も管理しているというか、区の所有のところもあると思うので、

最終的には、区が部屋の中の遺品とといいますか、所持品をどうにかしないといけなくなると思うのですが、そういう場合は、どのように対応されているのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 あらゆる手を尽くしても、連絡がつく身寄りの方がいないという場合には、区のほうで、次の方にお貸しするために、処分なりをさせていただいているというところです。

○松本委員 その場合に、例えば、よくごみ屋敷などということが、おひとり暮らしの方のご自宅で、問題になったりすると思うのですけれども、それに近い形で、所持品がかなり多い場合、そうすると、例えば、たんすなど、いろいろなものがある、なかなか運び出すことが大変だというような場合に、それを区の職員の方がやられているのか、あるいは、何がしか事業者の方、例えば、部屋の整理のところから頼むのか、あるいは、部屋の中の整理は、区の職員の方がやられて、搬出というか、廃棄するところだけ、事業者へ頼むのか、そのあたりは、どういうふうな運用になっていますでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 そういう場合は、まずは、区の職員や指定管理者、借り上げ型の場合だったら家主がらせていただいて、複数の人間で、どういったものがあるかを、必ず確認をいたします。

その上で、量にもよるのですけれども、少ない場合には、事業者をお願いをしないで、処分をさせていただくという場合もございますが、大半は、基本的に事業者をお願いをするような形で、処分をさせていただいているというケースのほうが多いかと思えます。

○松本委員 遺品整理の業者がいろいろあるみたいで、例えば、資格のところでしたら、古物商を持っていらっしゃる場所もあれば、一般廃棄物処理の事業者もあると思うのですが、どういった業者をお願いすることがあるのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 基本的には、一般のそのようなごみの処分も手がけている事業者をお願いをしております。

さらに、そこから先、次の方にお貸しするために、お部屋のクリーニングですとか、そのようなきれいにするというのも、場合によっては、あわせてお願いをするということもございます。

○松本委員 結構細かくお伺いしたのは、これは高齢者住宅だけではないのですけれども、最近、遺品整理が話題になることが結構多くて、高齢者住宅の場合は、区が関与されているからいいのですけれども、例えば、配偶者が亡くなった独居老人になられたお年寄りの場合は、遺品整理がかなり大きな問題ということになっているようです。処分しようにも、ご自身が高齢で、誰かに頼らないといけないうだけども、頼る当てがないというようなこともあって聞いています。

また、あるいは、孤独死の場合は、身寄りがなくて、家主が対応に苦慮するというようなことがあると聞いています。

ですので、これは、高齢者住宅に限らず、例えば、青森県のむつ市では、市民から遺品整理の相談があった場合には、遺品整理の組合とあらかじめ協定を結んでおいて、紹介するというような取り組みもされているようです。これによって、遺品整理が円滑に行われるとか、不用品の処分、分別処理が、適切に行われるなどというメリットもあるようです。

当区におきましても、遺品整理は、これから、どんどん問題が増えるのではないかと思うのですけれども、例えば、区民の方から、今の高齢者住宅に限らず、遺品の整理に関して、相談が挙がっているというようなことはあるのかということをお伺いしたいことと、仮に、区民の方から遺品整理をどうしたらいいですかという問い合わせがあった場合は、これはどういうふうに区としては、対応されているのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長　すみません、私の場合は、高齢者住宅のご入居者に限った話にはなってしまうのですが、ケースとしては、そんなに多いケースではございません。

といいますか、日ごろから、指定管理者や家主とおつき合いをさせていただく中で、まずは、言葉があれですけれども、そういったごみ屋敷にならないように、日ごろから、身の回りの整理整頓というところも含めて、適宜、生活上のご相談にも乗らせていただいているというところでございます。

○松本委員　今日は高齢者住宅というところでお話をさせていただいたのですが、本当に遺品整理の問題は、この款以外のところで、また月曜日にも取り上げさせていただきたいと思っているところであります。ありがとうございます。

引き続きまして、私立保育園の防犯カメラの整備費助成なのですが、こちらが、品川区認可保育所等緊急時安全対策事業補助要綱を確認すると、防犯カメラは、犯罪の抑止および犯罪被害の防止を目的としてとあります。

保育所内の犯罪というところで申し上げますと、もちろん、基本的には外部犯が想定されているかと思うのですが、先ほども西村委員から保育の質の話がありましたが、最近、やはり、保育士による虐待事案、保育所内での虐待も懸念されているところだと思います。

こういう保育士による虐待も念頭に置いて、この助成を使うといいますか、補助の申請をするということは可能なのでしょうか。お願いします。

○大澤保育支援課長　私立保育園に助成しています防犯カメラにつきましては、外部からの侵入に備えた防犯カメラということをご想定しておりまして、保育園内にカメラを設置している園は、何園かございまして、外部に配信したりですとか、録画したりしていますけれども、それは、設置している事業者の経費の中で、つけていただいております。

○松本委員　その点で、不思議だったことは、今、申し上げた要綱は、結構頻りに改正されているかと思えます。何年前の要綱を拝見すると、監視モニターという助成の対象もあって、これを児童の睡眠時における顔色、呼吸、体位等の様子を撮影するという形で、園内の部屋の中のものに対しての助成があったと思うのですが、これが、現行の要綱では、削除されているということになっているのではないかと思います。これは、どのような理由で削除されたのでしょうか。

○大澤保育支援課長　そちらの監視モニターにつきましては、児童の安全対策強化事業でございまして、お昼寝のときの様子を、ほかの部屋からも見られるというベビーセンサーとセットで使うようなことを想定した監視モニターでございます。

○松本委員　現行だと、定義の中から除かれているように思ったのですが、まだ残っているという理解でよろしいですか。

○大澤保育支援課長　都の補助を受けて、それを受けて、区で補助しているもので、都の補助要綱から、個人のベビーセンサーだけが補助対象になりました。〔時間切れにより答弁なし〕

○大倉委員長　次に、木村委員。

○木村委員　私からは、民生費の213ページの高齢者安否確認事業、217ページの高齢者外出習慣化事業です。これらの質問をいたします。

最初に、213ページの中ごろにありますけれども、高齢者安否確認事業の中の熱中症等予防対策費155万円余からの質問です。季節的に秋になり、何となく季節外れの感はありますが、来年の夏に対しての質問をしたいと思います。

今年の品川区での熱中症の発生件数は、例年と比べて、人数的には増えたのか、減ったのでしょうか。

熱中症等とありますけれども、この「等」とは、どのような事業でしょうか。お聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 今年の熱中症に関する状況ということでございます。

具体的な人数等についての把握は、なかなか難しいのですけれども、当初は、昨年度は、6月ぐらいから暑い日が続いておりまして、かなり早い段階から対策をとったということで、今年も早々に準備をしておりましたけれども、逆に、6月あたりは、まだ、なかなか気温が上がらなくて、少し落ちついていたところなのですが、急に7月以降、猛暑が続きました。

これは品川区ということではないのですけれども、全体的に熱中症で搬送された数は、ほぼ昨年と変わらない状況になっているというような認識でいるところでございます。

○大倉委員長 「等」について。

○寺嶋高齢者福祉課長 すみません、熱中症等の「等」ですけれども、これは、熱中症という形で、診断をされていなくても、体調が悪くなったといった形で、避暑シェルター等の活用をしていただく方が、必ずしも熱中症に限ったことではないということで、「等」という形で入れさせていただいているものでございます。

○木村委員 ありがとうございます。

これは行政だけの責任ではないと思いますけれども、私的には、区民一人ひとりの皆さんが本当に意識をしなければならないことなのですが、家庭で、またご近所同士で声をかけ合うことが、大変大事なことだと思いますけれども、その考え方でよろしいのでしょうか。その考え方が間違っていなければよろしくをお願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 熱中症につきましては、人それぞれ、例えば、体調、その日の気候、室内にいるから、屋外にいるからといった状況で、熱中症にかかるタイミングや状況はまちまちなので、ご本人の注意もさることながら、ご家族、周囲の方、声をかけ合って、注意をしていくということが、非常に重要であると認識しております。

○木村委員 暑さをしのぐための施設なのですけれども、区内の高齢者福祉施設を避暑シェルターとして使用しているものとして、12カ所のシルバーセンター、いきいきセンター1カ所、ゆうゆうプラザ4カ所などを開き、高齢者や区民全般の見守り運営をしようとして、一夏、155万円余と出ておりますけれども、これでよろしいのか、どうか。

熱中症対策ですけれども、高齢者の皆さんに対して、どのように注意を促しているのでしょうか。これを、また簡潔にお答えください。

○寺嶋高齢者福祉課長 決算額の155万円余につきましては、避暑シェルターの開設の経費も入っておりますけれども、民生委員の方をお願いして、高齢者の訪問をするときに、飲料水をお持ちいただいて、声かけをしながら、水分補給できるといった形で、この飲料水の経費等も、この中に含まれております。

高齢者の方への声かけとしましては、今、申し上げたとおり、民生委員の方に、チラシ等の配付を含めて、チラシだけでは、なかなかということもありますので、飲料水もあわせて、水分補給をするようにということで、訪問をさせていただいて、注意を呼びかけているといった事業でございます。

○木村委員 人生100年時代と言われておりますけれども、ますますこれから高齢者が増えてくることと思います。1人でも多くの高齢者の皆さんを、熱中症から守っていただきたいと思っております。

例えば、オリンピック・パラリンピックで使用予定のミスト、また大型扇風機など、駅や人が集まる場所に備えついたり、また日中の時間だけあいているスナックの昼間の時間、カラオケ店などを開放

したりする。要するに、町会や企業が協力し合うことが必要だと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 避暑シェルター等のいわゆる実施場所の協力等のことと受けとめました。

区としてできることは、少なくとも区有施設に関しては、しっかりそういった対策をとって、区有施設はいろいろなところに所在しておりますので、出かけた際、急に体調が悪くなったときに、例えば、少し遠い家に帰るとか、駅に行くとかではなく、文化センター、シルバーセンター等をうまく使って、立ち寄ってもらえるようにということでやっている事業でございます。

いろいろなところに呼びかけもしたいと思いますが、まずは区有施設で、しっかり取り組んでいくことが重要であると考えております。

○木村委員 お願いをいたします。

毎年、毎年、平均気温が上昇し、今年もこの厳しい夏の日本列島であった、また品川区でもあったとも思います。

人口のほうも、約40万人を超え、来年もますます熱中症の件数が増えることと予想されますけれども、行政として、1人でも多くの区民を、真夏の熱中症から守っていくには、やはり、区民の皆さんの協力が必要になってくると思います。

人は、一度、耳には入れるのですがけれども、ほとんどまた右から左へと抜けていってしまうようなところもありますし、いざというとき以外は、本当に気にもとめない、行動を起こすことは余りありません。

お聞きいたします。今以上に、行政と区民が歩調を合わせ、1人でも多くの区民に振り向いていただくためには、どうすればよいとお考えでしょうか。お聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 これは、先ほども例に挙げました民生委員の方もそうですけれども、例えば、在宅介護支援センターのケアマネジャーであったり、支え愛・ほっとステーションの職員等も含めまして、いろいろな方との接点をとにかく増やすこと、啓発に努めることです。声かけ、啓発が、一番の特効薬であろうかと思っております。

○木村委員 ぜひ、また、行政側からの区民の皆さんに対して、そのような呼びかけをしていただければと思っています。

次に、217ページの下から10行目にありますけれども、高齢者外出習慣化事業からの質問をいたします。

この事業は、高齢者社会参加促進事業の中の事業になりますけれども、品川区でも、小山2丁目にある親友会通り商店街、すし割烹巴を会場にして、高齢者外出習慣化事業等を紹介されておりました。

この事業の目的なのですがけれども、外出の機会が少なくなった高齢者に、何とか外出をしていただいで、仲間づくりを目的に、区が毎月1回、このことを開催して、地元商店街と連携をし、商店街にも足を運んでいただく事業となっているようであります。

この事業は、始まってまだ数回と、まだまだ本当に始めたばかりと言ってもおかしくない事業なのですがけれども、44名が参加希望者として、手を挙げた。そして、抽選が行われ、24名が選ばれました。落選者20名の希望には応えられなかったわけですがけれども、その方々の気持ちを、何とかしてあげられないということは考えなかったのか、どうか。そして、この事業、何のために、つくった事業なのか、そして、このまま24名だけの事業で進めていくつもりでしょうか。お考えをお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 私から、高齢者外出習慣化事業についてお答えをいたします。

こちらの事業は、引きこもりがちな方に対して、まさに事業名のとおり、外出を習慣化をしていただいて、さらにこの事業をきっかけとして、今、委員もおっしゃっていただいたように、少しでも、お仲間をつくっていただいて、そこから、これをきっかけに、どんどん外に出ていただいて、まさに外出を習慣化してもらいたいという思いでやらせていただいております。

平成30年度は、会場としては4会場で、1回のそれぞれの定員が、各15人でということでやらせていただいたところでございます。

○木村委員 ぜひ、1人でも多くの区民、これから100歳時代と言われる時代になりますので、高齢者が増えてまいります。ぜひ、その点をお願いをいたしたいと思っております。

○大倉委員長 次に、湯澤委員。

○湯澤委員 私からは、227ページ、障害児福祉施設運営費における高次脳機能障害相談と、ページは前後しますが、211ページの民生委員活動経費について質問をさせていただきます。

まず、高次脳機能障害相談についてお伺いいたします。

高次脳機能障害は、交通事故や脳卒中、また感染症などにより、誰もが、ある日、突然なる可能性がある脳の損傷による障害であります。世間では、まだ認知度が低く、比較的新しい障害であることもあって、認知度の高いほかの障害に比べると、支援についても、これから徐々にニーズに応じていただけるのかなと見受けられるところもでございます。

そこで、まず、高次脳機能障害相談に使われた費用の内訳を教えてください。

また、あわせて、相談には、どういった方々が、どのような相談に来られているのか。また、相談件数は年間どのくらいあったのか、わかれば教えてくださいたいと思っております。

○松山障害者福祉課長 障高次脳機能障害相談の費用の内訳なのですが、こちらは、人件費相当ということで、高次脳機能障害の特性を理解した専門の相談員、作業療法士になりますけれども、2名分ということで、お支払いをしているものでございます。

相談の経緯なのですが、委員ご指摘の脳血管障害等々を受傷されて、病院から退院される際に、ご相談されるという経緯が多うございます。

また、相談件数でございますが、平成30年度は、相談の実施回数としては、55回ですけれども、実相談数としては、42件ということになっております。述べ件数としては、もう少し多いかと思っております。

○湯澤委員 内訳の中に、相談員の人件費ということでございましたが、その相談員の方々は、常駐であるのかを教えてください。

また、一般的には担当医や専門医のところに通って、そこで相談に乗ってもらうのではないかなと思うのですが、心身障害者福祉会館にいらっしゃる相談員は、どういった職業であって、また、ご相談に乗っていただいているのか。

また、心身障害者福祉会館以外に、品川区内に高次脳機能障害に対する専門知識を持った相談員のいる窓口があるのかを教えてくださいたいと思っております。

○松山障害者福祉課長 まず1点目ですけれども、高次脳機能障害相談員が常駐かどうかについてです。非常勤ということでございます。

当然ながら、担当医、かかりつけ医という方は別にしまして、どちらかといいますと、退院された後、高次脳機能障害の方が在宅に戻った場合に、こちらで相談をし、専門の検査をして、ご本人の得意、不得意といったような検査、評価を行いまして、次のリハビリや就労につなげるものでございます。

また、相談だけではなくて、サポーター養成講座を年に5回行っておりますけれども、こちらで、講師として、当事者の支援手法について、ご講義をいただく場合もあります。

心身障害者福祉会館以外でもあるかどうかということですが、会館以外ではございません。

○湯澤委員 相談者が基本的に病院からの紹介であるということと、相談員は常駐ではなく、また、相談員のいる日に予約をとって、相談員のいる窓口は、心身障害者福祉会館だけのことであったと思います。

先ほども申し上げたとおり、高次脳機能障害は、誰もが突然起こる可能性のある障害で、原因の8割が脳血管障害だということから、高齢になれば、なるほど、リスクが上がると推測され、相談に行きたい、また、相談に乗ってほしいという方が、今後増えている可能性があると思います。

そこで、例えば、相談員がいらっしゃる曜日を固定化して、予約なしでも、気軽に相談できる体制や、また、このたび、10月にオープンしました障害児者総合支援施設を含む複数の相談窓口を設けることが、障害を持たれる方やそのご家族が求めている支援ではないかと思いますが、品川区としての見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○松山障害者福祉課長 ご家族からは、委員がおっしゃられたご意見は聞いておまして、確かに予約なしで相談できるかどうか、あるいは、複数の窓口が設けられるか、どうかということについてでございます。

先ほど、相談件数は42件と申し上げたのですが、実は、前年度につきましては114件でしたので、実情としては、減っております。

その原因なのですが、ここ近年、地域の拠点相談支援センターですとか、自立訓練センターあるいは就労支援というところで、直接、相談される方が増えているという実情があります。

これらの現状も踏まえ、高次脳機能障害の理解は、区内の相談員には浸透してきたかなと思っております。そこで相談が受けられるということでございます。

ただし、通常の相談では難しく、検査が必要な場合については、当然ながら、心身障害者福祉会館の高次脳機能障害の相談をご活用いただければと思っております。

こうした現状から、今のところ、拡充ということは難しいところではございますが、今後も、当事者、家族会のご意見を踏まえつつ、充実を図ってまいりたいと思っております。

○湯澤委員 障害を持たれた方が、その後の人生に希望を持って暮らせる品川区をつくっていくためにも、ぜひ、調査研究をお願いしたいと思います。

次に、民生委員活動経費についてお尋ねをいたします。

民生委員の制度の歴史は大変長く、平成29年には、民生委員制度創立100周年を迎えており、住民の身近な相談相手として、日常的な見守りや相談支援、また関係機関への橋渡しなど、地域福祉の推進のために、さまざまな活動が無償で行っていらっしゃる民生委員の方々には、本当に心から敬意を表する次第でございます。

そこで、お聞きしたいのですが、品川区における民生委員の定数と充足率、また、ここ数年の充足率の推移と民生委員の定年、わかりましたら、現在の委員の平均年齢などを教えていただければと思います。

○大串福祉計画課長 民生委員のもろもろといったところでございます。

まず、定数といたしましては、民生委員、児童委員といたしまして、品川区は299名、さらに、児童のことに關してということで、担当していただいている主任児童委員は、各地区、お2人ずつですの

で、13掛ける2の26名、合計325名が定数となっております。

充足率ということでいきますと、民生委員につきましては、今年の3月のときで、90.97%で、平成29年になりますと、89%です。

主任児童委員につきましては、同じく、今年の3月31日現在で、84.6%、1年前の平成29年だと、80.8%といったところでございます。

3年ごとに、改選が行われます。改選された最初の年は、やはり、どうしても充足率が低くなっています。それが、3年間かけて、徐々に埋まってくる。最終的には90%台になるということが、最近の傾向となっております。

平均年齢といたしましては、民生委員としては、全体で66.4歳、主任児童委員としては、57.8歳。

年齢に関しましては、これまでは、再任の方が73歳未満というところだったのですが、それが75歳未満に変更になっているという状況でございます。

○湯澤委員 ぜひ、民生委員が快適な環境で暮らせるよう、よろしくお願いします。

○大倉委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、241ページの区立保育園費、249ページの私立保育園費にかかわって、無償化のところ、245ページ、ひろまち保育園に関連して、閉園問題について伺います。

まず、無償化のところですけれども、3歳から5歳児の保育料無償化によって、区の負担が13億円増えて、その一方で、国などから19億円のプラスがある、区に入ってくるということで、差し引き、プラス6億円になるという説明が、この間もありました。

この6億円を、ほかの事業に仕組みとして使っていけるのかをまず伺います。

○佐藤保育課長 幼児教育・保育無償化の関係で、3歳から5歳児の保育料13億円減になる一方で、私立保育園に対する国等の負担金が19億円増えるということで、6億円のプラスになるということでございます。

この6億円に関しましては、国からの通知にもありますように、これまでどおり、子育て支援事業の充実に努めるようにということがありますので、そういった面に使っていきたくて考えております。

○のだて委員 国からもあるということで、子育て支援に使っていくということでした。ぜひ、これを役立てていただきたいと思います。

私から、ぜひ提案させていただきたいと思うのですけれども、例えば、多子世帯への負担軽減で、先日、第3子の年齢制限を撤廃して、負担軽減を進めていただきましたけれども、それをさらに一步踏み込んでいただいて、第2子以降の保育料を無償化にする。または、保育園職員への処遇改善を独自に行っていくということで、こうしたことを行っていくために、必要な金額とその実施をぜひやっていただきたいと思うのですけれども、それぞれ伺います。

○佐藤保育課長 1点目のご質問の第2子に関して完全無償化をしてはどうかというお話でございますが、まず、対象の金額といたしましては、今年度の4月1日現在の児童の概算になりますけど、4億円2,000万円ぐらいの保育料をいただいていますので、その分が必要になるということでございます。

ただ、一方で、公立保育園、私立保育園の人件費を含む運営費は、年間200億円以上かかっておりますので、特定財源に関しましては、完全無償化後は、約30%程度になりまして、7割は一般財源になりますので、200億円の70%というところで、今回、6億円プラスにはなりませんけれども、なか

なか難しい面があるというところが1つあります。

また、保育園保育料に関しましては、法律で応能負担の原則が変わらず残っておりますので、多子軽減に関しましては、低所得者世帯等もあわせて考慮はしますが、基本、応能負担になっておりますので、法令を遵守して、その辺で保育料を決めていきたいと考えております。

○大澤保育支援課長 私立保育園の保育士の賃金アップということだと思います。

私立保育園の運営事業者は、複数の区で施設を持っていることがほとんどでございます。保育士の年齢や経験等を考慮して、区をまたいで異動することも多くございます。そうした状況の中で、品川区のみが突出して保育士に加算を行うことは、事業者が運営しづらくなってしまうという面もあると考えます。

今、どこの区でも私立保育園が増えている中では、品川区のみで保育士確保というよりは、都全体での取り組みのほうが、効果が大きいと考えますので、キャリアアップ補助金の拡大等を、引き続き、都に働きかけてまいりたいと思っております。

○のだて委員 多子軽減のほうは、応能負担でということですので、この間も多子軽減を行ってきておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

処遇改善のほうは、事業者が運営しづらくなると言いますが、やはり、この品川区での保育の質をさらに上げていくというためにも、こうした保育園職員への処遇改善は必要だと思いますので、ぜひご検討をいただければと思います。

また、もう1点、提案させていただきたいと思うのですが、この間、子どもすこやか医療費助成、18歳までの入院費について、助成を拡大するということでしていただきましたが、ここでもぜひ、また一歩踏み出していただいて、18歳まで、全ての医療費を無料化にしていくということをお願いしたいと思うのですが、これを実施するとしたら、幾らかかるのか、その実施についても伺います。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 今年度から、高校生の医療費助成を実施しておりますけれども、委員ご提案の子どもすこやか医療費助成を、高校生までに拡大してみたいというご提案でございます。

こちらに関しましては、計算上でございますが、ひとり親家庭医療費では、今現在、高校生も対象となっております。こちらを区内高校生、約7,000人を割り戻した試算で、計算上のお金でございますが、そちらは約2億4,000万円となります。

今現在、23区中、22区が15歳まで、もちろん品川区もそうでございますけれども、15歳までが子どもすこやか医療費助成の対象となっていることが、現状でございます。

先ほど申し上げたように、今年度から高校生の医療費助成を始めております。今は東京都や他区の状況を注視しながら、こちらに関しては、研究していくということでございます。

○のだて委員 約2億4,000万円かかるということで、ひとり親家庭では、既に対象でやっているということですので、それをさらに広げていただいて、18歳になれば、なかなか病気などないですけれども、1度けがをすると、大きな負担になるということになりますので、ぜひ、そのような面でも支援をしていただきたいと思います。

続いて、ひろまち保育園の閉園について伺いたいと思っております。

9月5日に、保護者への説明会が行われました。さまざま不安の声が出たと聞いております。説明会の参加人数は何人で、対象者の何割が参加したのか、またどのような声が出たのかを伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 9月5日のひろまち保育園の保護者説明会の参加人数と、どのような

声が挙がったかというご質問でございます。

参加人数は、約150名程度でございます。

どのような声が挙がったかというところについてですけれども、転園の不安のところのご意見や、兄弟児がいる場合、何か優遇があるか、転園などの際に点数のつけ方があるのですが、その辺はどうなるかなどの質問が出ているところでございます。

○のだて委員 5年限定ということを知らなかった方もいると聞いておまして、突然の話に、保護者の方もびっくりしているということだと思います。9月に入園された方もいると思います。そうした方にとって、9月24日の申請期限は短かったと思います。

保護者の転園できるのかという不安は、大変大きなものとなっております。この保護者の不安解決に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、保育園のご案内の冊子には、閉園する際は、在園児の受け入れ先を確保しますとあります。転園する園児全ての受け入れ先を確保するという点でよいのかを伺います。

○吉田保育施設調整担当課長 転園の相談窓口を9月9日から、ひろまち保育園のほうに設置して、優先転園の申込書の配付、記入方法の説明、ご相談等を受け付けているところでございます。

また、そのほかにも、職員のほうで、実際に現地のほうに行きまして、そこで転園窓口のほうで対応できないような内容につきましては、丁寧に対応しているところでございます。

転園児全てのことに対応できるかということなのですけれども、保育園のご案内に書いてあるとおり、転園児全てに対応する予定で、今のところ、進めております。

○のだて委員 全ての転園について対応するという点で、約束していただきました。

では、実際に入れるのかということなのですけれども、転園が必要な人数は、現在、1歳児が48人、2歳児が53人、3歳児が58人の計159人ということですが、私が、ひろまち保育園周辺の空き枠を調べたところ、少し広目に範囲を見ても、来年4月の入園なので、クラスが1つ上がって、2歳児が31人、3歳児が20人、4歳児が18人の枠しかありませんでした。

2歳児で、約3分の1、3、4歳児で、約3分の2の枠が足りないという状況です。どのように全員を転園させる考えなのかを伺います。

○佐藤保育課長 転園にかかわるご質問でございます。

まず、優先転園に関しましては、一般の入園者より先駆けて、ひろまち保育園の方だけで入園の審査をして、優先順位を決めるという手法でございます。令和2年4月と令和3年4月に、2回行う予定です。

令和2年4月に関しましては、委員ご紹介のとおり、最大転園対象者が159名ですが、品川区全域で、647人の枠を用意して、まず優先転園を行いたいと考えております。

地区別に言っても、東大井・八潮地区や大井地区に関しましては、対象児童を上回る優先入園の枠を用意しておりますので、そういったところで、対応していきたいと考えております。

○のだて委員 全域で647人の枠というお話でしたが、私は、ひろまち保育園の周辺で、枠が確保できないではないかということ聞いております。

これまでの区の説明で、ひろまち保育園に通っている方は、6から8割が、ひろまち保育園周辺の大井、東大井、南品川から来られているということでした。これは、本当に転園できるのですか。全域ではなくて、しっかりと通えるところに転園できるということをやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長　ひろまち保育園近隣の地区別にお話をさせていただきますと、例えば、東大井・八潮地区は、転園最大人数が52名に対して、118人の枠を用意しております。

大井地区に関しましては、60名に対して、210人の枠を用意しておりますので、目の前の保育園を1つだけを希望されると、困る部分もあるのですけれども、それなりの枠を用意しております。

令和3年4月に関しましては、新規入園のほうを、新規保育施設の建設も予定されておりますので、その辺も見て、丁寧な対応に努めたいと思っております。

○のだて委員　今、言われた大井地区などの地区のところは、恐らく、全域を6等分したところの地区だと思うのですけれども、それはなかなか広い範囲であって、ひろまち保育園の周辺で、通えるということに本当になるのか、今の質問を聞いても、疑問が残るところです。

このひろまち保育園の閉園の理由について、広町開発が進んでいるということで挙げておりますけれども、開発のために、子どもたちに負担を強いるということになってしまいます。この広町開発を優先して、子どもたちへの負担を強いる姿勢でいいのか、考え直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長　ひろまち保育園が平成28年に開園する際に、当時の待機児童対策ということで、かなりの数の受け皿をつくらなければならないところがありまして、当時の議事録などでも、開発が見込まれるということもありまして、そこにつくったというところがございます。

○大倉委員長　次に、あべ委員。

○あべ委員　私からは、255ページのオアシスルームと、261ページ、生活困窮者自立支援事業、245ページのひろまち保育園についてお伺いしたいと思います。

まず、オアシスルームです。

既に質疑がありましたので、簡単にお伺いしたいと思いますけれども、オアシスルームには、まだ空白地域があります。特に八潮・勝島地域で要望が強いことは、既にご存じかと思えます。先日も、この地域のお母さんたちから、ご意見を伺う機会がありまして、八潮・勝島は、他の地域へのアクセスが比較的悪く、特に子連れだと、地域内での生活がほぼ完結しているというようなこと、また、実家が遠かったり、最近、引っ越してこられた方も多く、子どもをちょっと預ける先がないことなど、さまざまなお話を伺いました。この地域でのオアシスルームの設置を、改めて要望したいと思います。

また、一方で、この地域から最寄りのもづくり創造センターのオアシスルームは、利用率が大変低い状況にあります。運営の課題は、当然、是正していただくとして、立地的にも歩道のない危険な道路が続き、怖くて子連れでは行けないとの声を多くいただきました。親として、当然の感覚だと思います。単に数があればいいというものではありません。今後の検討に当たりましては、利用者特性と立地の特性がマッチするよう、ご留意いただければと思います。

あわせて、ご答弁をお願いいたします。

生活困窮者支援についてもお伺いします。

生活困窮者の問題、そして、またフードロスへの問題の対策から、食料品の提供活動が、各地で活発化しております。企業が、食品を寄附しやすい制度も整ってまいりました。そこで、新たに行政として、フードパントリーの仕組みをつくり、ここを窓口にも、相談や支援につなげていくということはいかがかと思えます。

ただ、幾つかのパントリーを私も見てまいりましたけれども、食品の管理などのノウハウの問題、また、行政が直接、実施をすると、個々の要望が強くなって、かえって、自立も妨げるおそれもあるとい

うことで、都内にはこうした活動を行う民間団体もいろいろありますので、それらとの連携を視野に入れて、進めてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 オアシスルームにつきましては、現在、地域的なアンバランスがあること、また、お子様を連れて出向く施設でございますので、より身近な場所への設置を望まれる声があることは認識しております。

保育施設であることから、立地条件等に一定の制約がございますので、適切な実施場所を見つけることが難しいという側面はございますけれども、今後は利用者の利便性、また安全性を考慮しながら、必要とされる地域への設置に向け、検討を進めてまいります。

○矢木生活福祉課長 フードパントリーへの質問でございます。

現在、ひとり親家庭等を対象にいたしましたフードパントリーを実施している、区といいますか、NPOがほとんどでございますが、何カ所かございます。

この中で、私どもの暮らし・しごと応援センターの相談の中でも、食の確保は、1つ、生活困窮者の自立へ向けた支援として、必要なことだと考えてございます。

一方で、自立に向けては、単に食を提供するというもののみならず、やはり、自立に向けた仕掛けと申しまししょうか、職業訓練であろうとか、就職先のあっ旋であろうとか、そういったこともあわせて取り組んでいかなければならないと考えてございます。

品川区といたしましては、NPO、企業など、民間の力を活用しながら、こうした仕組みを検討していきたいと思っております。

○あべ委員 ありがとうございます。それぞれ、ぜひ、できる限り積極的に進めていただければと思います。

次に、ひろまち保育園についてお伺いしたいと思います。

既に転園の手続きが始まっているかと思っておりますけれども、来春の希望者は、転園は何人になるのかを教えてください。

区は、これまで5年暫定という手続をとりつつも、閉園は未定、あるいは、入園児は、全て卒園までいられるなど、場面、場面で、議会にも、区民にも、矛盾する説明を続けてまいりました。当初は、再開というところもあって、仕方がない面もあるかと思っておりますけれども、さすがに5年の2年前、つまり、今年になっても、方針が示されないということで、そこで、6月には、課長に対しても、時期を伺ったところ、まだ閉園時期未定と、私も言われました。

ということは、先ほどのご答弁からいって、今年の6月の段階では、まだ延長の可能性を模索していたということでしょうか。その辺をお伺いします。

○佐藤保育課長 ひろまち保育園の優先転園の関係の来春、令和3年4月の入園の枠につきましては、既存園のみで計算しますと、品川区全体で155人で、新規園のほうは、まだ決まっておりませんので、既存園に関しましては、155人というところでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 6月の時点で、区のほうにお問い合わせをいただいたときに、未定と答えられたという話かと思っております。

その時点では、まだ、区のほうでは、いろいろな条件、いろいろなやり方等がないかというところを、まだ検討していたところではございます。

実際、もともと、保育の案内も5年という形で書いてありましたところ、未定という回答をしたというところは、どういう形で答えかはあれですけれども、それは、実際の内容と異なっていたところでご

ざいます。

○あべ委員 すみません、今のご答弁ですと、模索はしていたということもおっしゃいましたし、検討していたということもおっしゃいました。でも、実情とは異なっていたということで、この2つの中でも、また矛盾をしてしまったのですけれども、とりあえず、前者を採用いたしまして、検討をしていた。8月は、延長はできないという判断をされている。

6月から8月の間に、何があったのか、どのような事象があったのかを教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 実際は、区のほうでも、いろいろ検討する中で、以前の答弁でも、お話を申し上げたところではございますけれども、ほかに転園できる場所がないかだとか、実際に、J Rの開発をおくらせて、ここを本当に残せないのかどうかなどを検討してきたところでございます。

その間、もう本当に転園させるとなる場合、実際、優先転園をどういう仕組みでやるか、当時の予定どおり5年となると、あと残り1年半、転園のチャンスが2回になりますので、その対応をどうするか、民間園の転園先の確保はどのようにできるかだとか、既存園はどのくらい空きが確保できるのかなど、その辺のところを検討していたところでございます。

○あべ委員 そうすると、ずっと模索はしていたけれども、これ以上、引っ張ってしまうと、いろいろと問題が出てくるから、時間切れで、無理と判断したというふうに、今のご答弁は受けとめました。

延長の可能性を探ったということですが、これは、どのような形で探ってこられたのでしょうか。保育課がJ Rとの協議の場にいらして、ぜひ延長をとというような話をしたのか、それとも、品川区役所庁内で、都市開発課とそのような話をしていたのか、どのような頻度で、意見交換をしていたのかを教えてください。

○稲田都市開発課長 この間ですが、私どもはJ Rと共同検討ということで検討してきております。

この保育園の話も、この期間の考え方についても、J Rと話をしました。いろいろ協議をする中におきましては、やはり、当初の考え方を考えまして、2021年着工を目標とするというJ Rの考えがございますので、基本的には当初の考え方でいこうという形でやってきたものでございます。

○あべ委員 時系列については、今後もまた詳しく伺っていきたいと思います。

ただ、大井町の庁舎建設にかかわる全てが密室かつ不透明なまま行われていて、ある意味、ひろまち保育園とその利用者も、密室行政の被害者と言えます。そのご自覚は、品川区にございますでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 自覚があるかということであれば、そういうように考えて、進めてきたところではないということで、自覚はないという形になると思います。

○大倉委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは209ページ、213ページの高齢者安否確認事業、241ページ、保育サービス第三者評価受審、257ページ、生活保護経費をお聞きします。ページ順不同で、お聞きしたいと思います。

まず最初に、生活保護経費ですけれども、午前中に、我が会派の新妻委員からも質問をいたしましたけれども、重なる部分もありますが、それだけ大事な課題と捉えておりますので、よろしく願いいたします。

新妻委員の質問の中に、現在のケースワーカー43名と、決算書には65名となっていますが、ケースワーカー43名。お1人のケースワーカーに対して、110世帯の方を担当しているということをお聞きいたしました。

実態として、さまざまな状況の受給者がいると思われまます。その中で、例えば、おひとり暮らしで、

周りの方とのかかわりを避けて、引きこもりがちの方や、あるいは、受給要因として、持病のメンタルな病が悪化してしまうなど、精神保健に関係する受給者がいると考えられます。

また、昨日の総務費でも質問をいたしました迷惑行為、問題行動を起こしたりする、近隣のトラブルを起こしてしまうという方もいらっしゃると思います。

そこでお聞きしますが、そのような受給者へのかかわりは、日常、どのようにされているのでしょうか。こうした方々へのかかわりは、時として、待たなしの事案が発生する場合も考えられ、定期的な訪問などのかかわりが必要と考えますけれども、しかし、現状は、お1人の担当者、ケースワーカーが、110世帯も担当していると、実態としては、なかなか手が回らないのではないかと想像します。

実態は、どのような現状がありますでしょうか。

○矢木生活福祉課長 まず、受給者への日常のかかわりという質問でございますが、基本は、やはり訪問という形になりますが、現時点において、110世帯ということで、また緊急時対応もございまして、訪問ないし電話等々で、コンタクトをとるといって、やはり、ケースワーカー1人ではなかなか対応できませんので、例えば、訪問時に、警察OBの生活福祉支援員と同行するなど、あとは、地域のケアマネジャーや保健師などと連携して、チームで対応するというのをやっております。

当然のことながら、係の中で、査察と呼ばれる係長もおりますので、査察中心に、ケースワーカーを援護したり、先輩の助言等々で、チームとして、ケースワークを行うということ、大事にしておるところでございます。

○こんの委員 現状をありがとうございます。今、お聞きする限りでは、やはり、1人のケースワーカーが、受給者への対応、緊急時も含めての行き届くまでの対応は、なかなか難しい現状があるのではないかと確認ができました。

そうすると、必要な対応をしていただくためには、抜本、体制整備をしていく必要があるのではないかと考えます。それは、ケースワーカーを増員することが必要ではないかと、1つに考えます。

また、受給者のさまざまな事案への対応は、ケースワーカーの気づきや経験値が重要なことから、ケースワーカーの増員とあわせて、対応力をアップしていく対策が求められると思いますが、こうした考え方についてのご見解をお聞かせください。

○矢木生活福祉課長 まず、人的な増員につきましては、やはり全庁的な課題でございますので、私どもの課といたしましては、地域で安定的に生活をしている方につきましては、非常勤の方を雇用させていただいて、その方に担当していただくですとか、社会福祉士等の専門の資格を持った非常勤に助けをいただくといった形をやってございます。

あとは、経験値を集中化させて、ベテランから若いケースワーカーにアドバイスができるような体制に変えていきたいと考えて、現在、検討中でございます。

○こんの委員 いろいろと課のほうでも考えてくださっているということですが、現実、やはり、人が相手ですので、人数が足りないというところでの対応は、いろいろとそれなりに考えてくださっているご答弁をいただきましたが、現実問題、これは非常に厳しい状況と見てとれますので、全庁的な課題として捉えていただきたいと思います。

受給者の近隣のトラブル、迷惑行為、問題行動などへの対応は、一義的には、ケースワーカーがかかわることだと思いますけれども、しかし、この事案解決は、例え、ケースワーカーの経験値、対応力があっても、お一人で解決することは、なかなか難しいと想像します。やはり、他課との連携が必要だと思います。

昨日も質問いたしました生活安全サポート隊、あるいは、保健師、メンタルチームサポートなどの方々と連携をとるなど、ケースワーカーを中心にしたチームで取り組むという考え方はいかがでしょうか。そうしたことによって、例えば、受給者を適切に医療につなげる、入院措置をとる、あるいは、適切な対応につなげていく手だてとして、チームで考えていくことが必要であると考えます。

そうした取り組みをしていくことによって、近隣の方々が不安、恐怖に思ってしまうことに、少しでも安心感を与えることになりまして、その受給者を地域で見守る体制も生まれるのではないかと考えますが、ケースワーカーを中心とした他課との連携を図る、チームワークで対応するといった考え方についてのご見解をお願いします。

○矢木生活福祉課長 委員ご指摘のとおり、やはりケースワーカーを中心とした連携は、大事なことだと思っています。昨日お話に出ましたメンタルチームサポートでもそうですし、具体的案件につきましては、必ずしもケースワーカーが主役ということではない事案も多々あるかとは思いますが、他課あるいは他機関との連携をもって、地域の皆様に安心していただけるような生活福祉行政を行ってきたいと考えてございます。

○こんの委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に行きます。次は、保育サービス第三者評価受審をお聞きいたします。

まず、この事業について、事業概要によると、保育の質の向上、職員の意識改革を目的に、東京都福祉サービス評価推進機構が定める評価に基づき実施をされ、評価の公表により、保育の状況をみずから確認すると同時に、利用者に保育選択に資する情報提供をするとしております。

そこで、お尋ねしますが、この事業が実施された背景や目的、実施の内容や評価結果の取り扱いなど、概要を簡単にご説明ください。

○佐藤保育課長 第三者評価に関するご質問でございます。

まず、実施の根拠でございますが、社会福祉法や東京都の条例に、定期的に外部の評価を受けて、公表し、改善に努めることと規定されていることから、平成15年度から、おおむね3年に1度、全園で受審をしているところでございます。

受審に関しましては、当然、評価結果がございまして、利用者アンケート等々から、利用者満足度が出されますので、その内容について、各園のほうで内容を確認して、是正できるところは是正する、保育の質を高める1つに使っているところでございます。

○こんの委員 評価結果についてお聞きします。

調査結果は、私も、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページを見せていただきましたが、調査をされた園全てが公表をされておりました。結果は、品川区の認可保育園、ほとんどの園で、満足度、約80%となっておりまして、おおむね良好と捉えることができますが、一方で、各園において異なりますけれども、それぞれ課題やさらなる改善が望まれる点などが公表されておりました。公表結果後の課題解決、改善は、どのようにされているのか、主な事例がありましたら、ご紹介ください。

○佐藤保育課長 委員ご紹介のとおり、利用者満足度、大体80%となっておりまして、近隣の区の保育園よりも高いように、私どもも認識しております。

ただ、一方で、例えば、保育内容に関する職員の説明がわかりやすいかということに関しましては、7割を切っている園もございまして、こちらに関しましては、20代の保育士が大体4割弱ぐらいいる状況もありますので、保護者のほうに適切に話を伝えるような研修も、最近、頻繁にやっておりますし、園長からの指導等、OJT等を通して、そういうこともやっております、さまざまのそのよ

うな課題に対して、改善に向けて、努力をしております。

○この委員 今、主な事例をご紹介いただきました。

そうした改善の事例のほかに、ここには、いわゆる懸念される点、改善される点というふうに、文言としては、この公表には出ておりませんでしたけれども、私が懸念を持っている点を、少しお話をすると、いわゆる保育士による園児虐待ということが懸念をされる。

年齢が低ければ、低いほど、園児は、園であったこと、されたことは、保護者の方には伝えられない。また、こうした事案が表に出にくい。こうした傾向が考えられます。そうしたことが、実際に品川区であっては困りますが、実際にあったわけではないですけれども、今後、こういうことがないとも否定できないという状況も考えられます。

まず、この点について、こうした傾向性、考え方については、どのように捉えていますでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 昨今、保育中の保育内容等につきまして、保護者の方から問い合わせのほうは、結構来ているところでございます。

現在は、特に記録等はございませんので、保護者には、保育士のほうから丁寧な説明をするところではございますけれども、事案によっては、なかなか納得や理解が得られない場合がございます。

国のほうの指針でも、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」がありまして、ビデオ撮影などによって、記録を残すことも、有効であるとも言われております。

映像を記録することで、保育サービス時の危険の有無の確認等を、実際、事後での検証を可能になると思いますので、導入についても、区でも考えていくところでございます。

○この委員 対策までお答えいただきまして、ありがとうございます。私も、今、そのことを次にお話をしようと思っていたところです。

というのは、やはり、どういうことが起きるかはわからない。起きては困りますが、でも、起きたときに、きちんと対応できるためにも、そうした映像を残すということは、1つあってもいいのではないかと私も考えます。

ですので、今ご答弁をいただきましたけれども、やはり、そうしたことを、今後、検討していただき、保育士も、園児も、保護者も、みんなが安心して過ごせる、その保育環境をつくっていくためにも、そうした体制をぜひつくっていただきたい。要望して終わります。

もう一つの最後の質問です。これは要望して、終わりたいと思います。

高齢者安否確認事業で、特に緊急通報システムですけれども、これは、今、ひとり暮らしの高齢者、あるいは、高齢者世帯のみ、また、日中独居の高齢者の方を対象にされている事業だと思います。新たな課題として、実は、おひとり暮らしではないのですが、いわゆる長期化するひきこもりの家族を抱えている高齢者の方々のお宅でも、こうした緊急通報システムが必要ではないかと思われる事案を、この間、ご相談を受けたりしました。

そうしたところで、これから、いろいろな高齢化の中で、緊急通報システムの使い方、対象を考えていただければと、要望で終わります。

○大倉委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、233ページ、家庭あんしんセンター運営費についてをお伺いいたします。

区には、しながわネウボラネットワーク、オアシスルーム、緊急一時保育、トワイライトステイ、ショートステイなどのさまざまな子育て支援メニューがありますが、特にワンオペ育児の中で、身近に頼れる存在がないおそれのある保護者に向けた支援の充実について、優先度をぜひ上げていただきたい

いと考えておりますが、区のご見解をお聞かせください。

新聞報道の中で、アメリカの虐待対策として、シカゴ大学のデーロ教授のコメントが紹介されていました。「子どもの命を救うことに異論を唱える人はいなくても、子どもを育てることが難しい保護者の方に対して、税金を払うことはおかしいという意見が根強くあり、この壁を乗り越えるためには、社会を説得するための効果の検証が不可欠であり、また虐待の原因は、必ずしも親だけではなく、環境にある場合もある」というようなことを指摘しています。

品川区の子育て支援メニュー全体の効果の検証の状況と、虐待予防の視点から、社会全体で子育てを楽しむことのできる環境をつくっていくために、今後どのような政策の優先度を上げていくことが、効果的であるのか、区のお考えをお聞かせください。

○崎村児童相談担当課長 まず、ワンオペ育児への支援という部分でございます。

今、委員からありましたように、やはり、育児を1人で抱え込んでしまうと、誰にも相談できないうすとか、やはり、地域に支援する人がいないということになりますと、子育てが孤立してしまいまして、強い育児不安などから、児童虐待など、子どもの養育にとって悪影響を及ぼす可能性が非常に高まると、区としても捉えております。

区としては、今ご紹介がありましたように、児童センターにおいて、子育てネウボラ相談をやっているほか、地域の子育て支援拠点として、子育て支援事業など、各種やっているところでございます。その事業を通じて、人とのつながりを通して、孤立化の防止を図っているところでございます。

引き続き、こうした在宅で子育てをしている、特に育児に関して手助けをする方がいない方については、そのような区として取り組んでいる事業の周知を図りながら、支援を続けていきたいと考えております。

○横山委員 ここで、委員長の許可をいただきましたので、タブレットに資料を提示いたします。

子育てをする父母が、自分たち以外に、育児の一部を頼れるかどうかの実態について、子育てをする父母が、この祖父母と親族に子育てに関する支援を相談できる環境にあるかどうか、定量的データを取得するために、インターネットリサーチによって、独自のアンケート調査を実施しました。

なお、調査規模は限定的なものであり、予備調査的な性格を拭えないものであるということ、あらかじめご承知おきください。

統計データによると、品川区在住の子育てをする父母、回答者のうち、約4分の1は、以下のような状況にあると仮説設定されます。

緑と赤の円グラフをご覧ください。祖父母が近隣にいないため、彼らによる物理的な育児支援がほぼ期待できない環境で子育てをしています。

青と赤の円グラフをご覧ください。ほかの地域から転入してきた世帯で、昔からの知人、友人が近隣にいない環境で子育てをしている可能性があるというところです。

なお、東京都在住の子育てをする父母回答者の場合、有効回答1,041件のうち、東京都在住の子と父母の世帯の回答は937件で、約3分の1が同様の状況にあると仮説設定されます。

さらに、紫と赤の円グラフから、品川区在住の子育てをする父母回答者のうち、祖父母が近隣におらず、自身も都外出身者で、昔からの知人、友人が近隣にいない、つまり、身近に頼れる人がいないおそれがある回答者は、5人に1人いることがわかります。

なお、東京都在住の子育てをする父母回答者だと、4人に1人いることがわかります。

物理的な育児支援以外にも、祖父母の高齢化などによって、実家を頼れないというお声も区民の方々

からはお聞きします。

オアシスルームは、前日午前3時まで受け付けができますけれども、ショートステイとトワイライトステイは、利用を希望する日の3日前までに申し込む必要があります。保護者の病気の際など、身近な頼れる人がいない場合は、特にこの3日前ということをごどのように捉えていくのでしょうか。

虐待に至ってしまうハイリスク要因を未然に予防する観点で、オアシスルームと同様に、前日までなど、将来的には柔軟な対応に向けて検討を進めていただきたいのですが、区のご見解をお伺いいたします。

○崎村児童相談担当課長 ショートステイの利用に関するご質問でございます。

今、委員からありましたように、ショートステイにつきましては、利用の申し込みの3日前までということとさせていただきます。

また、プロセスといたしましては、ショートステイの利用に当たっては、事前に来所をしていただきまして、そのご家庭の児童等の面談をさせていただいているという状況でございます。

こうした手順を踏んでおりますのは、子どもを安全にお預かりをするという観点で、子どもの特性や状況などを把握させていただくために、実施をしているところでございます。

3日前までとさせていただきますのは、職員体制の確保、特に宿直の職員ですとか、人数に応じて、臨時の職員を指定管理者のほうで準備をしていただくということと、もう一つが、食事の提供をさせていただいておりますが、やはり、自前で、子育て支援センターの中でつくっておりますので、どうしても食材の準備といったことを考えますと、3日前ということとさせていただきます。

これは、他区にお聞きをしましても、やはり、同じような課題があるということで、課題としては認識をしているところでございます。

ただ、このショートステイの事業につきましては、今後、区立の児童相談所や一時保護所を開設に向けて、準備を進めておりますけれども、そうしたところで、ショートステイ事業のあり方などにつきましては、今後、検討をするというところで、課題として、認識をしているところでございます。

○横山委員 今現在の状況を確認させていただきました。ほかの区のお話もありましたけれども、例えば、新宿区ですと、乳児院や協力家庭での子どもショートステイを実施しまして、利用申請は前日までというようなことを行っている区もあるかと思えます。これから、段階を踏んで、充実、検討していただけるということですので、ぜひお願いしたいと思えます。

また、私は、家族をシステムと捉えて、介入と保護者自身への寄り添いと共感をするなどの保護者への伴走、家族システムへのアプローチが大切だと考えています。

精神科医の岡田尊司先生による愛着アプローチをご紹介します。

愛着アプローチは、愛着モデルに基づいて、安全基地機能を高め、愛着を安定化させることで、さまざまな問題や困難を改善するだけではなく、その子、その人の持つ潜在的な能力を最大限発揮させることを助ける手法です。

家族システムの中で、子どもたちや保護者にとっての安全基地となる機能を高めていくために、4つのポイントがあります。

1つ目が、安全感の保証。「どうしたの」「困っている」など、相手を脅かさず、傷つけず、安心できる場所を提供するということです。

2番目が、感受性、共感性。相手を感じていることを想像し、気持ちに寄り添い、共感します。

3つ目が、応答性。相手が求めているときは、可能な限り速く応じ、余計なことはしない。

4番目に、安定性。気分次第で態度を変えることなく、なるべく一貫した態度をとるということです。家族システムにおける安全基地機能が低い場合、保護者への伴走をしていくと同時に、地域全体の中でも、子どもたちと保護者の愛着の安定化、つまり安定基地になるような存在や場所を、困ったときに、可能な限り早く駆け込める避難場所や安心の拠点を、子どもたちにとって、1人でも、1カ所でも、多く増やしていく必要があります。

子どもたちにとっての安全基地となり得るのは、保護者であったり、親族に限らず、保育園、幼稚園の先生方、そして、こども食堂、お友達同士、地域の方々などというケースもありますが、家族システムへのアプローチを強化するために、区はどのような点を工夫しながら、支援を実施していますでしょうか。

家族支援の多様な資源を地域につくこと、地域全体で、安全基地機能を高めていくことが重要だと考えますが、区のご見解をお聞かせください。

○崎村児童相談担当課長 安全基地というお話をいただきました。先ほど、4つ挙げていただきましたけれども、総合すると、いざというときに頼ったりですとか、居場所となるところのかなと認識をしているところでございます。

もちろん、家庭というところが、子どもにとっては一番望ましい安全基地であると、区としては思っています。しかし、虐待を受けた子どもなどは、やはり親が安全基地になれないということもありますので、今ご紹介のあった学校ですとか、地域資源でいいいますと、児童センターですとか、各種のその児童が所属している場所などが、安全基地として機能できるように、我々も、要保護児童対策地域協議会などがありますので、そういったところで、子どもの気持ちに寄り添いながら、対応していただけるようというところは、今後、周知を図っていきたいと思っております。

○横山委員 ありがとうございます。

子どもたちが所属しているところの安全基地機能を、ぜひ高めていただいて、愛着という部分の視点から入っていただくということが、現在から2036年までのこの17年間で、年少人口が約1万人の増加が推計されていますけれども、今現在の子どもの愛着の部分というところにもアプローチしていただくことによって、今後、予防していけることもあると思いますので、お願いいたします。

○大倉委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、高齢者福祉費の中で、213ページ、高齢者福祉施設運営費、次のページで、福祉人材確保・定着事業の中で、福祉カレッジ事業助成、そして、介護保険特別会計全体で、先にお聞きしたいと思います。

この款に向けて調べて、第七期品川区介護保険事業計画をもう一回見てみたら、その中で、平成30年から平成32年、来年度までの中に、2018年に、後期高齢者が前期高齢者を上回るというところが出ていたのです。調べてみたら、区の統計の中で、去年、2018年の4月に、後期高齢者が上回っているのです。もう一回、その後に調べて、9月1日に、2万6,327人、10.51%、高齢者全体が20.4%なので、完全に上回っているという数字を見てきました。これから、だんだん、まだまだ増えてくる状況だなと思って見ていました。

と同時に、今度、監査委員からの決算審査の中で、附帯意見が出ている中に、介護保険の数字が出ていまして、今年、全体の総務費がかなり減っているのですけど、それ以外の給付費が相当高くなっている。この監査は、保険給付費だけが出ていたのですけれども、保険給付費と地域支援事業を合計すると、平成30年が237億円、前年が232億円ということで、5億円、ちょうど総務費が減った分が増え

ている。

また、今年予算248億円と見込んでいり、やはり、これから、まだまだ保険給付費と地域事業費が増えてくる。その辺の傾向をどう考えていくのか。3年間の計画の中で、始まって、まだ1年半ですから、全体的に詰めていないと思うのですが、そこら辺で、全体的に傾向の考え方を教えてください。

特別養護老人ホームの件です。先ほどもお話が出ていましたが、地域密着型ということで、29人以下ということで、これからお話を考えていくということだと思っておりますが、先ほども、ちょうど今年になって、大型の施設ができたというお話がありました。この関係、うまく区と連携をとっていると思うのですが、その傾向を教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、第七期介護保険事業計画の中でお示ししました高齢者人口の推移でございます。後期高齢者の割合が、いわゆる65歳から74歳の前期高齢者の比率を超えるという数値が、予測よりも若干早目に上回ったというところが実態でございます。もちろん、その前の見込みですので、我々が想定した以上に、高齢者の層が高いほうにシフトしているということで、当然、それに伴いまして、介護給付費の支出が増えております。

これは、認定の中でもおわかりいただけるように、前期高齢者の要介護認定率が3%程度なのに対して、後期高齢者になると30%、いきなり増えるのです。そういうことが、後期高齢者の人口が増えた場合に、給付費が急激に伸びていくというところは、傾向として、つかんでいるところでございます。給付費も、2025年の団塊の世代がというところもありますけれども、そこから、まだしばらくは、給付費の増が続くということです。一方で、保険料のご負担は押さえていかなければならないといった大きな課題もあります。

この中では、介護保険の準備基金等の取り崩しをうまく使って、保険料の急激な高騰を抑えつつ、適切に給付費をお支払いしていくということが求められていると思っております。

2つ目の特別養護老人ホーム、4月に、新しい民設民営のグランアークみづほという特養ホームが開設いたしました。民設民営とはいいいながらも、品川区の中で特養ホームを運営していただくということで、区とはかなり密接に連絡をとり合っております。

新規開設施設にありがちな、最初の時期は、いわゆるスタッフの入れかえ、大量に採用した方が、一定程度やめてしまうという傾向は、これは、これまでの新規開設施設にもあったように、同様の傾向が見られておまして、その辺について、ご利用者に心配をかけないようにということで、区のほうからも、適宜、助言等をしているところでございます。

○鈴木（真）委員 それぞれ、ありがとうございました。ごめんなさい、答弁は、2人で別々になると思ったら、一緒になってしまったので、質問をばらせばよかったです。

介護給付費等準備基金は、この後、お話を聞こうかなと思ったのですが、お話をいただいて、今年も取り崩しをしていた中で、やはり、これからの保険料に対して、相当な大きな部分がありますので、十分その辺の検討をしていただいた上で、取り崩し。当然、どこかで積み増しもしなければ、もたなくなってくるのでしょけれど、そこら辺のところをよろしく願います。

答えは、それ以上は言わないかなと思うのですが、もう一回、今後の見通しだけを教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 介護保険の準備基金につきましては、一番ピークと申しますか、一番多かったとき、平成21年度には、26億円強の基金がありましたけれども、今現在は、決算書の471ペー

ジに記載のとおりですが、15億9,200万円余となっております。既に11億円近くが崩れております。

ただ、介護給付費等準備基金は、保険料の残を、それ以降の期のために積んでおくということで、実質的には保険料給付に使うという趣旨がございますので、こちらは適宜、崩していく必要があるかと思えます。

ただ、やはり、基金がなくなると、それ以上に保険料を抑える手段がなくなりますので、先ほどと同じ答弁になりますけれども、高齢者の増のピークに合わせて、なるべく、急激な保険料の高騰にならないように、計画的に崩していく必要があると認識しております。

○鈴木（真）委員 先ほどお話がありました、前期高齢者だと3%、後期高齢者になると30%、もっと後、もう少しで75歳、団塊の世代の方が75%になってくるので、大変に厳しいと思うのですが、その辺、上のほう、一つ一つよろしくをお願いします。

地域密着型ということなのですが、29人というのは、運営上で大変厳しいのではないかと、いつも感じているのですが、その辺は、これから区として、密着型で小規模ということでやっていると、その辺はどうなのでしょう。

○大串福祉計画課長 地域密着型特養、今ご案内のとおり、29人以下の特養というところでございます。30人以上になりますと、大規模特養という位置づけに変わってくるものでございます。

29人以下といったところでいきますと、運営上といったところでは、それでも十分やっていける。

また、逆に、サテライトという形を、この地域密着型はとれますので、例えば、大規模の特養と地域密着型をサテライトといった関係で結んでいけば、一体的な運営ができるといったメリットもあるというところでございます。

○鈴木（真）委員 これから、やはり、まだ多少足りないと思っております。特養を作っていく上で、その辺をうまく検討した上で、進めていっていただきたいと思えます。

福祉カレッジの関係です。社会福祉協議会のほうですから、直接ではないのですが、福祉カレッジの中で、学校の授業の内容が、各事業者にうまく伝わっていない部分があるのではないかというお話が、私どもにも伝わっていました。障害関係の育成ということで福祉の部分の部分が伝わっていなかったというお話があったのですが、その辺、うまく連携をとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○松山障害者福祉課長 確かに、委員ご指摘のとおり、事業のご案内の周知に一部漏れがございましたので、もう既にご案内の送付の手続きをとっております。今後も連携を深めていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員 品川区の福祉に携わる方の育成、もちろん、今、定員も厳しい状況の中で、品川区全体の福祉を担ってもらう方を育てていただくためにも、品川区と社会福祉協議会、介護福祉専門学校と連携をうまくとっていただきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

○大倉委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、235ページ、すまいるスクール運営費。すまいるスクールは、学童保育なので、どうかお答えください。

233ページの児童センターの役割ですが、今回の今までの議論でも、児童センターの役割が多くなってきたなと思っております。

すまいるスクールも、子どもたちが多くなってきたということもあって、児童センター利用、しながわネウボラネットワークもあります。役割は、ますます非常に大きくなっていくと感じております。

私は、この児童センターの役割として、さらに期待をしたいことは、児童相談所との関係です。児童相談所は、最終的なとりでですから、そこまで行くまでの水面下での虐待防止、子どもたちに、どういふことが起きようとしているのかという意味では、児童センターが、その力になり得るのではないかと考えて、期待をしております。

一般質問でもしましたけれども、今後の地域のかかわり、チャイルドラインのような活力と一緒に、いろいろなことができるだろう。地区委員などもいらっしゃいますし、いろいろな方々を巻き込んで、連携をしながら、児童相談所の手前で防ぐということ、やはり、品川区の中で、ぜひとも児童センターを中心に、構築していただきたいと思っております。

その中で、職員の増員をぜひとも考えていただきたいということと、どこの児童センターも、老朽化が激しいです。これだけいろいろな機能を付加されていくのであれば、今後、それらを含めた形での改修も含め、考えていただきたいと思っております。

もう一つは、項目がないので、子ども家庭支援課にお尋ねします。養育費です。離婚されると、お子さんへの支払いという形で、養育費等々が支払われなくなってしまうことがあって、貧困生活をしなければならぬケースがたくさんあります。その場合、やはり、義務は義務で、しっかりとやっていただきたいという思いがあります。

明石市では、養育費に対しての支援という活動がされていて、この9月には、(仮称)養育費泣き寝入り救済条例を検討しているということもございました。

その養育費について、何かしらの手だてというものを、区として考えていただけないか、よろしくお願ひします。

○廣田子ども育成課長 まず最初に、すまいるスクールは、学童かというようなお話だったのですけれども、すまいるスクールにつきましては、児童の居場所であるというところで、全児童対策で、放課後、誰でも来られるような機能と、かつての学童保育と言われていた部分の機能、就労家庭等の児童をお預かりするという部分をあわせ持った、放課後子ども総合プランを行っているところでございます。

違いといたしましては、機能としては、かつての学童保育の機能の部分を持っているのですけれども、かつては、40人であったりとか、定員を設けて、児童指導員がつきまして、毎日、同じ子どもをお預かりするという保育園に近い形でありました。

今現在、すまいるスクールについては、全児童対策でありながら、延長の部分については、学童的要素を設けまして、登録は必要ですが、定員は設けず、希望される方をお預かりするという形になっているところで、幾分、違いがあろうかと思ひます。

児童センターの役割についてです。子どもの居場所ということで、かつての児童館、今も児童館としての役割を持っているのですけれども、品川区の場合につきましては、品川区こども家庭あんしんねつと協議会という形で、いわゆる要保護児童対策地域協議会の拠点となりまして、児童相談所も含めた見守り機能というところで、拠点としての活動もしております。

また、地域の子どもが、どういう形で、困難を抱えているかというところを、生活指導主任会等で情報をいただいているところでございます。

月に1回、館長会の中で、児童相談所も含めまして、見守りが必要な子どもについて、見かけているかという情報共有の場も設けております。

職員の増員についてというところがあるのですけれども、今現在は、委託機関もありますので、仕事の量に合った形の職員体制をというところで、詰めていこうと思ひます。

老朽化は認識しているところでございますので、これから、保育園との一体施設もございまして、保育課と協議しながら、進めていきたいと考えてございます。

○三ツ橋子ども家庭支援課長 平成24年から民法が改正されて、離婚をする際には、子どもの面会交流と養育費について、夫婦間で取り決めを行うということが明記されているところでございます。

区といたしましては、養育費の相談支援として、最初の通常の離婚相談と同様に、家庭相談員が実施している状況でございます。

相談内容に応じて、その後、東京都や公益社団法人家庭問題情報センターなど、専門相談、団体を紹介しているところでございます。

○西本委員 児童センターについては、今後、いろいろな機能を拡大するという形もありますし、老朽化も進んでいるということもありますので、改築も含め、機能も増強する形で、そして、職員の継承、ノウハウも必要ですので、ぜひとも職員の増員という形をお願いしたいと思います。

養育費の件ですけれども、やはり、これは、もう明石市のところを見てください。非常に素晴らしい取り組みをしておりますので、品川区独自で、養育費に対する支援をぜひ考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

すまいるスクールですが、全児童対策なのです。これは、学童保育が、それまで、すまいるスクールと全児童対策だったということで、それが統合されました。学童保育のよさを取り入れてほしいということで、いろいろ要望をいたしました。

品川区のほうは、非常に少しずつではありますが、完全ではありませんけれども、学童保育クラブのその当時の素晴らしいものが入ってきているということを感じております。

その中で、保育のやり過ぎ論が出てきます。次世代育成支援対策推進法があって、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するということがあります。なので、保育園にしろ、学童的な要素を含めるにしても、この親の第一義的に責任に対して、どこまで支援をしていくかということが、非常に難しくなってくると思うのです。行政は、あくまでも支援でありますから、その役割、権利というものを、侵害してはいけないと私は思っております。

今回の第3回定例会の中で、夏休みの給食提供の話がありました。私はびっくりしました。私も3人の子どもがいて、当時の学童保育クラブをお願いをして、非常に助かりました。昼食を毎日つくっていかねばなりませんので、非常に大変なことはわかります。大変だということはわかりますけれども、福祉的な支援は必要だということはわかります。

しかしながら、全児童対策である、すまいるスクールに対して、お弁当の提供であったり、仕出しにしても、そういうものを提供することは、いかがなものかと私は非常に驚きました。

私は保護司としての仕事をしておりますけれども、食というものが、犯罪に非常に影響があるということが、多々見受けられます。親子のきずなというものを、食ということを含めて考えると、お弁当であるとか、食事というものが非常に重要な位置づけだと思っているのです。

したがって、すまいるスクールでの給食の提供は、実際、アレルギー対応もありますので、安全性も含めて考えると無理ではないか、やるべきではないと、はっきりと申し上げたいと思っております。

また、それに対しての区の考え方、特に子ども育成課、子ども家庭支援課が出てきました。子どもの育成に関しては、それぞれ思いがあると思っておりますので、その思いから、ご答弁をお願いします。

○廣田子ども育成課長 食事の提供については、アンケートの中で、50%の方が希望はされているのですけれども、ほとんど就労家庭ということになっておりますので、今後は、その内容も、要望も考

えまして、バランスよく考えていきたいと思っております。

○三ッ橋子ども家庭支援課長　子どもの食の支援ということで、実施してまいります。

○大倉委員長　会議の運営上、暫時休憩します。

○午後3時16分休憩

○午後3時35分再開

○大倉委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員　233ページの児童相談事業について伺いたいと思います。

連日、ニュースでも、虐待の死亡事件などの報道があって、本当に胸が痛む思いがしています。8月の品川区の青少年問題協議会の資料によりますと、品川児相の虐待受理件数というのがありまして、全体では平成25年度の593件から平成30年度には1,837件に、3.1倍に5年間で増えています。品川でも152件から545件と3.6倍に増えていますけれども、これだけ増え続けている背景、理由、どういうことが考えられるか、伺いたいと思います。

それから、品川区立の児童相談所の設置基本方針というのが7月2日の文教委員会の中で報告がありましたけれども、今年度実施設計で、来年度着工ということで、2022年から開始されるというスケジュールも示されておりましたが、図面というのはいまできているのでしょうか。これはいつごろになったら公表されるのかについても伺いたいと思います。

それから、あと、職員体制というところでは、配置基準だけが書かれているのですけれども、児相、それから一時保護所、それぞれ何人の体制を考えられているのか、伺いたいと思います。また、職種別の人数も計画がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○崎村児童相談担当課長　今、委員から、品川児童相談所の虐待受理の状況についてのご説明がございました。その要因として考えられることなのですけれども、やはり児童虐待に関する死亡事件が全国的に大きな社会問題となっていることもありまして、地域の方ですとか、警察への通報というところも非常に多くなっている状況でございます。

昨年度、品川児童相談所が虐待の受理をした経路といたしましては、やはり警察が特に多くなっております。この内容としては、警察のほうに特に110番される内容として、夫婦げんかですとか、DVの関係で通報がされたときに、そこに児童がいますと、児童に対する心理的虐待というところで、児童相談所のほうに書類通告されるというところで、それもかなりの件数が計上されていると認識しております。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長　児童相談所の設置基本方針について何点かお尋ねいただきました。

まず、図面の有無ということなのですけれども、まさに今実施設計の実施中ということで、まだ下半期に入ったばかりということで、まだ精緻な図面というのはいまでき上がっていないという状況でございます。

それから、職員体制についてお尋ねが何点かございました。方針にも、当然、国として示している基準もあるのでございますけれども、それに対して実際区がどれぐらいの人を配置するかということで、まさに今庁内で検討中ということでございまして、1つ言えるのは、先般の本会議でもございましたけれども、一時保護所につきましては、10名から20名の定員を想定しております、その職員といたしまして、保育者、児童指導員、少なくとも30名程度はいるのかということで思っております、残りの部

分は検討中という状況でございます。

○鈴木（ひ）委員 そうすると、図面は今年度中には出るということによろしいでしょうか。

それから、職員体制は、児相では30名程度ということなのですが、一時保護所の定員数と、それから、その職員数というのはまだ検討中ということではないのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、この設置基本方針のところに書かれている職員配置の一覧表なのですが、ここは人口4万人に1人と書かれているのですが、平成30年12月18日に児童虐待防止対策体制総合強化プランが出ていると思うのですが、それによりますと、児童福祉司は1人当たりの相談件数が50ケースから40ケース相当になるようにということで、4万人に1人から3万人に1人に改善するようという方向が出ているのですが、品川区もこの基準に沿ってやるということによろしいのでしょうかということの確認をお願いしたいと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 3点お尋ねいただいたと思います。

まず、図面の公表時期ということにつきましては、当然、年度中に実施設計を終えるということになっておりますが、図面のご報告といった点につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

それから、先ほど私がお紹介した職員配置の数字なのですが、そちらは一時保護所の職員として保育士、児童指導員を30名程度は必要だということで、それ以外のところは全て検討中ということになっております。

それから、最後にお尋ねのありました、児童福祉司の配置基準のお尋ねかと思いますが、当然、今の基準といたしましては、人口3万人に1人ということが児童福祉法施行令に規定されておりますので、区としても実際に開設する場合には、その基準に沿った形で対応することになると思います。

○鈴木（ひ）委員 職員は一時保護所のほうで30人、児相のほうはこれからということなのですが、文教委員会の議事録を読ませていただきましたら、東京都への職員派遣が8人ということなのですが、これからどの程度の職員の確保を想定しているのか。そして、また、それに向けてどう職員を確保、育成していくのかということを考えていかないと、あと2年少しなので、間に合わなくなってしまうのではないかと思うのです。

来年度から23区の中でも3区が先進で開始されますけれども、それ以外のところはその後、次々と開所されていくわけですから、そういう点では人材の確保というのが本当に大変ですし、それから、今の児相の中でも、経験が4年未満の方が4割を超えているということでしたでしょうか。かなり経験が少ない方が増えているというのがすごく問題になっていると思うのですが、そういう点では、どう確保をしていくということで考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それで、職員体制というのも、今、児相のほうは検討中ということですが、来年度開設される江戸川区の児相全体の職員数というのは、一時保護部門の40人を含めると、145人体制にするということで、かなり手厚い体制で考えられていまして、保健師も3名、あと、常勤として弁護士も配置するという体制を整備することが書かれていました。それから、世田谷区でも、保健師も2人、ドクターも2人、弁護士も1人、合わせて106人の体制で開始することが書かれていたのですが、そういう点では、基準よりもかなり手厚い体制で23区の中でも整備されていくという状況になると思うのですが、そういう点では、品川区としてはどう考えられているのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 まず、職員確保の方針でございますけれども、まずは専門職の採用、それから、庁内異動、それから、先ほどお話のありました東京都への職員の派遣で、いわゆるOJTで児童相談所の業務を勉強していただくということを通じて、職員の確保を図っていくということが前提になっております。

それから、最後にご紹介のありました、いわゆる先行3区の職員体制でございますけれども、そこは、単純に人口規模だけで人を張りつけているというよりは、場合によっては、業務量見合いで人をつけている場合もありますので、先ほど委員からご紹介がありました、例えば、世田谷区と江戸川区の人口を比べれば、世田谷区のほうがたしか人口は多いと思いますけれども、トータルの人数は世田谷区のほうが少ないということになっておりますので、そこは国の基準と、あとは実際の業務量を見合いして、どれぐらい職員を配置するかということを検討していくということになると思っております。

○鈴木（ひ）委員 いろいろな体制があると思うのです。世田谷区は5つの支所の体制になって、そこでも相談機能だったり、そういうさまざま、区によつての体制の違いというのはあると思うのですけれども、一応、児相と一時保護所の基準というのが出されていて、それよりも手厚いというところでは、各区、きちんとした体制で開所するという方向を出していると思うのです。

そういうところでは、品川区として、派遣職員が8名ということだと、これで本当に確保できるのかというのが心配なのですけれども、その点では、そういう研修にどの程度、どういう形で出して確保していくという、もう少し詳しく見通しがつくような形でご答弁いただけたらと思います。

それから、もう一つなのですけれども、一時保護所についてなのですが、設置基本方針では子どもの居室は個室を基本とし、ただし、兄弟・姉妹が同じ居室で過ごせるようにするというので書かれていますけれども、これを確認させていただいていいのでしょうか。下に表があって、それは1居室定員4人とか6人以下とか書かれていて、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準に準じて居室数、面積についても検討するというのでなっているので、私は個室を基本とするというところでぜひ進めていただきたいのですけれども、これでいいのか、確認をお願いしたいと思います。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 2点、お尋ねいただいたと思います。

まず、職員の研修という点に関しましては、派遣研修につきまして、受け入れ先のキャパシティというものもございますので、なかなか私どもが派遣したいというだけではおさまらないというのがあるのですけれども、例えば、今でまいりますと、東京都とか横浜市に受け入れていただいておりますが、それから、来年度先行3区が開設した暁に、そちらのほうにも受け入れていただきたいと思っております。そういったことを通じて、少しでも多くの職員が事前に児童相談所の業務に触れた形で開設を迎えられればいいと思っております。

もう一つの居室のほうでございますが、まさに委員ご指摘のところは、最終的な検討段階に来ております。やはり個室がいいというお話もあるのと、設置基本方針にも記載がありますとおり、兄弟で一時保護した場合には、場合によっては、同じ部屋に兄弟が安心していられる場所があったほうがいいということもあるということも想定されますので、全て個室化するのがいいのかということも含めて、委員のご指摘も含めて、検討しているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 居室の問題は、やはりもちろん兄弟が一緒の部屋ということは当然あり得ると思うのです。そういう部屋も設けながら、基本は個室ということでぜひやっていただきたいと思うのです。あらゆるところ、障害者の施設にしても、高齢者の施設にしても、特に子どものところについては、本当にさまざまな心身ともに傷を負った子どもが、ほっとできる、きちんと支えられるような体制という

ところでも、ぜひとも個室を基本としてということで、お願いしておきたいと思います。

それから、最後にもう一つ、民間活力の導入というのが設置基本方針の30ページのところにありまして、受付業務、虐待通告を受けたあとの安全確認、家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施、研修業務等については、民間活力を積極的に活用するということを検討する必要があるということで品川区は書かれているのですけれども、私は、本当に児相の問題というのは専門性が求められるし、条件が悪くてころころ変わるといことは絶対あってはならないと思いますし、労働条件もしっかりと確保されることが必要だと思います。責任も問われるし、子どもの命にかかわる問題ですから、私は行政がしっかりと責任を持つべきだと思います。民間委託はぜひやめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇二ノ宮児童相談所移管担当課長 ご指摘のありました民間の利用ということになりますけれども、当然、委託を前提にするわけではなくて、適切な委託先があればということが前提になります。あと、国のほうでも、今、児童相談所は多忙をきわめるということで、児童相談所の職員が必ずしも全部しなければいけない仕事かどうかをきちんと吟味するということもお話もあります。以前、文教委員会でもご質問いただきましたけれども、委託が前提ということはなく、委託ができるものということで考えられるあくまで例示でございますので、当然、検討した結果、適切な委託先がなければ、直営でやるということにはなるということで考えております。

〇鈴木（ひ）委員 国がそういう方向を出したのは、児童相談所にしっかりときちんと職員が配置されなくて多忙をきわめる状況になっているということに対して、やむを得ない措置としてそういう方向を出したわけです。それを初めから、これから開所するという品川区がやるべきではないと思いますし、きちんとした形の体制をとって、民間委託ではなくて、きちんとした専門職の体制をぜひとっていただきたいと思います。そういう点でも、さまざま、子ども虐待による死亡事例等の検証結果等というのを厚生労働省でも出しているのですけれども、ここでも本当に専門性が強調されておりますので、ぜひそういう点でもお願いしたいと思います。

〇大倉委員長 次に、鈴木博委員。

〇鈴木（博）委員 本日は、決算書241ページ、3目児童保育費、特別支援保育、247ページ、各種児童保育委託、病児保育、時間があれば、のびしなプロフェッショナルスクールについてもお尋ねいたします。

近年、新生児医療の発達に伴い、日常生活に医療的ケアを必要としながらも、状態が安定し、病院から退院し、自宅で生活するお子様が増えてきています。平成28年度厚生労働科学研究、医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究によれば、0から19歳の医療的ケア児数は2013年以降は1万5,000人を超過しており、NDBデータによれば、0から4歳の医療的ケア児は約6,000人、5から9歳は約4,000人と報告されました。これらの医療的ケアが必要なお子様やそのご家族が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、保育園への入園を希望されているご家族に対し、適切な保育環境を整え、安全に受け入れを行っている自治体が増えてきています。

まず、医療的ケア児に対する支援が求められている背景について、品川区のご認識をお伺いします。

〇佐藤保育課長 医療的ケアが必要な児童の関係でございますが、まだ医療技術の進歩によりまして、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等を使用してたんの吸引や、例えば、経管栄養など、医療的なケアが日常的に必要な児童が増加しておりまして、そういった児童が保育園の入園を希望するケースが増えております。

また、平成28年6月に児童福祉法が改正されまして、地方自治体において医療的ケア児の支援を行うことが努力義務とされたこともきっかけとなっております。

○鈴木（博）委員 いわゆる医療的ケア児とは、法律に明確に定められたものではありません。一般的に医療的ケア児とは、日常生活を営むために、医療を要する状態にある障害児を指します。また、ここでいう医療的ケアとは、あくまでも日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為をいいます。具体的には、口腔・鼻腔内喀たん吸引、気管カニューレ内部の喀たん吸引、鼻からの経鼻的な経管栄養、胃ろう・腸ろうの経管栄養などを指し、導尿やインスリン注射などの医療行為も含まれることがあるようです。風邪薬の投与など、急性期の医療は含みません。

私たちの会派、自民・無所属・子ども未来は、2019年8月20日、埼玉医科大学病院の新生児集中治療施設、Neonatal Intensive Care Unit、NICUを訪問し、新生児集中治療の現状を視察してきました。回復治療室であるGCU病棟には、重症仮死から重度障害が残り、長期入院されているお子様もいらっしゃいました。このお子様も、条件を整えば在宅医療に移行し、医療的ケアを受けることになるものと思われまます。

2016年6月、児童福祉法は、第1条の児童福祉の理念も含めて大幅に改正されました。この法律の第56条の6で、地方公共団体は、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児がさまざまな支援を受けられるよう体制を整備し、必要な処置を講ずるよう努めることが責務とされました。これを受けて、医療的ケア児への対応が市区町村の責務となりました。現在の品川区の医療的ケア児の受け入れ状況をご説明ください。

○佐藤保育課長 医療的ケア児の保育所への入所の受け入れ状況でございますが、平成29年度の途中から、たん吸引の児童1名を受け入れております。また、今月10月1日から、経管栄養が必要な児童1名が入園をしております。

○鈴木（博）委員 今月から受け入れということで、現在、2名受け入れているということですが、今後さらに増える予定とかはあるのでしょうか。

○佐藤保育課長 今後の受け入れでございますが、今年度中に経管栄養とたん吸引の2つのケアが必要な児童の入園を予定しております。また、複数の保護者から申請や相談が来ている状況がございます。

○鈴木（博）委員 現在2名の医療的ケア児を既に区立の保育園で受け入れているというご報告でしたが、それでは、このお子様たちは、現在、順調に保育が行われているのかどうか、お尋ねいたします。

○佐藤保育課長 看護師を加配すること、また、保育士のほうで医療的ケアを行える研修等を行うことによって、体制を整えて、安全に保育をしているところでございます。

○鈴木（博）委員 ご答弁ありがとうございます。順調に保育が行われているということで、安心しました。品川区も、状況の許す限り、医療的ケア児の受け入れにご努力されていることがよく理解できました。

今後も増加する医療的ケア児を受け入れ、保育を行うために、環境整備や人材確保を図り、安全に医療的ケア児の預かり保育を進めていくことは極めて重要な課題だと思われまます。

しかし、何よりも子どもの命そのものを守ることが最優先です。保育中に事故があってはなりません。誤嚥やカニューレの事故抜去から窒息し、低酸素状態になるような事態は絶対に防がなくてはなりません。品川区では、今回、医療的ケア児を受け入れるに当たって、どのような準備やご配慮をなされたのでしょうか。説明をお願いします。

○佐藤保育課長 医療的ケア児を受け入れるための準備や配慮等でございますが、看護師1名の加配

と、保育士の研修、また、園医と連携をとるなどの会議体を立ち上げます。また、医療的ケア児が通っている病院のほうに園長と看護師、また、担任保育士が何度も出向いて、保育上の留意事項等を、保護者だけではなく医師に確認するようなこともしております。

○鈴木（博）委員 今ご説明があったように、保育園で医療的ケア児を受け入れるには、最低限、医療的ケアが行える看護師、また、喀たん吸引等の研修を受けた認定特定行為業務従事者の保育士が必要です。医療的ケアを行う範囲については、スタッフの資質と人員配置、医療設備等により決定されることになるでしょう。

例えば、2018年11月、医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインを策定した町田市では、実施する医療的ケアは、経管栄養と口腔・鼻腔内の喀たん吸引の2行為のみと定めているようです。

医療的ケア児が集団保育が可能かどうか、まず、主治医がいる医療機関から主治医意見連絡票、主治医意見書を提出してもらう必要があります。児が急変時の後方支援病院の確保も必須です。ご家族と話し合い、主治医の病院を後方支援病院にするのか、近傍の病院にするのか、ご家族の意向もよくお伺いして決めなければなりません。預かり予定の保育園の園長、看護師、保護者、主治医、また、預かり予定の保育園の嘱託医なども加わり、通所検討会を立ち上げなければなりません。保育所における医療的ケアが内定したときは、保護者としてしっかりした内容の医療的ケア実施についての同意書も結ぶ必要があります。医療的ケア児を保育園で受け入れるためには、これらの手順をしっかりと行うことが必要であり、一つ一つの手順を確実に行っていかなければなりません。社会的に受け入れることが必要な状況とはいえ、区のご努力も大きいものがあると思われま

す。区は、これまで特別支援児の保育にも積極的に取り組んできましたが、医療的ケア児の保育は始まったばかりで、知識や経験に不安な面もあると思います。現場の保育士等に動揺等はないのでしょうか。

○佐藤保育課長 現場の保育士に動揺等ないかというところで、平成28年6月の児童福祉法の改正に当たりまして、専門家を呼んで何回か研修と、あと、話し合いの場を持つようなことも行っておりますし、実際、平成29年度からお子さんを保育するに当たって、担任の保育士がどういった苦労があるかとか、どういったことに工夫しているか、また、逆にやりがいみたいなものも保育士の前で話す場を持って、児童福祉施設でそういったお子さんも積極的に受けていかなければならないというところを周知徹底しているところでございます。

○鈴木（博）委員 医療的ケア児の保育園入園の希望は、明らかに増えてきています。また、多様性を体験し、理解することは、保育園の全ての園児にとっても大切な経験となります。品川区だけでなく、全国的にも医療的ケア児の保育需要は高まっています。

医療的ケア児を含むインクルーシブ保育を展開するに当たって、担当の看護師や保育士だけでなく、全てのスタッフがインクルーシブ保育に対する知識と対応の共有をすることが重要と考えます。区としては、今後どのような対応をお考えなのでしょう

○佐藤保育課長 今後の対応、展開でございますが、複数の入園申請や相談が明らかに増えておりますので、既存の入園相談担当も一応事務職だけで行っているのですけれども、なかなか厳しい面があります。今後、適切な相談体制の構築が必要なのだと考えております。

また、保育士による医療的ケアの許可が東京都内でも増えているということで、認可がおりるまで1年ぐらいかかる状況もありますので、そうすると、大分お待ちいただくことにもなりますから、看護師を複数配置して、複数の医療的ケア児を受け入れるとか、拠点園みたいな考え方も今後必要になるのかということ

○鈴木（博）委員 今後、品川区で医療的ケアが必要な児童を預かっていくためには、関係機関との連携、看護師・保育士の専門家の養成と配置、児の主治医・嘱託医など医師の確保、個々の子どもごとの通所連絡会の設置、保育課に医療的ケアを行う専門のコーディネーターを置くことなどの体制の整備が必要ではないかと思われます。品川区では、今後どのような課題があるかご認識なのでしょうか。

○佐藤保育課長 委員ご指摘の点の、さまざまな課題を1つずつクリアしていかなければならないということが一つ大きいと考えております。

また、保育園で預かれるお子様に関しましては、集団保育が可能であることが大前提でございまして、保育園では療育行為は行えませんので、そのあたりも丁寧に保護者に説明をして、十分ご理解をいただいた上で、児童福祉法の趣旨に沿って、保育園のほうでお子様をお預かりしていきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 どうもありがとうございました。乗り越えていかなければならない課題は多いようですが、子どもの幸せのために区が引き続きご努力いただくことを希望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、病児保育を取り上げます。区のご努力によって、2019年には、病児保育施設が4カ所に増えました。まず、2019年の4カ所の病児保育の実績について、ご報告をお願いいたします。

○吉田保育施設調整担当課長 病児保育施設の2019年度の実績についてお答えいたします。現在、病児保育施設につきましては、区内に4カ所ございまして、そのうち4月より新たに荏原医師会のご協力を受けまして、保育所併設型の病児保育施設を1カ所整備したところでございます。

9月分は、まだ現在、報告を待っているところでございますので、8月分までの実績ということで数値を申し上げます。4月からの延べ利用人数ですが、病児保育チャイルドサントは約430人、利用率は約50%。病児保育室ひだまり、約490人、利用率は約60%。それから、病児保育室森のおうちにつきましては、約390人の、利用率について約60%。この4月にオープンいたしましたところキッズケアにつきましては、約160人、利用率は約25%。合計約1,500人弱、平均50%の利用となっているところでございます。

○鈴木（博）委員 ご報告ありがとうございます。医療併設型の3施設の病児保育利用が大体50から60%ということで今お聞きしました。ただ、病児保育というのは、非常にキャンセルも多いために、これは実質的には70から80%以上の稼働率と考えられ、十分評価できる立派な成績だと思います。

また、医師会関与の新しくできた病児保育施設は保育園併設型でありまして、常勤の医師がいないため、重症児は預かれず、他の施設に比べてやや利用率は低いようですが、これは施設の性質上、やむを得ないものと評価いたします。

品川区の病児保育施設は、一定程度拡充されましたが、今後の方向性としましては、施設の数をおののまま増やす、利用者が激減している病後児保育施設をニーズの高い病児保育施設に転用する、障害児も預かれるような基幹的な病児保育施設を創設するなど、さまざまな手法が今後考えられると思います。区の将来を見据えた病児保育の展望をお聞きしたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 現在、令和2年度からの子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。策定に当たりまして、保護者のアンケートの中で、子どもが病気、けがの際に、通常利用している保育園等のサービスにつきまして、86%の方が、その場合は利用できなかったという回答をいただいております。また、その際の87%が、母親が仕事を休んだと回答しております。

区としては、病児保育について、子ども・子育て支援事業計画におきましても、子育て支援事業に位

置つけられているところもあり、地域バランス等を考え、より積極的な支援に取り組んでいきたいと考えております。

病気の子どもを医師、看護師、保育士が専門的にサポートする環境整備が整っていることから、病後児保育の利用者の現状を含め、病児保育の転用へ進めてまいります。

○鈴木（博）委員 品川区の病気の子どもが、病気であるからこそ温かい環境で養育され回復を迎えるよう、品川区の病児保育事業がますます発展することを願ひまして、私の質問を終わりにします。

○大倉委員長 次に、若林委員。

○若林委員 それでは、225ページの障害者福祉手当等支給事務について、お伺いいたします。このうち、今回は第2種手当についてスポットを当ててお聞きします。

まず、障害福祉計画の中で、精神障害者保健福祉手帳保持者、平成28年度の数字として、1,955人となっております。現在の1級、2級、3級の人数を教えてくださいと思います。

もう一点、第2種手当の対象者で、平成30年度の実人数が2,385人ということになっております。対象者それぞれの人数を教えてください。身体障害者手帳3級の方、愛の手帳4度の方、精神障害者で障害年金1級受給者の方、それぞれの人数を教えてください。

もう一点、障害年金2級がありますけれども、これを受給している精神障害者の方の人数も教えてください。

○松山障害者福祉課長 まず、1点目ですけれども、平成30年度の精神障害者保健福祉手帳1級の方の合計が71人となっております。それから、2級が571人、それから、3級が596人、手帳認定の合計が、年度単位なので、1,238人ということで、当該年度は認定しているということになっております。

それから、第2種手当の中で、それぞれの人数ですけれども、まず、身体障害者の状況でございます。1、2級合計になってしまいますけれども、身体障害者手帳の方が合計で4,799人。それから、愛の手帳でございます。愛の手帳の方が合計で1,939人となっております。

○若林委員 もう一回、答弁漏れがありましたので、平成30年度の第2種手当の実人数が2,385人というふうに、たしかこれは事務事業概要で確認いたしました。この第2種手当の対象者が身体障害者手帳の3級、今の4,799人だと、2,385人をはるかに超えてしまいますので、3級の方です。

それから、愛の手帳の4度の方、今は1,939名というご答弁でしたが、訂正があれば、言ってください。

それから、精神障害の方で障害年金1級受給者の方です。

それから、もう一つは、障害年金2級を受給している精神障害者の方の人数を改めてお聞きします。

○松山障害者福祉課長 障害者福祉手当第2種手当の受給をされている愛の手帳、例えば、4度の方ですけれども、873人となっております。

それから、身体障害者手帳の3級の方については、1,576人となっております。

○若林委員 進みませんので、今のを足すと既に2,385人になって、精神障害の障害年金の方の人数が入っていない少し不正確な数字だと思いますので、また後ほど正確な数字を教えてください。また、もう一つの精神障害の障害年金2級のほうの人数も教えてください。

そのまま進めます。それで、いわゆる精神障害の当事者の方々、また、家族会、家族の方々から毎年ご要望をいただいておりますけれども、第2種手当が、今、精神障害の方で障害年金1級が対象です

が、障害年金2級の方にもこの手当を支給してほしいというご要望を長年いただいております。

そこで、なぜ品川区は、この障害年金2級の精神障害者の方にこの障害者福祉手当、第2種とは言いません。手当を支給しないのか、理由を教えてくださいと思います。

○松山障害者福祉課長 確かにそうしたご要望はいただいております。ただ、そうしたご要望だけではなく、ほかのさまざまなニーズや、本当に緊急的に進めなければならない需要等もございまして、多くの声に応えていかなければならないと思っておりますけれども、今のところ、総合的に判断する必要はあるかと思っております。

品川区では、実は昭和53年から精神障害者で障害年金1級の方に対して手当の支給を先駆的に初めまして、平成22年までは23区の中で品川区のみとなっております。現在、23区の中でも、12区が精神障害者の1級の方にのみ支給をしているという実態もございまして、お声としては非常にわかるのですが、なかなか難しい状況でございます。

○若林委員 なかなか難しい状況ということで、できればサービスも手当も拡充をしたいという区の思いを今確認をさせていただきました。

確かに精神障害者の方の年金の1級と2級の線引きが非常に難しい。先ほどのご答弁では、手帳の数ですけれども、1級の方が71人で、2級の方が571人。今、るる言っていると、時間がありませんけれども、2級の方の中でも1級の生活状態に極めて近い方がいらっしゃる。そういう方には1級と同程度の経済的支援を差し上げたいという思いが私もありますし、当事者の方もあると思います。ただ、どこで線を引いたらいいのか。国の制度でいえば、1級、2級で線引きをするしかないというのが、今、課長も重々ご承知だと思いますけれども、そういうことだと思います。

1点だけ、国の障害1級、2級、金額でいいますと、ご案内のとおりでございますが、年額で障害年金、これは精神の方です。障害年金1級の方には年額97万5,000円ぐらい、2級の方が78万円余ということで、障害年金でいうと、あまり意外と差がないのだと。1級、2級の格差、いわゆる症状の出し方というのは、大変大きいとは感じる一方で、金額でいうとそんなに変わっていない。こういうところを見て、もしかしたら当事者の方々や家族の方々は、少し不公平があるのではないのかと。私たちが経済的には非常に苦しい。仕事をしているけれども、症状によっては仕事に行けないときもある。事例としては、休職と退職を繰り返して、最終的に退職をして、それでもやっと2級をもらっているという方もいらっしゃる。こういう事象を踏まえて、可能性があるとは私は理解をいたしましたので、この不公平感という観点から、もう一回ご答弁をいただきたい。

○松山障害者福祉課長 委員おっしゃられるとおり、確かに1級の方、2級の方、どこかで線引きをしなければならないということがございます。あるいは2級の方、それ以上に3級の方とどこかで線引きをしなければならないということで、1級はやはり他人の援助を受けなければ、ご自分でほとんど日常生活を送ることができない程度ということで、その方が対象になっております。2級の方は、必ずしも他人の力を借りることはないという文言がつかますが、今後とも当事者の声を伺いながら検討していきたいと思っております。

○大倉委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 247ページのぶりすくーる西五反田経費、それから、前後しますが、241ページの特別支援保育です。

先にぶりすくーる西五反田についてお尋ねします。経費が約2億1,000万円です。こちらは、品川区立就学前乳幼児教育施設ですが、乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育

および教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るといふ、非常に高い理念のもと、他自治体に先駆けて、平成16年から運営されてきました。

そこで、15年経ったわけですが、その成果についてどのように捉えているか、お伺いします。

○吉田保育施設調整担当課長 ぷりすくーるについてのご質問でございます。ぷりすくーる、平成16年から動き始めまして、この間、指定管理については3回更新いたしまして、今現在、この4月から4回目の指定管理に入っております。その中で、それぞれ特色のある、保育から幼児教育部門まで一貫した教育・保育を行うということで、他に先駆けてやってきたというところ、あと、国の認定こども園の見本ということになったというところでは、ある一定の評価がされていいものだと考えております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。そうですね。他自治体に先駆けているということと、国の認定こども園のモデルになったということですか。

この施設なのですが、今月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、この施設の3歳から5歳児に関しては、利用料金という形で保育料が指定管理者の収入になります。管理運営委託料金ともなるのですが、この点についての無償化はどのようになるのでしょうか。認可保育園でもない、幼稚園でもない、先ほど少し議論にありましたが、区のホームページによりますと、対象の認可外保育園施設名簿にも見当たらないのですが、どのような仕組みになるのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 ぷりすくーる西五反田の3歳から5歳までの保育料につきましては、現行の条例どおり、各8段階がありまして、0円から2万5,700円まで、これが設定されております。

保育料無償化の考え方でございますけれども、この施設の取り扱いとしては、3万7,000円までの上限がございます。その中に対して保育料がそれぞれの人にかかる形になりますので、実際はどなたも保育料としては無償化にされる、全部が3万7,000円以下におさまっておりますので、保育料としては実際に負担する額はないと。保育料の設定はございますけれども、保育料の負担額はないという形になります。

○高橋（し）委員 そうすると、無償化なのですが、その財源はどこから来るのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 こちらの施設につきましては、認可外保育施設になりますので、国のほうから2分の1、都のほうから4分の1、区のほうから4分の1という負担割合になるところでございます。

○高橋（し）委員 今、認可外保育施設というお話がありましたが、区のホームページに出ていないのですが、東京都のホームページには、認可外保育施設という形で届け出が出ております。つまり、届け出をされたということなのですが、15年間届け出をされなかったのですが、今回届け出たということで、認可外保育施設ということになりました。そのいきさつをお伺いします。

○吉田保育施設調整担当課長 今回、届け出た理由でございますけれども、児童福祉法の第59条の2というところに、少し省略しますが、認可を受けていないものにつきましては、その施設の設置者は、都道府県知事に届け出るというところがありました。こちらのほうを今回行った次第でございます。

○高橋（し）委員 そうですね。ぷりすくーるができる前には届け出をすることは必要ない、任意だったわけですね。それで、ぷりすくーるの条例ができたときには、届け出の義務がなかった。今、お話あったように、届け出なければいけなくなったということもありますが、認可外保育施設とすること

によって、今回の無償化の仕組みの中に入ることができるということだと思っておりますが、その理解でよろしいでしょうかということと、それから、今、児童福祉法に基づく公立の認可外保育施設として位置づけられたということだと思っております。ということは、ぷりすくーる西五反田施設全体としてメリット、あるいはデメリットはどのようなことがあるのか、今後の見通しをお伺いします。

○吉田保育施設調整担当課長 2点質問があったと思います。今回、認可外保育施設の届け出をしたことによりまして、これは今までやっていなかったことではありますけれども、これによりまして、保育料の無償化のところ、こちらに該当する形になりました。

それから、もう一点、認可外保育施設になったことによるメリット、デメリットというところですが、メリットの面は、今回、認可外保育施設になったということで、無償化の対象になっております。それで、ある意味、保護者の負担がほとんど軽減されたというような形で認識しております。

デメリットにつきましては、認識がないところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。区の持ち出し分が4分の1で済むようになったという財政的な利点と、それから、デメリットについては、東京都の監督基準によって拘束されますが、そもそも認可のレベルでやっていますから、影響はないのだと思っております。デメリットの点はないと思っております。

ぷりすくーるに関しては、先ごろ本会議でも議論があつて、社会福祉法人への道筋と、その後の幼保連携型認定こども園に向かっていくといった運営があつて、今後の発展的な運営を期待するものであります。

こちらについては以上です。

特別支援保育については、私、去年の本会議で、公立保育園の5歳児に関する特別支援の巡回相談、これについてお尋ねしました。平成30年度の成果は非常に役割が大きいということで、部長のご答弁もいただきました。しかし、平成31年度の予算で、公立保育園の5歳児の巡回訪問については取りやめになりました。それについて、平成31年度の保育園5歳児の支援を必要とするお子さんに関する支援の影響がありましたか。それについてお尋ねします。

○佐藤保育課長 委員ご指摘の、5歳児に対する特別支援の巡回の関係でございますが、3月の予算特別委員会でご指摘を受けたこともございまして、従来どおりの回数で、要は、平成30年度並みの回数で回れるように調整もつきましたので、回数は減らさず、引き続き行っているところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。保育園の保護者の方の不安が大きく解消でき、さらに保育士たちもアドバイスが非常に有効であるというお話を伺っていたので、なくす方針だったのをまた復活して、今お話あったように、回数を維持して行われているということで、大変すばらしいことだと思っております。

大変ありがたいと思っておりますので、その措置に関してはぜひ今後も続けていっていただきたいのですが、成果報告書には、回数増は必須であると載っていたのですが、来年度に対する見通しはいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 平成30年度から体制をかなり厚くして、回数も予算もたくさんかけてやっておりますので、今後も区にとって非常に大事な事業だと考えておりますので、充実を図っていきたいと考えております。

○大倉委員長 次に、本多委員。

○本多委員 213ページ、認知症高齢者支援事業、211ページ、民生委員活動経費、225ページ

ジ、障害者福祉費、中等度難聴児発達支援事業、211ページ、高齢者福祉費、高齢者お祝い事業、225ページ、自動車改造費助成について伺います。

初めに、認知症高齢者支援事業ですが、徘徊等による行方不明者の早期発見の仕組みづくりや、認知症理解の一層の推進、くるみプランなどをはじめ、認知症施策の充実が図られていますけれども、本人、特に家族の不安、心配は24時間続きます。その不安払拭について、現状がどのようになっているか、成果などをお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、認知症の方のご家族の不安ということに関しましては、やはり地域での見守りと支えが大変重要な内容となっております。認知症サポーター養成講座等を開催しまして、今現在、1万6,000人から1万7,000人以上の方の受講をしていただきまして、まず、認知症に対する理解、啓発に努めているところでございます。

それから、もう一つは、見守りアイテムという登録制のものがありまして、個人情報が変わらないように、登録番号を記載します。例えば、キーホルダー、それから、かばんにつけるシール等を持っていただきまして、徘徊して発見された場合には、その登録番号を頼りに担当地区の在宅介護支援センターのほうに、これは警察からでも区民の方からでも連絡が行くような形で、すぐに身元を特定できるという、こういった登録をやっておりまして、今現在、274名の登録をいただいております。こういった形で少しでも安心につながるような取り組みをしているところでございます。

○本多委員 世論の理解は当然のことで、理解がより一層深まることを願っております。それとあわせて、やはり家族の心配、不安というところの払拭に全力を挙げていただきたいと思います。

民生委員の活動経費を見ていきますと、民生委員の方々の日ごろの話し合いや意見交換をさせていただく中で、社会問題、あるいは問題提起や課題提起から個別の事例まで、いろいろな話を伺うことがあるのですけれども、そうした中から政策に結びつくケースも多々あるかと思えます。民生委員の活動の区分を大きく分けると14項目あると思えますけれども、その中で一番活動実績が多いのが日常的な支援というところで、こういった声、現場の声から何か政策に結びつくケースとか、課題がさらに広がるとか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

○大串福祉計画課長 民生委員は、地域の身近な福祉のパイプ役ということで活動していただいているものでございます。そうした中でいろいろご意見をいただいているところでございます。ただ、なかなかそれが政策的にどういったところまで行き着くわけではないのですけれども、例えば、さらに地域福祉を進めていくといった中では、支え愛・ほっとステーション、これが全13地区で展開をしております。

民生委員だけではなく、地域の皆さんとお話をさせていただいた中で、もう少し身近なところにも相談の窓口をつくってほしいというご意見を受けて展開をしてきたところ、そうした中で、やはり民生委員のご意見というのも、その中に多く含まれていたという形で認識をしているところでございます。

○本多委員 これまでの活動の中でいろいろと工夫されてきて、実績もありますので、本当にありがとうございます。

それで、認知症の保険導入について伺うのですけれども、これも以前から取り上げさせていただいておりますが、この保険導入も、民生委員の方からの切実な願いでした。やはり家族のことの不安が、24時間不安が取れないという切実な思いから伺いました。

海老名市は昨年度より、認知症の高齢者が徘徊して起こした事故により発生した他者、自身の損害を補償する保険事業を他に先駆けて始めました。市の指定する保険に加入し、保険料は市の負担、在宅介

護を担う家族の安心につなげたい考えということで、事故を起こした際の第三者への賠償と高齢者自身のけがなどもカバーでき、登録が必要ということで、海老名市では予算34万5,000円でスタートして、今現在、15カ月ぐらい経ちました。海老名市の成果を聞いたところ、警察等のはいかいSOSネットワークシステムとセットで加入して、加入者も増えており、安心を提供できているという手応えだという答えをいただきました。その辺について、この件につきまして、これまでどのような協議をしてきたのか、検討してきたのか、教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 認知症保険に関しましては、高齢者福祉課のほうにご相談があった内容としましては、認知症の方が徘徊している最中に、例えば、器物を損壊してしまったとか、花壇の花をむしってしまったとか、こういった相談を実際に受けたことがあります。それで、ご家族の方のそういった弁償等に関して、そのときは金額的には数十万円単位だったと記憶していますけれども、そういったことでご負担があったという事例も聞いているところでございます。

品川区の今現在の取り組み状況としましては、複数の保険会社から、こういった認知症保険の商品については既に聞き取り等はしておるところでございます。それから、国が今年の6月にまとめた認知症施策推進大綱というのがありまして、認知症保険のことも触れておりますけれども、その中で、まず、保険の重要性については十分認識をしているということ、それから、各保険会社の取り組みを後押しするという現況にとどまっているというところがあります。

それから、品川区としての考えですけれども、国と今のところは歩みを寄せているのですけれども、まずは情報収集、それから、先ほどご案内のあった海老名市等の先行自治体の取り組みについては我々も注視しているところであります。先ほど委員からご紹介のあったはいかいSOSネットワークシステムというのは、私が申し上げた見守りアイテムというのと同じタイプの取り組みでございまして、こちらを登録の要件として保険に加入するといったことを海老名市もやっていると聞いておりまして、品川区も、そういう意味では、下地は整っているというところがございます。

ただ、地域性の問題がありまして、区境等で認知症の方が徘徊するエリアが近隣区にまたがるということもございます。逆に、近隣区の認知症の方が品川区に来るということもございまして、一方で被害を受ける、一方で被害を起こしてしまうということがあり得ますので、この辺は近隣区とも情報をとりながら、導入も含めて今、研究をしている最中といったところでございます。

○本多委員 ものすごくご尽力いただいているのを感じました。引き続きどうぞよろしく願います。

それで、先ほどほかの委員の方から高齢者の車の運転免許証の自主返納で話がありましたけれども、この件になると、警察がやっていることで、品川区は窓口ということなので、交通安全担当課長がお答えになるのですけれども、高齢者の免許の自主返納というのは、交通安全が担当になるというのはわかるのですが、福祉部としてはこの件について何か連携とか協議とかはされていないのでしょうか。教えてください。

○大串福祉計画課長 高齢者といった観点でいけば、当然、福祉部のほうの関係も深くなってきますのでございます。ただ、実際の免許という制度に関しましては、やはり警察等々の関係になってまいります。こちらのほうといたしましては、こういった自主返納の動き等々についてPRする機会があれば、行っていけばと考えているところでございます。

○本多委員 ニュアンスがすごくよくわかりました。

次の質問に行きます。225ページの障害者福祉費、中等度難聴児発達支援事業なのですけれど

も、18歳未満が対象で、中等度難聴児に対して補聴器の装用により、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器の購入、修理費の一部助成ということなのですが、この実績等もわかっておりますが、年齢拡大や高齢者についてどのようなお考えか、教えてください。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの、中等度難聴児発達支援事業の年齢拡大についてですが、こちらは身体障害者手帳の交付の対象とならない方を対象にしておりますので、聞こえの程度がより重度な方は身体障害者手帳をとっていただいて、補装具の中で対応をしているところでございます。

しかも、こちらは東京都が制度を創設して、市区町村に補助事業として開始をしているものでございますので、こちらの18歳未満というところでは崩せないものでございます。

○本多委員 難聴のケース、いろいろなケースがあるかと思います。中等になったり、障害者手帳をお持ちの方、この事業はお持ちでない方が対象ですが、本当にいろいろなケースがあるかと思うので、ぜひ都の枠とかがあるのはわかりませんが、視野を広げるような工夫というか、検討をしていただければと思います。要望です。

次は、211ページの高齢者福祉費の高齢者お祝い事業長寿祝品なのですが、米寿、卒寿、白寿、100歳、101歳以上という5項目でお祝いをお届けということなのですが、これはいただく方の封筒に色がついているということなのですが、どのような色分けをされているのか、教えてください。

説明しますと、5種類の区分があります。それぞれの封筒に色がついていて、よくわからないのですが、おそらく作業用として色分けをされていると思うのです。それは、受け取る側の目線だと、色は要らないと思うのです。白でいいと思うのです。社会通念上、お祝いの封筒は白だと思うのです。色がついてしまっている。白でいいではないかという。作業のあれで色分けをしていると勝手に思っているけれども、違うのでしょうか。白でいいと思うのですが、いかがですか。

○大串福祉計画課長 長寿のお祝いということで、それぞれの年齢の区分ごとに金額が違って、それでお渡しをしているところですが、まさに委員おっしゃるように、もらう側からすれば、白でいいというのは、全くそのとおりだと思います。

ただ、これの配付をお願いしているのは、民生委員なのです。全部白にしてしまいますと、民生委員も違いがわかりにくいということで、白ということではなく、1色ではなく、それぞれの年齢の区分ごとに色を分けさせていただいています。民生委員に対しての説明も、こちらの対象の方には幾らです、それはこの色の袋に入っていますということで、私のほうからご説明させていただいている。こういった経緯でございます。

○本多委員 わかりました。いろいろと工夫をお願いします。

最後に、225ページ、自動車改造費助成を伺います。私も車庫で改造車に乗せていただきました。車庫で操作の確認だけなのですが、下肢が不自由な方で、上肢で操縦をする車なのですが、アクセル、ブレーキも手で扱って、ハンドルも非常に軽くて、扱いやすいと思ったのですが、こうしたものを技術革新ですとか、長年乗ると思うのですが、その辺の新しい情報提供ですとか、そういった課題とかがもしあれば、教えてください。

○松山障害者福祉課長 確かにこちら、重度の身体障害者が就労等に伴って自動車の免許を取得して、みずから運転するというために改造する。そのことが必要な場合において、経費を区が助成するという非常に大事な事業になっております。件数的には少ないのですが、その方にとっては、みずから

車を運転して、就労の場に行くことで、非常に生きがいにつながるものになっております。

今後、技術のことについても、研究をしてみたいと思います。

○大倉委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 227ページ、心身障害者福祉会館運営費、213ページ、認知症高齢者支援事業、これは本多委員と重ならないように質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず最初に、227ページ、心身障害者福祉会館について、質問させていただきます。決算書の中で修繕費等があるのですけれども、予算が940万円余、決算額が121万9,000円余なのですが、具体的にこの修繕の箇所、どういう工事をしたのかどうか、最初にお知らせをしていただきたいと思ひます。

○松山障害者福祉課長 ……工事ということで、あまり詳細なものがなくて申しわけありません。

○高橋（伸）委員 わかりました。また教えていただきたいと思ひます。

次に、2017年の春に、厚生労働省から全国の都道府県に通知があり、失語症向けの意思疎通支援者養成事業ができました。以前にも質問させていただきましたけれども、これ、ST向けもあるのですけれども、今現在、武蔵野市、世田谷区などは、そういった失語症者向けの意思疎通支援事業を独自に行っております。これは当然ながら、意思疎通支援者にはきちんと行政から手当が支払われているということで、日本失語症協議会から全国へ要請が来ていると思ひます。

そのような中、品川区では、この養成講座について事業を現在展開しているのか、していないのか、お知らせをしていただきたいと思ひます。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの失語症の養成講座については、現在、本区では実施しておりません。

○高橋（伸）委員 やはり失語症というのは、品川区内では人数があまり多くないというか、そういった現状もあるかと思うのですけれども、そういった品川区の失語症の会の方からの要望とか、そういった声はあるのかないか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○松山障害者福祉課長 失語症の方からのご要望、要請などはお伺ひしておりますが、現在、例えば、手話のところもそうなのですけれども、始まったときに、どれぐらいの会の方が、そういった仕組みで区のほうが派遣するのか、どういうふうに要請するのかというところを、今研究している段階でございます。

○高橋（伸）委員 わかりました。ぜひ検討をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

心身障害者福祉会館なのですけれども、旗の台の駅を基点とした、バリアフリー工事が現在もなされております。そんな中、旗の台駅の南口から心身障害者福祉会館までに向かう区道にも新しく誘導用ブロックが設置されました。これはそこだけではないと思うのですけれども、私も何回か見かけたことがあるのですが、視覚障害者の方のための誘導用ブロックのところに、運搬の車両とかがとめてあるので、それは本当に視覚障害者の方にとっては、一番危険なことだと思うのです。それについて、指定管理者のほうからそういった声も当然あると思うのですけれども、その辺の区の考え方、お知らせをしていただきたいと思ひます。

○松山障害者福祉課長 確かに委員ご指摘のとおり、点字ブロックの上に車がとまっていたりといったことはございます。指定管理者からもお声が挙がっておりまして、私もコンビニのほうにお伺ひしたことがあるのですけれども、そのコンビニの方々は、要は、搬入のために一時的にどうしてもとめざる

を得ないというようなことをおっしゃっていたのです。

ただ、区といたしましては、やはり視覚障害者の方が点字ブロックを通過して安全に歩ける道ということで、商店街のほうにも普及啓発を図っていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、213ページ、認知症高齢者支援事業についてお伺いをさせていただきます。認知症サポーターは、認知症について正しく理解をして、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者ということだと思います。認知症サポーター養成講座を受講すれば、認知症サポーターになることができるということなのですけれども、私も受講して、オレンジリングをいただいて、今日は持っていないのですけれども、地域ではそういった認知症を見守る活動もさせていただいております。

先ほど質問もあったと思うのですけれども、品川区では認知症サポーターが、現在、246人……、失礼しました。ごめんなさい。では、品川区には、認知症サポーターが今現在何人いるのかどうか、お知らせをしていただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 認知症サポーター養成講座受講済みの方、今現在ですが、1万6,800人ということになっておりまして、認知症の見守りアイテムに登録していただいた方が、今現在、274名という数字でございます。

○高橋（伸）委員 わかりました。大変失礼いたしました。

それと今、登録されている認知症カフェが20カ所あると思うのです。旗の台5丁目にもありますけれども、これから増えていくかと思うのですが、現在、どれぐらいの申請数があるのか。おわかりになれば、教えていただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 今現在は、ご案内の数字の20カ所というところでなっておりますけれども、今後も申請、受け付け等は引き続きやっていく予定になっておりますので、増える見込みは十分あるかと思っております。

○高橋（伸）委員 わかりました。ありがとうございます。

それと、成果報告書の25ページ、認知症高齢者支援事業のところなのですけれども、今後の課題で、認知症サポーター養成講座の受講者数の伸びはあるのですが、割合として若い世代が少ないということが記載をされております。それにより、これから小中学校等へ働きをかけて、数を増やしたいというようなことが成果報告書には記載されております。今後だと思っておりますけれども、どういう働きかけを小学校、中学校へ向けて発信をしていくのかどうか、お知らせをしていただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 認知症の理解につきましては、低い年齢からというか、小さいころから体験、それから、学習も含めて理解をしていただきたいと思いますということで、各学校等に働きかけをして、実際に学校のほうにお邪魔しまして、委員が受けていただいた認知症サポーター養成講座を、小学生、中学生も対象にやっというということで、平成30年度も中学校で4回実施したところでございます。

○大倉委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 251ページの保育園の新規開設助成についてお伺いしますが、まず初めに、待機児、実質ゼロということで、新規開設のために努力していることにすごく感謝をし、敬意を表します。

私立保育園は、令和2年の枠もいっぱいになるぐらいご努力をなさっていると思っておりますが、ここまで順調にいった担当の課としての手法を改めて教えていただけますか。

○大澤保育支援課長 保育園の開設に当たりましては、近隣の皆様から、ご不安やご不満の声が数多くございます。平成30年度には、主に3園についての対応がございまして、1年間で電話が164件、

時間にして50時間ほど、書面によるやりとりは18件ですが、メールによる対応につきましては、数百件と膨大なため、正確なカウントはしておりません。

そのほかに窓口での対応や説明会など、事業者を連携をとりながら、職員が粘り強く対応して開設にこぎつけております。

平成31年度4月におきましても、当初の計画を中止、遅延することなく、12園の開設をいたしました。

○藤原委員 保育園、周辺に影響のある施設ですから、いろいろなご苦労があると思いますが、その中でこれだけ開設してくださることに改めて痛み入る次第でございます。

私のところに、新規開設をしたいという、私よりも大分若い女性が来ました。そのときの相談内容が、私、2つ勘違いしてしまったのですけれども、100坪以上探すのが大変ですと。いや、品川区で100坪ではないでしょう。100平米でしょうとまず言ってしまいました。

100坪ということにも驚いたのですけれども、私は、お金はあるのかという頭になってしまったのです。そうしたら、いや、違いますと。お金の心配は大丈夫なのですと。だけれども、100坪だから、330平米以上の物件がないのですという話をいただきました。品川区は、日本にある自治体の中で、たしか上から9番目か10番目の土地の高さの自治体で、こんな若い女性がお金の心配なく、資産家であったら別なのですが、そう思ったのですけれども、この新規開設の仕組みについて、特にお金について教えていただけますか。

○大澤保育支援課長 開設に係る経費でございますが、施設によりかなり差がございますが、平均すると、大体2億円程度かかります。内訳としまして、事業者の負担は、ほとんど10%未満でございます。区の負担が平均で14%ほど、残りの大体8割が国や都の補助金となっております。ですので、今後も国や都の補助金を最大限に活用して、開設に当たってまいりたいと考えております。

○藤原委員 手厚いですね。そうすると、計算が間違っていなければ、16分の15ぐらいは補助金で出るということだと思うのですけれども、このぐらい手厚くしないと、これだけ新規の開設にはならないと思いますし、私が議員になったころは、待機児童、待機児童、待機児童、そのときに部課長は、さまざまな手法でと言っておりました。でも、今は実質待機児ゼロになったわけですから、これは効果が出ているという意味で、本当に敬意を表するところでございます。

あと1つ少し気になったのですが、別の委員の課長の答弁で、私立保育園等は、ほかの自治体、ほかの区で結構多数施設を持っている事業者が多いから、品川区だけ人件費を増やすわけにはいきませんというような答弁があったと思うのですけれども、私は、品川区が先駆的に、それでも品川区は保育士の給料等を上げてあげると。そして、保育士になるなら品川区だという評判が立つぐらい、私はなってもいいと思うのですけれども、その辺についていかがですかということと、249ページで保育士等キャリアアップ補助金というのがついていますが、今、上げてくれとって質問して、今度は質問が下げてしまうみたいなののですけれども、こうやって保育士に対してはいろいろな補助金等がありますが、片や介護士等はいかがでしょう。こういう制度はあまり聞かないですし、ただ、介護士とか、障害者の方に対する職員の方とかの制度が、たしか今年の10月に変わったと思うのですけれども、使い勝手が悪いというような、国による処遇改善で、新しい枠組みがスタートしたそうですが、活用がすごく難しいと。区民生活を支える貴重な人材の皆さんなので、ぜひ社会福祉法人などが使い勝手のいい支援策を講じていただきたいと思うのですけれども、その辺についていかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 保育士の給与のことでございますけれども、品川区だけが高いと、事業者がそ

の保育士を異動させたくても、どうしてもほかの区に行きたくないといって、事業者の中でもめるようなことは出てくるかと思えます。東京都から埼玉のほうになかなか異動をしたがらなくて困っているという話は事業者から聞いております。

また、例えば、品川区で給与がアップした場合、次にほかの区に異動させたときに給与を下げるわけにはいきませんので、そうすると、ほかの区に行ったときに全て事業者の負担になりますので、そうすると、また事業者の経営を圧迫するので、なかなか品川区だけというのは難しい面もあるのかと考えております。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、介護職員の処遇等につきましては、品川区と他の自治体を比較した場合ですけれども、品川区のほうは、例えば、特養ホーム等の施設に、大規模施設であるがゆえに発生する負担に対する支援費ということで、各ホームのほうに補助金、それから、委託料の増額という形で金銭的な支援はさせていただいているというところが、これがまず他の自治体と大きく違っているというところは自負しているところでございます。

それから、委員からお話のありました処遇改善の加算というのがありまして、処遇改善加算につきましては、1つメリットとしましては、処遇改善加算をとった場合は、必ず職員の賃金のほうに全て反映させなければいけないと。要するに、事業者のほうにフィードバックがあってはいけないという制度なので、確実に給料が上がるという意味では、これは介護職員に関してですけれども、常勤、非常勤問わず給料が上がる仕組みになっているので、そこは一定程度評価できると思っております。一方で、先ほどの使い勝手という面に関しては、幾つか確かに課題は指摘されておりまして、例えば、1つは、非常勤の場合は扶養の関係がありまして、年間の上限を設定している方が多いものですから、加算で給料が上がると、勤務時間を減らしてしまったりするような、こういった事例も実際には出ているのです。それ以上働けなくなるということで、事業者のほうはそれで人手をまた新たに確保しなければならないといったものです。それから、全てが給料に反映されるので、事業主負担が増えるといったようなところが、使い勝手の悪さとしては指摘されていると聞いています。

○藤原委員 両課長、もちろん事業者といろいろ話して、そして、事業者のことを考えるのは大事ですけれども、実際、現場で頑張ってくださっている方たち、下支えしてくれている方々のことを思ってください。そこはいろいろなことがあると思いますが、給料、これは大事ですから、一つ考えておいてください。

次に、確認したいのですけれども、成果報告書の24ページで、成年後見制度なのですけれども、改めて伺います。これ、何年も続いている事業だと思うのですけれども、トラブルはありませんよね。

○大串福祉計画課長 成年後見制度についてのお問い合わせでございます。こちらにつきましては、ご案内のように、社会福祉協議会のほうに成年後見センターというものをつくって、そちらで事業を進めているところでございます。そうした意味では、ある意味、公的な機関が携わっているといったところで、特にトラブルといったものは聞いているわけではありません。

○藤原委員 この制度、来年、制度の見直しがあるのではないかと伺ったのですけれども、その辺を教えてください。

それと、こういうとき、ずっとトラブルはありませんというときに、トラブルが起きるときがあるではないですか。わからないですよ。勝手に私が言っている。だけれども、先駆的、他自治体も注目している、視察もこの制度については来る。ここで品川区に何かトラブルがあれば、あの品川区がとなってしまうので、この制度自体の信頼性がなくなってしまう。大げさですね。なくなってはしまわない

けれども、あの品川区がという形になってしまいますので、その辺についていかがですか。

○大串福祉計画課長 制度が変わるということではないのですけれども、国のほうからは、この成年後見制度の利用促進、これに関する基本計画、これの策定を求められておまして、次年度についてはこの策定を行っていきたいと考えているところでございます。

まさに委員おっしゃるとおりでございます。この制度は、ご本人の財産管理、そういったところも含めて、身上保護も含めて行っている制度でございます。何がしかあってしまっただけでは、この制度の根幹が揺らいでいくと考えておりますので、今後ともそちらについては気を引き締めて制度の運営をやりたいと考えているところでございます。

○藤原委員 次、239ページのクラウドファンディングについてお伺いするのですが、この話題は決算特別委員会でも出ていますけれども、子ども食堂の支援という形で、賛同していただいている皆様からご寄附をいただくということだと思いますが、現在、幾らぐらいになっているかということ、この事業は、子ども食堂等でこういう形で寄附を集めてほしいというお願いといたしますか、そういうのはあったのかということと、それともう一点は、何を子ども食堂等が本当に求めているのかということ、ある意味、把握しながら動いていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○三ッ橋子ども家庭支援課長 9月10日から開始いたしましたガバメントクラウドファンディングによる子どもの食の支援事業でございます。10月4日現在、263万5,000円のご寄附をいただいているところでございます。

子ども食堂からのお願いがあったのかどうかという、この事業の趣旨でございますけれども、やはり子ども食堂は、子ども食堂の運営者の皆様が実施しているものでございまして、品川区は、子ども食堂ネットワークを立ち上げております。社会福祉協議会に委託しながら、ネットワーク協議会として対応しているところでございまして、まだまだ子ども食堂を運営するに当たっては、皆様方からのご支援が、経費等々が足りていないというお話はございます。

○藤原委員 この制度、すばらしいと思います。私も寄附をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○三ッ橋子ども家庭支援課長 寄附行為に当たりますので、議員の皆様方については寄附はできないのですが、できるだけ、まだ目標に達しておりませんので、周知徹底を広くお願いいたします。

○大倉委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 257ページ、生活保護経費のケースワーカーの増員について、あと、国保会計について伺います。

まず、本日も何度か質疑もありましたケースワーカー、今年度は43人ということですが、受け持つ受給者の方は平均で110世帯ということでしたけれども、生活保護世帯数に応じてケースワーカーの配置の標準数というのが定められていると思いますが、それは何人になっているのでしょうか。また、それは何によって示されているのでしょうか。法律なのか、通達なのか、助言なのか、伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 世帯の標準数、こちらは80世帯ということになってございます。この根拠といたしましては、昭和26年3月29日に定められた社会福祉法、当時は名称が違いましたが、こちらのほうの第16条で定めているものでございます。

○安藤委員 法律で定められているということですが、今現状で一番多く担当している方で、

何人の方が最高なのか。うまく聞けないのですけれども、一番多い人は何人担当しているのかということと、また、今示された標準の80世帯以上を担当しているケースワーカーの方の人数や割合はどれぐらいなのか、伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 現在、一番多く担当しているケースワーカーで、125件です。そして、80世帯以上を持っているケースワーカーというご質問ですが、こちら、逆に80世帯を持っていないケースワーカーが3名ほど、こちらにつきましては、例えば、ほかの専門的な支援の仕事をしているとか、そういうことで3名ほどおりますので、差し引き40名が80世帯を超える世帯を持っています。

○安藤委員 大変な、ほとんどがそういう80世帯以上を担当されていて、最高125件ということですが、もちろん生活に大変な困難を抱えている方だからこそ相談もするし、生活保護を受けると思うのですが、昨年、生活保護のケースワーカーを描いた漫画がドラマ化もされまして、内容もとても良心的なもので、私も時々見ていたのですけれども、少し生活保護の担当者の方にこの感想を伺う機会がありましたので、聞いたのですけれども、あれだけ丁寧に親身になってかかわれるというのは、ドラマだからだと。一人ひとりの方にそういう時間はなかなかとれない現実があるとおっしゃってありました。支援が必要なことを重々承知の上で、それになかなか応えられない現実とのはざままで苦しんでいる、そういうのがかいま見られた瞬間でした。

実際、私も、病気や失業や、取り崩して暮らしていた貯金が底をつくなど、さまざまな理由で暮らしていけないとの相談を日々受け、生活保護につなぐことがありますけれども、どのケースも、住まい、病気、就労など、さまざまな分野との連携が必要な深刻なケースだと思います。ましてや生活保護、事務事業概要で課長も毎年説明しておりますように、憲法第25条、生存権保障を具体化するものであり、健康で文化的な生活水準を維持するものです。一つ一つの相談は、お一人お一人の人生や、時には命をも左右するものとなる場合もあるため、ケースワーカーがそうした重責に応えることができる環境づくりというのは、私は生存権の保障、区民の命と暮らしを守ることに直結すると思います。

伺いますけれども、生存権の保障という観点、それを担うケースワーカーの深刻な仕事の内容から、現在の担当人数の状況というのは適正だと考えておられるのか、伺いたいと思います。

○矢木生活福祉課長 現時点の世帯数でございますが、私どもといたしましても、例えば、専門非常勤、高齢者世帯自立支援員と申しますが、こちら、地域で安定した生活をされている高齢者世帯自立支援員を5名配置することによって、実質の持ち件数を100件弱ということに縮減しております。

それから、研修です。これは都のほうも充実して実施してくれているのですが、区におきましても、ケースワーカーの仕事の支援ということで、毎年見直して、なるべく短い時間で効果的な研修をするように実施しております。

それから、係内におきましては、チューター制度を設けまして、先輩が後輩を親身になって教えていく、そういった制度も設けてございます。

それから、課全体といたしましては、アドバイザースタッフを集中化させるような試みもしてございます。これらのさまざまな支援を通じまして、充実した援助を現員の中で最大限していく、そして、ケースワーカーを支援していく、そのことに全力を注いでいるところでございます。

○安藤委員 現員の中で最大限努力するということは、すごく今の説明からもよくわかりますけれども、工夫をしても、5名配置で、非常勤配置で100件弱だということですが、やはり一つ一つのケースが本当に深刻なケースですので、生存権の保障という観点からも、ぜひ増員というのをしっかり全庁的に考えていただきたいと思います。

次に、国保について伺いたいと思いますが、ある40代の町工場のご主人にお話を伺ったのですが、小学校と中学生2人のお子さんと奥さん、あと、お母さんの5人世帯です。仕事も減って、持ち家だから何とかやっていますが、実際は赤字だと。国保料が高過ぎるし、毎年上がって、一体幾らまで上がっていくのかというお話でした。払うしかないし、払っているのですけれども、このままだといつか保険料も払えなくなると。そうなったら、先祖代々の土地や建物を売るしかなく、早く死ねというのかという怒りのお声でした。

実際、40代夫婦、子ども2人で4人世帯の場合、品川区の保険料は、平成21年からの10年間で年収300万円で18万円から36万7,000円、2倍以上。年収500万円の場合でも、やはり2倍近く上がっています。一体幾らまで上がっていくのかというのは、本当にそのとおりだと思うのです。ですから、私は保険料は下げなくてはいけないと思います。品川区でやれることをやるべきだと思います。

子どもの均等割の無料化について伺いますが、都内で既に4自治体で実施されています。区は、3月の予算特別委員会で、区独自に無料化しない理由について、財源をさらに一般財源で賄うこととなるということになって、難しいと。答えていないような、わからない答弁だったのですけれども、これまで品川区は、一般財源から国保会計へ投入してきた繰入金というのを、平成22年度からの8年間で10分の1、3億3,000万円まで削ってきた。それを、広域化による国の方針、特別区の方針を理由に正当化してきたわけですが、つまり、これまで国保のために使っていたお金を使わなくて済むようになったわけです。それにもかかわらず、なぜ子どもの均等割の無料化のために区はお金を使おうとしないのか、伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長 子どもの均等割の無料化のために、区はどうしてお金を使わないのかというご質問でございますけれども、まず、保険料につきましては、こちらは昨年から広域化ということになりまして、東京都でほぼ統一の額が決まっているところでございまして、こちらのほうは、東京都が示します保険料につきましては、区で保険料を決めるということでやらせていただいているところでございます。

子どもの均等割の部分での減額だと思いますけれども、それについてのお答えにつきましては、私どものほうとしては、品川区独自でということは全く考えていないということでお話をさせていただいているところでございます。

ただ、品川区としても、ほかのどこの区も、こうした子どもたちの保険料については大変な問題ということになってございますので、東京都を通じ、国のほうに要望として出させていただいているところでございます。

○安藤委員 子どもの国保の無料化に係る経費というのは約2億円だという、平成31年度予算特別委員会での答弁がありましたけれども、これまで使ってきた保険料を、一般財源の投入を削減したわけですから、ぜひ子どもの均等割の無料化のために使っていただきたいと思います。

○大倉委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 211ページの在宅高齢者支援事業、それから、218ページの障害者福祉費、これは場所がなかったので、ヘルプカードについて伺います。

初めに、在宅高齢者支援事業なのですが、決算書には記載はないのですけれども、事項別明細書で、この事業の中に医療ショートステイ事業というのが予算計上されておりました、約200万円、193万円ぐらいの予算があるのですが、これの実績を教えてくださいたいと思います。あと、事業の簡単な

概要についてお願いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 医療ショートステイの事業内容ですけれども、介護保険制度でいう短期入所生活介護、いわゆるショートステイ事業というのは、特養ホームの中で行われているのが常でございまして、特養ホームに関しましては、やはり医療対応に限界がございまして、医療対応が必要な方が介護保険制度のショートステイが使えないという、こういった状況が想定されますので、平成24年度から、区内の病院と連携をしまして、医療対応が可能なショートステイを起こすということで始めた事業でございます。

そして、予算の事項別明細書に載っていて、今回の決算書に載っていないというのは、平成30年度につきましては実績が1件もなかったということで、数年、実際の実利用者は1桁で推移をしていたのですけれども、平成30年度に関しましては、例えば、頻繁に利用していた方が利用がなくなったという事例とか、区境の方が近隣区の病院の利用に変えたとか、お亡くなりになったという場合もあります。入院されたという事例も含めまして、利用がなくなって、平成30年度はたまたまというか、残念ながら実績はなかったのですけれども、これは大変必要な事業だと思っておりますので、今年度も引き続き予算計上はしているところでございます。

○たけうち委員 ありがとうございます。第三北品川病院、東芝、今は東京品川病院、旗の台脳神経外科病院、森山リハビリテーションクリニック、この4つの病院でベッドを確保していただいているのですけれども、残念ながら、平成30年度は実績がなかったということでございます。

この1万6,200円というのは、1日1万6,200円が負担されるのかと思うのですが、これは区の方がご負担をさせていただいて、ご利用される方は料金はどれくらいかかるのか、無料なのか、この辺を教えていただきたいのと、また、先ほどありました、平成24年度から始まって、ここ数年、事務事業概要を見ますと、平成27年度から28年度、29年度、30年度と、年々、利用の実績が金額としては減っているような感じになっているのですけれども、たまたまなのか、何か周知がなかなか、一通りされたのでしょうかけれども、またさらに必要になってくるのか、その辺の状況がわかれば、教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、金額でございます。1万6,200円と記載がありますが、今現在は、消費税が10%になったということで、1万6,500円ということで対応しているところでございます。これは区が各病院に支払いをする金額、介護保険が使えませんので、区がお支払いをして、ご利用者の方は介護保険と同様に、1割ないし2割、3割という形で自己負担をいただいているというものでございます。

それから、この数年の実績ですけれども、平成28年度は実人数で8名の方、それから、平成29年度は3名の方ということで、縮小しているという理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、PRにつきましては、この事業があることを知らなかったかというお話に関しては、区のほうには届いておりませんし、そういう認識はございません。たまたまという言い方が適切かどうかはわかりませんが、区内の各ケアマネジャーに関してはしっかり周知しております、ニーズがある場合につきましては、ご案内できるような体制はとっているところでございます。

○たけうち委員 ありがとうございます。高齢化の中で非常にニーズの高い事業なのかなと。そういった面では、今、周知をしっかりといただいているということなので、これからも引き続きご利用したい方が使えるような形でお願いしたいと思っております。

それから、医療ショートステイ事業事務連絡というのも、約280万円ぐらい計上されていますけれども、こうした中で、医療関係者と利用者での事務連絡というのですかね、こういうのがあるみたいなのですけれども、ここでそういった利用の周知だとか、どうしていこうとか、そういうことも話し合われているのかと思うのですが、そこについてもしわかれば、教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 周知方法につきましては、ケアマネジャー等の連絡会等もありまして、この中でしっかりとまず徹底をしているところでございます。

それから、すみません、先ほど1つ答弁、誤りがございましたので、訂正させていただきたいのですけれども、1万6,500円というのは、これは部屋代ということで区が病院にお支払いをしているということで、保険の給付分ということではございません。部屋代として区がお支払いをしているということで、ご利用者は通常の医療保険の範囲で対応しているということでございます。大変失礼いたしました。

○たけうち委員 医療ショートステイ事業事務連絡というので予算が約280万円ぐらいついているのですけれども、これの内容とかがもしわかれば、教えてください。

それから、次に行きますけれども、ヘルプカード、これについて平成27年だったかな。もう少し前ですかね。ヘルプカード、平成24年ですね。第1回定例会で私も取り上げさせていただいて、その年の補正予算がついて、東京都の補正予算で10分の10でヘルプカードが導入されているのですが、約7年経ちますけれども、一応、決算書とか予算書に出ていないということは、一回、それで刷って、全部一通り配り終わったからかと思うのですが、今の活用の現状ですとか、在庫がどれくらいあるのかとか、その辺がわかれば、教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 すみません。先ほどの事務経費ということでございますが、書類等のやりとりにかかる郵送料等でございます。

○松山障害者福祉課長 ヘルプカードにつきましては、確かに7年経過したということで、手帳をお持ちの方に一斉に配付したものでございますけれども、在庫としてはかなり少なくなってきました。

○たけうち委員 毎年、障害者の団体の方と懇談会をやりまして、今年出た意見の中で、ヘルプカードについて、非常に簡単なのかと思うのですが、かばんにくくりつけられるケースのようなものにしてもらいたいという声があったのです。ヘルプマークというのが今そういう形でつけられるのですけれども、それでまた、中身についても、今、7年経って在庫がなくなってきたということなので、もう一回その辺もいろいろお話を伺いながら、刷新していけたらいいのではないかと思います。また、あわせて去年も、障害者の団体の方の、いわゆる災害対策、防災対策で、特に防災課も交えて障害者福祉課としっかり話し合ってもらいたいということで、なかなか今までは毎年団体の懇談会をやると、あまり話し合っていない感じだったので、今年はしっかり話し合いがされているような感じだったので、それでいろいろな意見が出たのですが、ほかの内容については、今日は所管が違うのであれですけれども、ヘルプカードについてのご所見を伺います。

○松山障害者福祉課長 ヘルプカードにつきましては、確かに多くのご意見が寄せられておりまして、やはりまずは一つは、本人がより使いやすく、また、何らかの支援が必要な方であるということが、ほかの方から見てわかりやすいものということで、何かしらカードにしてほしい、あるいはかばんに下げられるようにしてほしい等々のご意見がさまざま出ておりますので、検討していきたいと思っております。

○**たけうち委員** ぜひお願いします。1つにしてしまうと、中にはかばんにつけたくない方もいるかと。私もそれを聞いたときに、万が一とられてしまったりして、心配だと思う部分もあるので、そういうケースを用意しておけば、両方の希望に合わせてできるのかと思うので、いろいろ工夫していただいて、ぜひよろしく願いいたします。要望です。

○**大倉委員長** 次に、石田秀男委員。

○**石田（秀）委員** 私からは、ページがいろいろまたがるので、内容は地域包括ケアシステムについて伺います。

まず初めに、地域包括ケアシステムをやるに当たっては、何といても医療と介護の連携が重要であると考えております。その中で今、品川区は、23区でも多分、トップの取り組みをされていると私は考えていますし、評価もしています。

その中で伺いをしたいのは、多職種連携で、患者情報を共有するために、患者や家族の同意をとっていると思います。これは非常にいいことだと思いますが、現在、何人の方が同意されているのか、伺います。

また、区は、今、ヘルパーの報告書を一元管理していると。これもすばらしいことだと思っております。その中で、これをいかにこれから活かしていくかが重要だと考えております。具体的にどういう形にしていこうと考えているのかも、あわせて伺いたいと思います。

現場では、ヘルパーとかケアマネが、例えば、利用者の方の家族の皆さんと病院に行って相談に行くとか、そういうときに、現在はどうも病院の窓口対応のところまで連携がとれているとは決してここは思えません。ここは医師、もちろん病院の窓口を含めた体制をつくっていかないと、連携がなかなかできないと考えております。現状と、今後どういう形で取り組んでいくのかもお知らせください。

○**寺嶋高齢者福祉課長** 品川区の多職種連携システムに関してのお尋ねだと思います。まず、品川区のほうは、在宅介護支援システムという、介護分野だけのシステムが従来からございまして、これを一昨年度、6億円余をかけまして大改修を行ったということで、まず、委員のご指摘のあった内容で、一元管理という、20カ所の在宅介護支援センターでの介護情報が、区の高齢者福祉課、本課のほうで全て把握できるということになっております。これはもう一つの見方としては、地域包括支援センターが品川区で20カ所の在支にその機能を分散しているという一つの考え方のもとに、区のほうで集中的にそれが把握できるという、こういった一つの狙いがあるものでございます。

したがいまして、困難ケース等も含めまして、相談をする際に区のほうで瞬時にその内容を把握することができますので、迅速な対応、的確な対応ができるということで、効果的に機能していると認識しているところでございます。

大改修と申し上げた在宅介護支援システムの改修にあわせまして、多職種連携システムという機能を新たに追加しまして、医療機関等も含めてこのシステムにご賛同いただきまして、ご利用者様、医療側から見た患者を特定して、ご本人の同意を得た上で、関係する、例えば、介護事業所、病院、それから、薬剤師等が1つの情報を同時に把握できるという、こういったシステムでございます。先ほどの在宅介護支援センターから上がってくる情報を共有できるという意味でも、共有できる内容については一定程度精査は必要ですけれども、必要な情報については共有できるような仕組みが今でき上がっているというところでございます。

そして、登録者数でございますが、今現在、ご登録いただいている高齢者の方は、3,445名でございます。

○大串福祉計画課長 後段の医療と介護の連携については、私のほうからご説明したいと思います。これまで介護と医療、顔の見える関係づくりということでさまざま取り組んでまいりましたけれども、今年度、さらにその連携を深めていこうということで、区内を4つのブロックに分けて、医療と介護の連携、地域ケアブロック会議というものを開催していこうと考えているところでございます。

それぞれその4つ分けた中では、拠点病院、例えば、第三北品川病院、東京品川病院、あるいはN T T東日本関東病院、それから、昭和大学病院、こういった拠点病院もこのブロック会議の中に入っただいて、訪問看護ステーションですとか、薬剤師会、あるいは両医師会、これらのご協力を得ながら、この中で地域の課題の抽出と解決策、こういったものを考えていければといったところです。一番早いところでいくと、11月の上旬ですけれども、この会議を開いていきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 ぜひ推し進めていただきたいと思います。今伺った中で、本当に医療との連携が必要で、先ほど言った窓口のお答えがなかったけれども、できているとは今は決して思っていない。その中で、今、ケアマネが医療連携に向けてのスキルアップ研修を改めてスタートをしたと聞いています。すごくこれもいいことだと思っておりますので、これをぜひもっと推し進めていっていただきたいと思っております。

また、ヘルパーが直接病院に相談ができることがよりよい連携と考えています。これも今、取り組みは始まっているけれども、なかなか相手の体制づくりができていないのかと思っています。その中で、先ほど4つのブロック会議ということがあったのだけれども、これは今、どうしても医師会の方が中心になって会議を持たれていると思っておりますが、私はここは介護側が中心になって進めていったほうがいいのではないかと少し思っています。

どうしてこういうことを言うのかというと、日ごろ在宅で対応しているヘルパーまたはケアマネが、その利用者の方のことを一番わかっているわけですよね。例えば、在宅であると、医療もかかっていたけれども、その状況が変わらない場合も結構あるわけではないですか。そうなったら、ヘルパーなどが、何か患者の変化があったとき、それを医師に適切にアドバイスをしてもらえる。それが1か月に1回なのか、2か月に1回なのか。連携のとり方としては、そういうほうが医師もそんなに大変ではないし、日々活動しているヘルパーのほうが中心になってそういうご相談のできる体制ができたほうが、連携が進むと思いますので、そこら辺の考え方もあわせてお考えをお伺いしたい。

○大串福祉計画課長 介護と医療の連携といったとき、やはり介護側からの視点、あるいは医療側からの視点といったところで、さまざまなご意見が出ているのは事実でございます。まさにそうしたところをこのブロック会議ということで、4つに分けた形なるべく地域、顔の見える関係といった中で話し合いをしていただければと思っております。

そのブロックの中で、会議を引っ張っていただくリーダーということでお願いをしているのが、医療系からお一人、それから、介護側からケアマネジャー等々、こういったところからも選出をいただいて、まずはそういった方を中心としながら、その中で会議を進めていければと思っております。

委員ご指摘いただいたような課題等々もその中で多分出てこようかと思っておりますので、そうした中で介護と医療の関係、こういったものの中での関係性を構築していければいいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 ぜひその部分は、今、ここまで来られているので、簡単に言うと、その4つのブロックの大きい病院は、多分、ソフトの問題もこれから必ず出てくるのだらうと思っております。そ

このソフトの部分もぜひ踏み込んでご協力をいただければと思っておりますので、そこら辺のところも、やはりこれは行政が中心になって一緒になってやらないとできないと思っておりますので、一元管理のときと同じような形で、行政が手腕を発揮していただきたいと思っております。これは要望しておきます。

それから、必ずこれ、地域の中でいろいろなことをやっていくというときに、健康長寿の話は課が違うので、また違うところでやります。健康的なこと。だけど、介護とか、いろいろな運動系の介護予防とかいうと高齢者地域支援課でやるとか、健康づくりは健康課なのだけれども、例えば、軽度の認知症の高齢者支援だと高齢者福祉課がやったりとか、いろいろな形で健康課から高齢者福祉課、高齢者地域支援課だと。結構見れば見るほどばらばらなのです。ここら辺のばらばらさというのか、どこが中心でやるのか。健康課だとすれば、これは医者もいらっしゃるし、医療の話も出てくる。介護のほうは介護事業者もよくご存じだろうし、そういうことを含めていくと、どこかがやはり中心になって、これは行政側の中でもまとめていかないわけにはいかないではないですか。高齢者福祉課が一番なのか、福祉計画課なのかどうもわからないけれども、ここら辺のところを、横串の問題みたいになるのだけれども、そこだけ教えていただきたい。

○大串福祉計画課長 委員おっしゃるように、健康といったものを軸にといったところになろうかと思っております。そうした中では、高齢の関係であったりとか、障害の関係、あるいはそういったものではなく、年齢区分関係なくといったところの健康という流れになってこようかと思っております。

今、どうしても我々福祉部のほうといたしましては、いわゆる本当に福祉的な視点というところ、支え合いが必要だといったところで、対象者を考えさせていただいているところですし、また、健康といったところでは、あまねく方が対象になってこようかと考えております。

ただ、そうはいいながらも、双方連携をしながら、品川区民のためといったところで、業務のほうは進めていければと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 区長もしながわ健康プラン21で書かれていて、「みんなで築く健康・福祉都市」なのです。だから、これは両方あわせてやっていこうということなので、これは先ほども言ったので、ほかの衛生費で、またそのときにやります。

その中で、品川健康祭り2020、これは仮称です。それと、今度、ケアフェスが同時開催していこうということで予定されています。その目的は、子どもから高齢者まで楽しんで健康づくりをするまちを目指していこう、それから、健康長寿を延ばすための地域包括ケア実現のための地域イベントを位置づけていこう、それから、ケアフェス、これはケア協議会がもちろん主催でやっていくのだけれども、同時開催することで相乗効果を出していこうというのを目的でやっております。

私はケア協議会というのは、今まで中心的な役割をしてきたけれども、ここはケア協議会の今後も含めて、このイベントが成功すれば、これが根づけば、地域包括ケアの本来の目標に近づいていけると考えています。だから、そう考えると、この支援体制はどこがどのように今現在行っていこうと考えているのか、これも教えていただきたいと思っております。

○寺嶋高齢者福祉課長 同時開催ということにつきましては、今、委員からもご指摘いただいたように、相乗効果ということを狙いまして、一定程度の効果を見込んでいるところでございます。

どこが主導権かということですが、今の段階では、2つのセクションに分かれておりますけれども、これはケア協議会と、実際に行う事業者ということではなくて、区のほうも十分準備段階からバックアップ体制をとりながらやっていきたいと思っております。そういう意味では、高齢者福祉課、もちろん福祉計画課も高齢者地域支援課もそうですけれども、福祉部を挙げて取り組んでいく事業だと考えて

おります。

○石田（秀）委員 ぜひよろしく申し上げます。

それでは、1点だけ、215ページ、介護福祉専門学校の話をしていただきます。今、人材不足から外国人という話もあったりするので、定数割れをしているということでもあります。それで、私は専門学校に営業職を専門に入れてはどうかと思っております。それから、外国人枠を設けてはというのは、定数割れをしているから安易にそこで入れるという動きは、私はやらないほうが良いと思っております。設立の当初の考え方でいくのであれば、もし施設が人材不足で外国人をとるのであれば、そこは経験者を頑張って採用してもらって、学校が対応するのは私はやめたほうが良いと思っております。そこについての営業職と、私は枠はやめたほうが良いと思うので、そういうことについて最後お伺いしたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、年々、生徒数が減っているというところは実際の事実でございます。ただ、PRが不足しているかという、かなり学校のほうも力を入れてPRをしているところでございます。そういう意味では、営業職の導入という、これは社会福祉協議会との相談にもなりますけれども、ご意見としては承って、伝えていきたいと思っております。しっかり人材を確保していく必要があると思っております。

それから、外国人につきましては、実際に外国人の生徒も入ってきているということもありますので、これにつきましては、状況を注視していきたいと考えているところでございます。

○大倉委員長 最後に、大沢委員。

○大沢委員 今の石田秀男委員と重なります。まず、215ページの介護人材、それと、256ページの生活保護、2つについて伺います。

今のお話の中で、人材が不足しているというお話を聞きましたが、先ほど鈴木真澄委員からの話もありました。2025年、団塊の世代が全部75歳以上になるということで、これが人材が不足していながら、一方では介護されるべき対象者が増えてくる。このアンバランスをどのように考えて、今、助走期間だと思うのですけれども、区ではどのような準備をされているのか。施設面と接遇面、どのような考えで運ばれていくのか教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 介護現場の人材づくりにつきましては、首都圏のほうに関しましては、まだ他県に比べると実感としては強くないという部分もありますけれども、確実に不足しているということは、区内の各法人も認識をしているところでございまして、まず1つは、職場環境改善、処遇改善等も含めて、各法人が人材確保に取り組んでいるということは、ここ数年来、力を入れてやっているところでございます。

そして、品川区には介護福祉専門学校もありますので、そちらから就職してくれる学生が多いということは、品川区の一つの強みでもありますので、こちらの生徒の確保につきましても、これは社会福祉協議会と連携して、さらに力を入れていく必要があろうかと思っております。

ただ、実際の人口構成からいまして、労働力人口そのものが少なくなっているというのは、これは否定できないことではございますので、それをどのように補っていくかというところが課題であろうと考えております。1つは、例えば、介護機器、ICT等も含めて、負担を軽減するということです。これは国レベルにはなりますけれども、人がやるべきこと、それから、機械でできることというのをしっかりすみ分けをして、どのぐらいの実際の体制が必要かということも、国のほうでは今、検証に入っているという情報も聞いておりますので、まずは人材だけでは対応し切れないところをどのような形で

補っていくかというのも、一つの研究課題だと聞いているところでございます。

それから、先ほどお話が若干出ましたけれども、外国人雇用ということにつきましては、今年度から特定技能という制度も加わりまして、それから、今実際に技能実習という形で労働力が入ってきているということもあります。こちらにつきましては、今、情報をとりながら、実際に外国人を雇用している施設の視察等も行きまして、どのような形で働いているか、それから、ご家族、ご本人に受け入れられているかといったようなところも実際に目で見て、確認をしている。こういった作業をしているところでございます。

○大沢委員 間違いなく、これは人口構成ですから、日本の一番のボリュームゾーンがまさに対象になってくるので、そここのところは準備を今されているということですが、その準備をされていることにつけても、やはり団塊の世代、昔というか、常々私がお話をしているように、高齢者の増が1970年代、80年代と明らかに今変わってきておまして、何回も申し上げてしつこいかもしれないのですが、70年代の高齢者像は、サザエさんの磯野波平さんに代表されるようなことで、今後の団塊の世代においては島耕作、さらに進むと、さらに島耕作よりも進化した高齢者が増えてくると思います。そういった中で、やはり介護士たちのモチベーションを保っていくことが大事でありまして、そこら辺のモチベーションを保つための対策というか、先ほどの介護福祉専門学校でもあったような、あるいは施設でもモチベーションを保つための取り組みはしていると思うのですが、団塊の世代対応に対してのモチベーションを高める何かというのはやっつけいらっしゃいますか。

○寺嶋高齢者福祉課長 今、委員からまさにご案内があったとおりでございますけれども、高齢者像というのは変わっております。今現在、現場を支えているベテランの職員が描いている高齢者像、それから、若手の職員が描いている高齢者像というところに若干のギャップがあるということで、これは指定管理のモニタリング等の中でも出てくる話題ではありますけれども、ベテランの職員の、ある意味、いいも悪いも思い込みがあって、若い方と感覚が少し合っていないところがあるということを、施設のほうで直接分析をしているところもあります。そういった意味では、その辺をきちんと情報を共有して、わかり合えるような体制、それから、モチベーションという意味では、各法人で自分の資格等に合った処遇を受けるといった金銭面的なことももちろん大きいかと思いますけれども、まずは働きやすい環境づくりということで、意思の疎通がしっかりとれるような取り組みを各法人でやっているというところは、確認しているところでございます。

それから、高齢者人口が増えて、後期高齢者が増えると、その分、給付費が増えるというのは、これは統計上の見込みではこのように言わざるを得ないのですが、いわゆる車の両輪的にやっています介護予防事業等、健康寿命を延ばして、介護給付を受けなくても元気に暮らしていけるということが実現できれば、これが一番すばらしいことだと思いますので、そういった事業につきましても、ますます力を入れていく必要があるかと考えております。

○大沢委員 ベテランの方と若手の方、今、おっしゃった感覚、高齢者像の捉え方が違う。しかしながら、今度、若手の方が中心になっていくわけですので、なかなかどうしても団塊の世代という方たちは自己主張が強うございます。かなりのインパクトを受けると思うので、なるべくなら早目に抵抗力を持っていただくような、団塊の世代像の高齢者像についての知識なりを入れていただくと、彼らが困らない、心折れることがないような介護ができるのではないかと思いますので、ご納得いただけたら、そこも含みおきで、研修などをやっていただきたいと思います。

やはり団塊の世代は、この日本においては重要なキーワードであり、よくも悪くも今日の日本をつ

くった世代でありますから、その方たちが今後高齢を迎えるわけですので、しっかりとご対応をお願いしたいと思います。

それと、2番目に、生活福祉なのですが、まず、単刀直入にお伺いしますが、弁護士たちがやっているのが法テラス。それと、風テラスというものがあるのですが、その存在はご存じでしょうか。

○矢木生活福祉課長　まことに申しわけございませんが、存じ上げておりません。

○大沢委員　風俗の従事者、風俗で働く方たちを専門に相談を受ける団体でありまして、全国で風俗は1万3,000あります。これは東京都に集中はしておりますけれども、どのような位置を占めるか。参考程度に言いますが、セブーンイレブンが1万6,000、マクドナルドが3,300と。今でいうコーヒーチェーン、これが1,000ということですので、いかに大きな市場であるかということがわかります。その中で従事している女性たち、まさに生活にお困りの方、離婚を迎えたり、借金を抱えたり、そのところで日銭を稼げるという、あとは仕事のシフトが自由にできるということで、本当にお困りの方はそちらのほうで就労をする傾向が多いように私は感じられます。

そこで、それを法律的にも自立支援のためにもということで、引き受ける機会というか、そういう組織でありますけれども、今ご存じないようだったので、そこらのところを今後、一回調べていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○矢木生活福祉課長　先ほどは失礼いたしました。こういった風俗の方々を支援するところというのは、以前ご紹介をいただいて、存じてはございました。ただ、詳細については、お話を伺っただけなので、申しわけございませんが、把握してございませんでした。失礼いたしました。

○大沢委員　物の性質がゆえに、お話ができずにお困りの方が本当にいっぱいいらっしゃると思いますので、そのところ、見えないところにいる方たちをしっかりとフォローしていただきたいと思います。

○大倉委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月7日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時51分閉会

委員長　大倉　たかひろ